

第百二十三回国会
議 院
石炭対策特別委員会
議 録 第 二 号

平成四年二月二十七日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 佐藤 敬治君

理事 金子原二郎君 理事 北村 直人君

理事 古賀 一成君 理事 自見庄三郎君

理事 渡辺 省一君 理事 岡田 利春君

理事 中西 續介君 理事 東 順治君

愛野興一郎君 麻生 太郎君

上草 義輝君 古賀 誠君

坂井 隆憲君 坂本 剛二君

鳩山由紀夫君 渡瀬 憲明君

岩田 順介君 緒方 克陽君

中沢 健次君 細谷 治通君

藤原 房雄君 小沢 和秋君

高木 義明君

出席國務大臣

通商産業大臣 渡部 恒三君

労働大臣 近藤 鉄雄君

出席政府委員

通商産業大臣官 内藤 正久君

房長 渡辺 修君

房総務審議官 通商産業省立地 鈴木 英夫君

公害局長 横田 捷宏君

工業技術院総務 部長 山本 貞一君

資源エネルギー 庁長官 土居 征夫君

資源エネルギー 庁石炭部長 征矢 紀臣君

労働省職業安定 局高年齢・障害者 対策部長

委員外の出席者

水産庁研究部漁 場保全課長 吉崎 清君

運輸省鉄道局幹 線鉄道課長 岩村 敬君

建設省道路局国 道第一課長 藤田 忠夫君

自治省財政局調 整室長 森元 恒雄君

商工委員会調査 室長 山下 弘文君

委員の異動

一月二十八日

辞任 塚原 俊平君

補欠選任 坂本 剛二君

二月十日

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合 的な実施のための関係法律の整備等に関する法 律案(内閣提出第二三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合 的な実施のための関係法律の整備等に関する法 律案(内閣提出第二三三号)

石炭対策に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

石炭対策の基本施策について、渡部通商産業大 臣及び近藤労働大臣から、それぞれ発言を求めら れておりますので、順次これを許します。渡部通 商産業大臣。

○渡部通商産業大臣 第百二十三回国会における石炭

対策特別委員会の御審議に先立ちまして、石炭政 策に関する私の所信の一端を申し上げます。

我が国石炭鉱業に關しましては、昭和六十二年 度以降、第八次石炭政策を推進してまいりました が、関係者の懸命の努力と需要界の協力などの 結果、おむね所期の目標に沿って推移してきた ものと考えております。しかしながら、国内石炭 鉱業は内外炭価格差問題を初めとして、引き続き 厳しい環境に直面しております。

このような状況を踏まえ、昨年六月に「今後の 石炭政策の在り方」についての石炭鉱業審議会答 申をいただいたところでありますが、当省といた しましては、同答申を踏まえ、石炭鉱業の自主的 な構造調整努力に対する支援策、構造調整に即応 した先行的な産炭地域振興対策、累積鉱害の早期 解消へ向けての鉱害対策などの諸対策の推進に一 層の努力を行ってまいらる所存であります。

まず、石炭鉱業構造調整対策については、従来 の合理化安定対策に加え、石炭会社等の経営多角 化・新分野開拓を支援し、石炭鉱業の構造調整の 円滑な推進を図ってまいります。平成四年度にお いても、石炭会社等の新分野の開拓を支援するた めの融資制度の創設など施策の拡充を図っており ます。なお、引き続き、保安の確保に万全を期す ことは申すまでもありません。

次に、産炭地域振興対策については、八次策影 響地域等に対して重点的かつ強力に施策を講ずる べきとの産炭地域振興審議会の答申の趣旨を踏ま えつつ、石炭鉱業審議会でも御指摘がありました ように、石炭鉱業の構造調整に即応した先行的な 対策を、特に現行移行炭鉱地域に対して集中的に 実施していくことが必要であります。当省といた しましては、関係各省市・地方公共団体との連 絡・協調を従来にも増して密接なものとし、産炭 地域振興実施計画の実効性を確保するよう努力し

てまいらる所存であります。また、平成四年度にお いては、産炭地域活性化基金の造成に係る補助制 度の創設などの施策の充実を図っております。

鉱害対策については、鉱害二法に基づき着実に 復旧を進めてきたところでありますが、昨年の石 炭鉱業審議会の答申の趣旨も踏まえ、二法の法 期限を平成十四年三月三十一日まで延長するほ か、復旧の促進や中長期的に発生する局所的被害 のための対応体制の構築等に必要措置を講じ、 累積鉱害の早期解消に努力してまいらる所存で あります。

さらに、総合的なエネルギー対策の一環とし て、海外炭の安定供給の確保を図るとともに、地 球環境問題を踏まえたクリーン・コール・テクノ ロジーの開発・国際協力などを図ってまいらる所存 であります。

このように、本年度からの新しい石炭政策は、 その実施に当たって、諸対策を一体的・総合的に 推進することが必要であります。このため、合理 化法その他の石炭対策関係八法について、労働省 とも共同で一括して改正・延長などを行う法案を 今次国会に提出させていただいたところでありま す。

以上申し上げた施策の推進に当たり、委員各位 の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○佐藤委員長 近藤労働大臣。

○近藤労働大臣 衆議院石炭対策特別委員会の審 議に先立ち、石炭鉱業における当面の労働問題に つきまして、一言所信を申し述べ、委員各位を初 め、国民の皆様方の御理解、御協力をお願い申し 上げます。

我が国の石炭鉱業につきましては引き続き非常 に厳しい環境のもとにあります。このような中

で、第八次石炭政策のもと、多数の炭鉱離職者が発生し、現在なお求職活動中の者は約一千四百名という状況になっております。これら未就職者の早期再就職の促進と生活の安定を図るため、炭鉱離職者求職手帳制度の活用による再就職援助施策の実施、効果的な職業訓練の積極的実施など、各般の援護措置を講じ万全を期してまいりましたところですが、今後とも再就職の促進を図るため、諸施策を強力に推進してまいります所存であります。

また、昨年六月に出された石炭鉱業審議会の答申を尊重し、労働省といたしまして、石炭鉱業の構造調整に即応するため、石炭企業の新分野開拓に伴い、炭鉱労働者が新たな雇用機会に円滑に対応していくことができるよう、炭鉱労働者の配置転換、職業転換訓練等を行う事業主に対する助成制度の創設などの施策を新たにを行うこととしております。

このため、引き続き炭鉱離職者に対する再就職援助等の対策を講じるとともに、炭鉱労働者の雇用の安定を図るための対策を新たに講じることができるよう、炭鉱離職者臨時措置法の改正・延長を含めた法案を本国会に提出させていただいたところであります。

私は、炭鉱労働者等の雇用の安定を図るため、産業政策と密接な連携をとりながら、地方公共団体とも緊密な協力関係を保ちつつ、今後とも全力を挙げてまいります所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 次に、平成四年度通商産業省所管及び労働省所管中、石炭関係予算の概要について、政府からそれぞれ説明を聴取いたします。資源エネルギー庁土居石炭部長。

○土居政府委員 お手元にお配りいたしました「平成四年度石炭対策関係予算案の概要」に基づきまして、通商産業省関係の平成四年度石炭関係予算案について御説明申し上げます。

まず、石炭会計石炭勘定分についてでございますが、事業費総額は一千二十八億円と、昨年度比五・七％、五十六億円の増加となっております。

す。

各項目ごとに見ますと、石炭鉱業構造調整対策費、これは従来の石炭鉱業合理化安定対策費でございますけれども、二百四十八億円、産炭地域振興対策費百十三億円、鉱害対策費四百八十三億円、事務処理費三十三億円、また、労働省所管の炭鉱労働者雇用対策費が百六十二億円となっております。基本的には従来からの合理化安定対策、鉱害復旧対策、炭鉱離職者対策等は政策対象の減少に伴いまして横ばいないし減少しておりますが、構造調整支援、稼行炭鉱地域への先行的な振興対策等を、答申に基づき従来からの施策に上乗せしたため、新しい石炭政策の初年度は、千三百八十八億円と、平成三年度を五十六億円上回る事業費額からスタートすることとしております。

以下、主な項目ごとに内容を御説明申し上げます。

一枚めくっていただきますと、第一は、石炭鉱業構造調整対策であります。平成三年六月の石炭鉱業審議会答申におきましては、構造調整の円滑な実施の観点から従来の諸措置について適切な見直しを行いつつ継続する一方、経営多角化、新分野開拓に対する支援が必要であるとの指摘がなされました。これを受けて平成四年度においては、石炭鉱業構造調整対策費として総額二百四十八億円を計上しております。主な新規、拡充施策といたしましては、従来の炭鉱整理促進に係る補助等を再編、拡充いたしました。石炭鉱業構造調整に係る補助金五十七億円を創設することとしております。

また、石炭勘定以外でありますけれども、NE D O、新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金の余資を活用いたしまして、海外炭開発を含む石炭企業等の行う経営多角化、新分野開拓事業に対する無利子融資、出資の制度を創設することとしております。

第二は、産炭地域振興対策であります。八次策影響地域等重点対象地域に加え、現行稼行炭鉱地域に対して、関係道県との十分な連携の

もと、産炭地域振興策を構造調整に即応して推進することとしており、各般の施策の創設、拡充を含め、総額百十三億円と、前年度比約四割増の予算を計上いたしております。

一枚めくっていただきますと、鉱害対策であります。

今次通常国会に鉱害二法の延長等を盛り込んだ改正法案を提出させていただいたところでありますが、それに伴って新たに策定する鉱害復旧計画の着実な実施を図るための鉱害復旧事業資金補助金四百億円のほか、浅所陥没等についての恒久的処理体制の構築を図るための予算を創設することとし、総額四百八十三億円の鉱害対策費を計上しております。

炭鉱労働者雇用対策につきましては、後ほど労働省から御説明がございします。

歳出につきましては以上のとおりでございますが、石炭勘定の歳入につきましては、現行の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の延長を行うことにより、石炭対策の財源として引き続き原油等関税を充てることとしており、総額一千四百三十三億円を計上しております。

最後に、海外炭関連等石炭勘定以外の予算につきまして御説明申し上げます。まず、海外炭安定供給確保についてであります。重要な石油代替エネルギーとしての海外炭の安定供給確保は我が国のエネルギーの安定供給上極めて重要であるとの観点から、海外炭採掘に係る成功払い融資制度を創設すること等の措置を盛り込んでおります。

次に、石炭生産、利用技術開発等の促進につきましては、クリーン・コール・テクノロジー・センターの創設等を通じた技術開発や国際的なモデル事業の実施等により、環境と調和のとれた石炭利用の積極的な推進を図ることとしております。

また、石炭に関する国際協力につきましては、石炭ボイラー用簡易脱硫装置開発に関する研究協力等の予算の拡充を行っております。

以上で当省関係の石炭関係予算案についての説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 次に、労働省征矢高幹・障害者対策部長。

○征矢政府委員 お手元にお配りしてあります資料に基づきまして、平成四年度石炭勘定労働省所管予算の概要について御説明申し上げます。

1の炭鉱離職者就職促進手当につきましては、日額表の見直しを行い、最高日額の三・一％の引き上げを行うとともに、これに係る経費をいたしまして十八億円を計上いたしております。

2の炭鉱離職者等職業転換特別給付金につきましては、これに係る経費として十億円を計上いたしております。このうち(1)の職業転換給付金につきましては、炭鉱離職者が一年未満で再就職した場合に支給する就業支度金につきまして、就職促進手当当日額の百五十日分から百八十日分に増額をいたしております。

(2)の炭鉱労働者雇用安定助成金につきましては、今回新たに設ける制度でございしますが、石炭企業等の新分野開拓に伴い炭鉱労働者の職業転換訓練等を実施する事業主に対しまして、職業転換訓練であれば対象炭鉱労働者の賃金の四分の三、配置転換等であれば三分の二の助成を一定期間行うものでございします。これに係る経費をいたしまして四億円を計上いたしております。

なお、1の炭鉱離職者就職促進手当及び2の(1)の職業転換給付金に係る経費は前年度に比べて減額となっておりますが、これはこれまでの閉山・合理化によって発生いたしました炭鉱離職者の再就職が促進され、要対策者が減少してきたことによるものでございます。

また、3の炭鉱離職者等援護事業費補助金につきましては、雇用促進事業団の業務として職業訓練等のほか、新たに石炭企業等の新分野開拓に伴う雇用管理援助を行うこととしたしており、全体で六億円弱を計上いたしております。

次に、4の炭鉱離職者緊急就労対策事業につき

ましては、二十四億円を計上いたしております。施策の面では、緊急就労対策事業から自立、引退する者に対する特例給付金の増額を図っております。

5の産炭地域開発就労事業につきましては、その所要額として百一億円を計上いたしております。

以上、予算総額は百六十二億円でございます。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北村直人君。

○北村委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま石炭政策並びに石炭業界における労働問題等につきまして、両大臣から所信をお聞かせをさせていただきましたが、所信に對しまして両大臣に御質疑を申し上げたいと思ひます。

まず最初に通産大臣に御質問をいたしたいと思ひますが、先ほど大臣の所信表明の中でも「石炭会社等の新分野の開拓を支援するための融資制度の創設など施策の拡充を図っております。なお、引き続き、保安の確保に万全を期すことは申すまでもありません。」こう申しておられました。私も、平成三年六月の石炭鉱業審議会の答申を踏まえ、みずから合理化、新分野開拓、多角経営等に前向きに取り組んでいる石炭会社等につきましては、構造調整の最終段階との認識のもと、政府の方からも以前にも増して支援をするべきと考えております。また、最終段階だからこそ、なおのこと保安の確保には力を入れていただきたいと思ひますが、今後の保安対策への取り組み方につきまして、大臣のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 ただいま北村先生から大変大事な御質問をちょうだいいたしました。人の命は地球より重いということでもあります。

石炭鉱山は新たな石炭政策のもとで構造調整を進めていくことになっておりますけれども、人命の尊重は生産を行う上での大前提でございます。

仮にも鉱山の保安対策に緩みが生ずることは、厳に回避しなければなりません。常に保安管理体制の整備に努め、保安確保に万全を期す必要があり

ます。政府としても、従来にも増して災害の発生を未然に防止するため、石炭鉱山に對し適切な監督指導に努めてまいります。また、石炭鉱山の行う保安対策事業に對し、積極的な支援を行っていくほか、国みずから保安技術の研究開発を行っていくなど、保安の確保については万全を期してまいりたいと思ひます。

○北村委員 大臣、ありがとうございます。今、大臣のお言葉のように人の命は地球よりも重たい、大変いい言葉であり、また人命の尊重を第一にお考えをいただいていること、確かに承りました。今後よろしく御願いを申し上げます。

次に、石炭会社等を支援する施策の拡充につきまして、具体的な取り組み方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○土居政府委員 石炭鉱業審議会におきましては、石炭企業の自主的な構造調整努力、これに対する支援の必要性が指摘されているところでございまして、先ほど御説明いたしましたように、通産省といたしまして、政策対象の生産量等々減少する中で、むしろ予算は大幅に拡充いたしました。新分野開拓の支援のための補助金、あるいはNEDOによります新分野開拓の出融資のための新しい制度の創設等、大幅な制度の拡充を行ったところでございまして、従来の継続をいたします合理化安定対策、保安対策に加えまして最大限の支援努力をしようとおもうところでございます。

○北村委員 ありがとうございます。今、部長の方から御答弁をいただきましたそれぞれの施策の拡充につきまして、どうか一つの意りもなく検討、そして進んでいただきたい、こう思ひます。

次に、労働大臣にお尋ねをいたします。炭鉱労働者の職業の転換の問題が出てくると思ひま

す。転換を円滑に進めるための対策は炭鉱労働者の雇用の安定を図る上で非常に重要でございます。労働省としてもこの対策には積極的に取り組んでいくべきであると思ひますが、労働大臣の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○近藤国務大臣 今後の石炭政策の基本になります。すきさの石炭鉱業審議会の答申におきましても、将来の合理化に備え、あらかじめ石炭企業の経営の多角化、新分野開拓を通じ、雇用対策を講じるよう努めることが極めて重要であると指摘されているところでございます。

労働省といたしまして、この審議会の答申を尊重し、できるだけ多くの炭鉱労働者の方が石炭鉱業の合理化による離職を経ることなく石炭企業の経営の多角化等による新たな雇用に円滑移行できましますように、炭鉱労働者の配置転換、職業訓練等の措置を講ずる事業主に對し、その対象となる炭鉱労働者の賃金助成等を行う炭鉱労働者雇用安定助成金の創設、さらに職業訓練の積極的な実施等、炭鉱労働者の職業の転換を円滑に進めるための対策を積極的に進めてまいり所存でございます。そのための炭鉱離職者臨時措置法の改正をお願いしておりますので、よろしく御願いをいたします。

○北村委員 ありがとうございます。ぜひその決意のもと、全身全霊を込めて、ひとつ御願いを申し上げます。

次に、産炭地振興対策についてであります。石炭鉱業の構造調整に即応した先行的な対策を特に現行炭鉱地域に對して集中的に講じる必要があるとの石炭鉱業審議会の答申の指摘を踏まえ、私は現行炭鉱地域に集中的に実施していくことが必要だと思ひます。現行炭鉱地域の一つであります釧路市についても、他の現行炭鉱地域と同様に今後の石炭政策のもとで行われる構造調整に即応した企業誘致の促進策あるいは地方財政支援策等を先行的かつ重点的に実施する必要があると思ひます。このためには、実は現行炭鉱地域で産炭の六条指定を受けていないところがあるわけであ

ります。私はこういう現行炭鉱地域に六条指定が必要ではないか、こう思ひますが、通産省としてのお考えをお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○土居政府委員 産炭地域につきましては、先生御承知のように、六条地域、十条地域、二条地域という区別があるわけでございます。一番政策対象地域として重要度の高い六条地域につきましては各般の施策が集中的に講じられていくところでございまして、現在、昨年春の現行炭鉱地域について対策の集中的な実施が必要であるとの答申にもかかわらず、現行炭鉱地域で産炭地域の六条になつてない地域がございまして、御指摘の釧路市、それから福岡県の高田町、大和町、一市二町でございます。予算要求と並行いたしまして、すべてこれを六条地域に指定するように関係各省と調整を進めてきております。具体的には、現在審議されております予算成立後、四月段階のなるべく早い時期にこういう方向での具体化が実現するように努力してまいりたいというふうに考えております。

○北村委員 大変ありがとうございます。ただいま部長がお話をしたとおり、この一市二町が六条指定を行われてないわけでございます。今の御答弁では、予算が通った四月以降早い時期にこの一市二町を六条指定にするべく努力をいたしたいというところでございまして、私は、間違いないと理解をさせていただきます。この六条指定がただけ、こう理解をさせていただきます。この質疑を終わらせていただきます。次に移させていただきます。

平成三年六月の石炭鉱業審議会の答申においては、九〇年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階と位置づけ、「均衡点までは経営の多角化・新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要である。」旨うたっております。一方で、長期エネルギー需給見通しによりまして、国内での石炭需要は二〇〇〇年においては一億四千二百万トン、これは平成二年度の需要量の

二割アップに達すると見込まれております。

これらの指摘を踏まえ、エネルギーセキュリティの面から、及びまた技術力の保存という観点から、今後国内炭をどのように位置づけていくことにしているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○山本(員)政府委員 今の北村先生の国内炭の位置づけにつきまして、今言われました昨年の答申でも述べておりまして、一つは、我が国のエネルギー全体としてのセキュリティがさらに確保されつつあること等から、国内炭の役割は縮小しつつあること等が言われております。しかしながら、一方では、エネルギーセキュリティ、国内炭技術の国際的展開のための基盤等を考えあわせると、国内炭はエネルギー政策上お積極的に評価されるべき余地も残されていると書いておるところでございます。

私もどなたもいたしましては、こうした指摘を踏まえまして、国内炭鉱における石炭技術につきまして、平成四年度予算案におきまして新たに、生産能力の向上あるいはコストの低減を図るための技術開発予算を計上しております、このような施策を通じて国内炭鉱における技術力の向上に対して支援を図ってまいりたいと思っております次第でございます。

○北村委員 ありがとうございます。

次に、近年、酸性雨による森林の破壊など地球環境問題が世界各地で顕在化しつつありますが、こうした地球環境保護問題については、今後、我が国を含め国際的に取り組んでいくことが必要と考えられます。そこで、石炭利用に際しての二酸化硫黄等の排出削減に向け、世界的にもすぐれた技術を持つ我が国として、国際協力に対しての具体的な対応のあり方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山本(員)政府委員 石炭を利用するに際しまして、確かに地球環境への影響という問題が懸念される所でございます。ただ、やはりその経済性あるいは供給安定性という有利な面から、今後と

も、我が国だけではなくて、さらに発展途上国等において重要なエネルギー源として役割を果たしていくと考えております。

我が国は、先生もおっしゃいましたが、地球環境問題に対応した石炭利用を図るために世界的にも非常に高い水準のクリーン・コール・ユースをもう既に達成しております。今後さらに地球環境問題等にも対応しつつ石炭利用の円滑な推進を図るためには、さらに、排煙処理とか熱効率の向上といったような技術開発を推進していきたいと思っております。

地球環境問題については、さらに、国際的な対応というものが非常に重要でございますので、国際的な協力の枠組みの中で各種の協力事業を実施していくと考えております。具体的には、一つは、発展途上国に対してでございますが、まず、比較的簡便でかつ安価な石炭利用に係る環境対策を講ずることができるよう、石炭ボイラー用の簡易脱硫装置の開発の研究をインドネシアにおいて協力して平成二年度から実施しております。それから、平成四年度からは新たに、石炭の開発から利用に至る総合的な石炭利用システムの導入の可能性調査を中国等を中心に実施することとしております。

また、先進国等に関しましては、一つは、IEAにおける石炭利用技術プロジェクトへの参加を通じて先進国との国際協力を実施しております。それから二つには、平成四年度から新たに、NEDOにクリーン・コール・テクノロジー・センターを創設することとしております。こうした関連機関を活用しまして、各国の石炭関係研究機関との情報交換とか、あるいはセミナー、シンポジウムの開催とか、あるいは国際的な研究動向調査などを実施していくと考えておるところでございます。

○北村委員 ありがとうございます。

予定した質問は一応これまででございますけれども、この後は、これはお答えは結構でございますが、この石炭対策について先ほど大臣から、保

安の確保はもう一番重要である、こういうお話をいただきました。石炭を今実際に掘っているとところはだんだん少なくなってくる、そして、その炭鉱の穴で使っているいろいろな器具については特に防振装置をつけているわけでありまして、火が一番恐ろしいということで、ライト一つにしても、スイッチ一つにしてもそういういろいろな防振装置があるわけでありまして、ところが、そういう子会社というのは、だんだん数が使われなくなつてきて少なくなつてくる、そうすると、そういう子会社は会社の維持ができなくなつてそれをつくらないところがある。そうすると、今現在石炭を掘っているところがある会社でまたつくらなければならぬ。いろいろな問題が実は出てくるわけでありまして、この保安、安全については本当に、もう言葉ではなくいろいろな施策で、ぜひいろいろな項目で施策を講じていただきたい、このお願いをする次第でございます。

そしてまた、今まで残念なことに閉山をしたところ、あるいはポスト八次の中で閉山を余儀なくされるところ、さらに今、釧路市太平洋炭礦のようによいところから石炭を掘っていくであろう炭鉱について、まあ石炭を掘り尽くした後のこの坑道をどう利用していくかということがある意味では大きな意義があるのではないかなと思ひます。

鉱山関係ではその穴の使い方についていろいろ前向きな姿勢をとつてきております。例えば、私が地元に戻りまして石炭関係の方々といろいろな話をしましたら、今公害問題で産業廃棄物がいろいろ大変な問題になっている、それじゃうちの方にきちんとコンクリートで埋めて、そういうところに廃棄物をいれたらどうだろうかというふうな問題があったり、あるいは今医療の問題で、病院で使われて廃棄できない注射針とかいろいろなものをきちんと二次汚染しないような形でコンクリートでして、それを閉山したようにう穴に保管をするとか、そういうようなことに使っていくということはどうか。いろいろ

なことを実は炭鉱で働いている若い方々は考えておられます。ひとつそんなことも、いろいろ法律的なこと、制約があると思ひますけれども、ぜひ今後この会社が生き延びていくところ、会社が民間企業としてはそれではなかなか経営が成り立たないであろう。そうすると、国の方はどう援助をしてやればそういうことに乗っけるのか、こんなことをぜひ考えていただきたい。

それからもう一つ、夢のような話であります。北方四島がそのうちに返ってくるだろう。宇宙には鉱山を採る人工衛星が上がつたようでありまして、いろいろな歴史的な文書には、あの北方四島の海域には大変な鉱山がある、こう言われている。それじゃ、日本側の根拠の方から国後に向かつて石炭を掘っていくらうだ。掘っていくら、橋をかけるよりも立派な道がつくのではないか、こんなような突拍子もないような話をする方もおいでになりました。

私は、決して笑ひ話ではない、日本の今の石炭を掘っていく技術、国際的に最高な技術を持っている日本、あるいは青函トンネルを掘った技術、いろいろなことを考えていったときに、もし鉱山、金脈であろうが石炭であろうがそういうものがあるのであれば、北方四島に向かつて掘っていくというののもまた大きな夢ではないかな、実はこんなことを考えて、石炭に取り組んでおられる若い人方と、ポスト八次策で決して終わるわけではない、国はいろいろな政策を考えている、そして我々もそのことを考えていこう、先ほど言った産業廃棄物の問題等々にしても生きていく道は幾らでもあるじゃないか、そして国家国民に貢献できる道というのはたくさんある、こういうことを話をしているところでございます。

ぜひそういうことにも目を向けていただきたいながら、後ろ向きの石炭政策ではなくて前向きの石炭政策に向かつて国の予算を使つていただくのであれば、国民はそのことに税金をたくさん使つても

らうことは何ら疑問を持たないのではないか、私はこのように思うわけでございます。

質疑を終るに当たりまして私の考えていることの一端を、ひとり言だということでお聞きをさせていただいて結構でございますが、そのようなことを申し述べさせていただきます、少し早いようにでございますけれども、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 これにて北村直人君の質疑は終わりました。

続いて、中西續介君。

○中西(續)委員 私は、新石炭政策実施に向けて八本の一括法案を提出され、さらにきょう通産大臣並びに労働大臣の所信表明をお聞きいたしました、問題点について列挙しながら質問を申し上げたいと思っています。

一つは、この新石炭政策実施に当たりまして、通産大臣の所信表明の中にも明らかにとなっておりますように、諸対策を一体的、総合的に推進したい、そのために合理化法その他石炭対策関係八法について、労働省とともに共同、一括して改正、延長を行う法案を提出をした、こういうふうにございます。

私は、まずこれで疑問に思うのは、八法案一括すれば総合的に推進できるかどうかということですが、ただ、形式上の問題にしか私はとらえることはできません。なぜなら、もともと私たちは、一体的、総合的に政策は立案、計画をして推進さるべきだということを主張してまいりましたし、例を挙げますと、産炭地域振興対策一つを取り上げてみましても、この目的が鉱工業の発展ということをうたっていますけれども、これには道路、鉄道などを初めとする交通網あるいは教育、文化政策、さらに福祉対策などを含めて総合的な対策がなければ産炭地振興はできないんだということを私たちは主張してまいりました。しかし、従前からこの論議はいたしましたけれども、十年前も随分な時間をかけたけれども、とうとうこれは取り入れることができませんでした。

あるいは鉱害復旧を考えてみましても、公共団体のいろいろな建物を初めといたしまして、これまた交通網の体系あるいは産業基盤整備あるいは農業などを含まして、この中にはいろいろな問題があります。総合的な鉱害復旧対策というのが今まではほとんどなされなかったという欠陥があります。虫食い状況でやってきたということですから。

さらにまた、合理化法については、構造的に新分野への転換などと言っておりますけれども、この問題だつてやはり同じように、今まで、例えば八次策を考えてみた場合に、五山が閉山をいたしました。そのときに新しく経営改善あるいは新分野に向けての発展というものは余りなかった。

ですから、今度はそういう反省の上か何か知りませんけれども、新しい法律改正、合わせまして八本一揃にすることによってこのように一体的、総合的に推進するというのを改めてうたつてあるのだけれども、果たしてこうしたいことができるだろうかということをお私は大変危惧をいたしています。

それとあわせて、大体八法案一括束ね法案とすること自体は、私たちの方針からいたしまして、行政が提出をする法案として近ごろこうした束ね法案が多くなってきたという傾向があるわけですが、この点はやはり国会を軽視する、こうした感覚で私たちは今までとらえてきたわけでありまして、そうしたことからいたしまして、このような物の言い方でもって石炭問題が大きく前進をするなどということを私たちは考えることはできませんので、この一括束ね法案を提出すること自体問題があるということ指摘しておきたいと思ひます。これはもう答弁要りません。

いずれにしましても、この点は、私たちが今まで主張し続けてきたことは取り入れられずに、今度はこれを全部十年間で終結をするという、こうした下心があつてこういう言葉を使い始めたのではないか、こうした危惧を私は持つております。したがって、これから後の論議の過程で、い

やそうじゃないということを立証していただければと思つています。

それでは次に、所信表明を順を追つて質問を申し上げたいと思ひます。

一つは、石炭審の答申に沿つて、構造調整対策は、合理化安定策、これに加えて経営多角化、新分野開拓支援といふことになっております。経営多角化については促進のための補助金をつけるし、あるいは開拓のための促進補助金等、さらにまた支援のための融資制度創設などたくさんついできています。このことは私は認めます。

ただ、ここで私が聞きしたいのは、現在までの八次策を見ましても、石炭企業のあり方は、この五年間で全くと言ってよいほど首切りだけが先行いたしました、雇用創出が企業の側によつてされたという内容は余りありません。ですから私は、こうしたことが出来る自信があるかどうかをお聞きしたいと思ひます。なぜなら、「石炭各社の構造調整についての基本的考え方」というのが出されていまして、これを見ましても今までの余り変わらぬです。特に海外炭の開発だとか、あるいは海外炭事業を初めとしあるいは販売、こういうことにはうんと力を入れるらしいけれども、ほかのところはこの文章を読んでみても従来と余り変わつてないということからすると、こうした効果があらわれるかどうか、その自信があるかどうかということをお聞きをしたいと思います。

○土居政府委員 八次策における石炭会社の努力不足といえますが、雇用面での先行対策が十分ではなかったのではないかとお話をさせていただきます、これにつきましても、各社が全く努力しなかつたということではなくて、それ相応の努力をしていただけてございます。今先生御指摘ありましたように、ポスト八次策、新しい石炭政策のもとでは、石炭会社も過去の反省に立つてさらに一層の努力をするということで、特に構造調整につきましては、事前の新分野開拓あるいは事前の地域対策、雇用対策、こういったものに努力をしていく

ということを、石炭鉱業審議会の中でも労使一体としてやっていくのだという宣明をいたしております、そういう努力を支援するというところで、今回の新しい予算措置、新政策ということでお願ひしているわけでございします。

これについていろいろと昨年来、各社が具体的に考えておられることもだんだんと明らかになつてあるわけでございますが、それについて、特に海外炭以外については余り新味がないじゃないかというお話でございますけれども、我々はそういう思つておりません、相当の決意を持った新しい事業が産炭地域でなされるという、そういう雰囲気を感じておられます、例えば先ほど北村先生からお話がありましたような、ああいう、例えば廃棄物問題等も含めた第三セクターへの取り組みとか、いろいろな新しい取り組みが地域において石炭関係者、地元の人々との間で今生まれつつあるというふうに見えておられます、これを最大限の努力で支援していきたいということでございます。

○中西(續)委員 少なくとも、新しい分野に進出をする、あるいは経営の多角化等を考えてみた場合、景気のよいときにやらずして、景気が後退期に入つたときにやろうといつたつて、私は大変困難だろうと思ひます。そういう気持ちがあるなら、石炭鉱業、従前からもうけにもうけて、そしてそれを今度他の分野に随分投資をしたはずなんです。ですから、そういうところでグループ組織で全部支えて、そうした体制を従来からつくつてくればよかったけれども、そのことは、もうけたらほかの方に投資してしまつて、今度悪いときには悪いといつて過剰してしまつていふ状況に今まであつたわけですから、ここをどう突破するかというところはこれから大きな課題です。特に、景気が悪くなるときに果たして投資ができるかどうかという、こうした多くの問題を抱えておると私は思ひます。したがって、この点、土居さんの方からうんと強い決意でやつておられるようなことを今お聞きしましたけれども、より具体的な内容を

聞かなければ、私たちはそれをうのみにすることはできない、こう考えざるを得ないわけであります。

したがって、この情勢がどう転んでいくかという中で、ぜひこの点についての追跡を私はしていきたいと思えますけれども、従来のような資本の側の態度では到底できないだろう、私はこう言わざるを得ないわけですから、この点ひとつ十分、まあ監視はできぬと思えますから、ぜひひとつこれを督促するという、これだけはやっておいっていただきたいと思えます。

それから二つ目の問題ですが、産炭地域振興対策の問題です。これは、産振の審議会の答申におきまして、八次策影響地域を重点に強力施策をやっていくということが明らかにされています。それと同時に、構造調整による先行対策といったしまして、現行稼行炭鉱地域を集中的にやるということがこの中にも明らかにされています。

そこで私が聞きたいのは、特に今までの産炭地域問題を考えたときに、例えば資本の側の問題を一つ例に挙げますと、産炭地域の町の真ん中にどかんと座っているのは何かといえはボタ山です。それは、第一、第二、第三抵当まで入って、地方自治体がこれをなかなか入手することができない、土地取得ができない、抵当権の設定があつて邪魔になる、こうしたことで、今まで産炭地の振興対策にとって一番大きな問題にこのボタ山対策はなつてきておりました。

こうしたことに対して、もうけにもうけたのですから、少なくとも土地ぐらひは自治体に原備でいいわけですからほとんど払い下げるぐらいしなければならぬのに、していません。ほとんどしていません。あるところがやつたというのを見ますと、必ず出てくるのは何かといつたら、その中をどつかと道路を通させる、あるいは周辺道路を通して、結局持てる資産を拡大するということしか今までやっていないのです。これが石炭産業の実態でしょう。

ですから私は、そうしたことを考えていったならば、今ここに掲げられておる、集中的にやると言われておりますけれども、県知事から出された実施計画の実効性を確保するというところにこれはなつておりますけれども、そうした問題等を含めて、果たして実効性があるのかどうか、今まで乏しかっただけにこのことを指摘したいと思えます。したがって、今申し上げたようなこととあわせて、どこに問題があつたのか、なぜ実行できなかったかを分析されておるならお聞かせいただきたいと思えます。

○土居政府委員 産炭地域の振興対策については、総体といたしますと実効は非常に上がつてきたわけですが、いまだに地城においてはなかなか実効が上がつてきていなかったということと、さらにその実効性を確保するというところで大臣の所信表明に触れているところでございいます。

具体的にこれまでどこが実効が上がらなかったのかというお話でございしますけれども、特にここで申し上げているのは、計画に従来のものでしたものにきまして必ずしも実効がしていない、あるいは実現ができておる事項が多い。特に産炭地域対策の中では、これは産炭地域振興審議会の答申でも言われておりますが、上物の工場の進出とか産業の育成ということも重要だけれども、それ以上にそのベースになつておるインフラの整備が必要だ。道路の整備なり鉄道の整備なり、こういった産業基盤の整備が必要なのでございします。関係各省が縦割りの機構になつておりますので、これを連絡調整体制をとりながら今度の実施計画というところで取りまとめさせていただいていくわけでございますけれども、そういったそれぞれの具体的な公共事業関係の各省ごとの実施計画と産炭地域の計画との調整の問題で十分計画どおり実施してこなかったところがある、こういう反省を踏まえまして、そういった点についてはさらに一層努力していく、そういう所信表明になつておる次第であるというふうに考えております。

○中西(續)委員 今たまたま言われましたが、産業基盤整備におかれがあるとか、いろいろ反省がなされて審議会で審議されたと言われておりますけれども、先ほども私が指摘いたしましたように、交通政策、ここが大変なおくれをとつておるといふこと、あるいはこの地域における失業者の多さからいしても、福祉対策なり住民のそのうした精神的なものをどう高めていくかということなしにその地域の向上はないわけですから、目的の中に私たちはそうした問題まで含めて入れるべきだということを随分主張したけれども、これが今までなかなか取り入れられなかった。

昨年の産炭地振興法の中におきましてもぜひ教育、文化あたりを入れるべきだということを主張いたしましたけれども、あの項目の中にある、教育というところにはこれは入つておるのだというようになつておる。だから少なくともやはり目的としてこうしたものを明確にすべきではないかということをお我々は今後も考えたい、ただ、さつき言われるように、教育ということがあれば補助金との関係になるわけでありまして、例えば外屋がどうだこうだということに、これが補助金として引き入れられるだけになつてくるわけですから、そのほかの面をこれからどう重要視するかということが大変重要になつてくるわけでありまして、したがって、こうした点についても少し細かい配慮をしていただくことが極めて重要ではないかと私は思つております。

そこで、私は例をたまたま部長の方から言われましたインフラ問題、道路について挙げてみました。私は筑豊出身ですから筑豊地区の国道一つを考えてみましても、問題になつておる道路は国道二百号、二百一十号、二百一十一号、三百二十二号とあります。特に、私のすぐ近くにありますが、三十三号線は例をとつてみますと、十年前、私たちが産炭地振興法を論議する際に、この三百二十二号線における予算は十年の延長なのに一億数千万

円で、その後の状態でいくと百年かかる予算でしかなかったのです。建設省に相談をし、そして指摘をしながら話を進める中から、ようやく十年に近いものという形で予算づけをしましたけれども、結果はやはり依然として残つております。

そこで私はお聞きしますけれども、各省庁の連絡が今まで十分でなかったということも一つの大きな欠陥であつたと思うのです。縦割りの行政で全く進まなかったということ。今回の場合は、こうした、今挙げました建設省との連絡は十分とつていいますか。

○土居政府委員 今回の産炭地域振興実施計画につきましては、昨年の法律改正によりまして従来と制度が変わりまして、原案を道県知事が作成するというところで、その道県知事が作成する段階で各市町村長等の意見を十分聞いて、地元で練りに練つた案を出していただく。その過程では各地域におきます国の出先機関との調整等も始まつておりました。原案段階から国の関係各省との調整が始まつておつたわけですが、そういった道県知事の原案をいただきましてから関係各省庁連絡会も三回開きまして、個別にも何度も折衝をいたしまして関係各省との意見のすり合わせをやる。それは通産省と各省とやるだけではなくて、さらに道県も市町村もまじつて、例えば斜めの形で今回の実施計画については調整が進んだというのが実態でございまして、従来以上に関係各省とのそういう意見のすり合わせが進んだというふうに理解しております。

○中西(續)委員 進んでおれば私は安心をするのですけれども、そこで建設省、おいでですか。特に私が今申し上げたような国道における状況というのは、部長が答弁されましたように、縦横斜めに連絡をとつてやつておるということであれば、建設省も十分な御連絡をいただいております。と思うのですけれども、いかがですか。

○藤田説明員 お答えします。

このたびの産炭地域振興実施計画につきましては通産省から協議を十分受けておりまして、適切な

連絡調整を図ってまいっております。

建設省としましては、産炭地域の振興はインフラの整備が極めて重要である、その中でも道路の整備が非常に重要であるというところは十分認識しております、今後ともこの連絡調整を図りながら道路整備を計画的に推進してまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 私は筑豊の田川というところなんですけれども、福岡経済圏からいいますと、福岡から二つ峠を越えるのです。北九州の経済圏からいいますと、これまた峠を越えてのいわゆる盆地になっている内陸部なんです。ですから、この筑豊地区におきまして最もおくれるのは内陸部周辺がおくれていくことになるざるを得ないわけなんです。

ところが、例を田川にとつて大変恐縮なんですけれども、田川の中におけるバイパスなりなんなりは、盆地の中におけるバイパスはできているのです。四車線になっているのです。ところが、今度出口になると、全部それが二車線なんです。しかも、甚だしいところでは、三百三十二号線なんかの場合には、北九州に峠を越えて入ったところなどは十トン車の離合ができないのです。そういう現状なんです。だから、私は国会に出させていただいからこのことは言い続けてきているけれども、全然手をかけぬわけですね。これは今まで産炭地振興法がありながら全く形骸化しておつたと言ひようがないのです。これは建設省にも要請をするし、さらにこうした機会があるたびごとに問題として提起をしてきたつもりです。ですから、これを一つの契機にいたしまして、ようやく実施計画案なるものが昨年十二月に出まして、そして今お答えいただいたように、それぞれが十分な御連絡をいただいて、そしてこの実施計画案に沿った産炭地振興を目指すということを言っておりますから、ぜひこれから後それに間違いのないように進めていただきたいと思います。

ただ、私がここでもう一つ質問をしなければならぬのは、今度の産炭地振興法という法律はあと残り九年度ですね。ということになってまいりますと、九年度内に恐らくこの法律が再度十年の延長などというものは大変困難な状況じゃないか、こう私も予測をします。そこで、振興策のためには少なくとも五年以内に道路網の整備は終る、こうした体制をとっていただかないと、今までのような伸び率でいったのではまた十年を超えてしまうという結果にしかありません。したがって、一般対策と同じレベルでの物の発想でなしに、特別措置をする、こうしたことをお考えいただかなくてはなりません。これはどちらか先に答弁いただきましたと思うのですが、建設省から先にいただきますでしょうか。

藤田説明員 お答えします。

ただいまこの筑豊地域の国道あるいはその他の道路網につきまして五年以内というお話でございましたが、この地域は用地買収、道路というのは用地買収しながら工事を進めるといふようなことで、まず用地買収が前提になってくるわけでございます。そういうことで考えてみますと、全国の道路どこを見ましても五年以内でできるといふことはなかなか現実的に難しいわけでございます。現在進めておりますところも以前からやっておりますが、まだ用地買収も済んでないところもございいます。そういうことで、これから鋭意努力してまいる所存でございますが、地元の御協力を得ながら、できるだけ早く整備ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○土居政府委員 石炭対策、特に産炭地域振興対策につきましては、先生御指摘のように、特にこれからの前半の五年間、これに対策を集中すべきだということ、石炭対策全体としてもそうでございますし、それから産炭地域対策としてもそのとおりでございます。基本的にはそういう方向で通産省としても関係各省と相談をしてみたいと思っております。かつ、今回の実施計画の主体であります福岡県、これも非常に、今の道路

計画あるいは鉄道網の整備計画については相当の決意を持って取り組むというふうに聞いておりますので、福岡県とも十分協力していきたいというふうに考えております。

○中西(續)委員 お二方の答弁、特に建設省におかれましては、全国的な今までの傾向からいまして、用地買収等を考えますと大変な事業だと思ひますけれども、やはり地域の、県はもちろん関係市町村の協力をどう得るかという場合の施策として、従来よりもこれだけの熱意、決意をしてやっておるということを示していただくのはやはり予算の箇所づけになってくるんですね。そして、一応の目指す年限が、これだけ額をつければ大体の年限内ですという一応の目安が立つわけですから、それを外すと今度はもう大変困難になりますよというところで、地域の、今言われました地元の協力を何としてもそこに集中させるためにも、そのような皆さんの決意と腹が見えぬとなかなかだと思ひます。空鉄砲ではもうどうすることもできぬわけですから、この点をひとつ十分考えていただいて、重点的にやはりやっていたらどうかというのを私は強調したいと思ひます。重点的にやるかどうかというのがやはり一つの問題ですから、この点どうですか。

○藤田説明員 この筑豊地域の道路網につきましては、従来から直轄でも直方バイパスとかそれが飯塚バイパスとか、そういうことで工区を絞って重点的に実施しております。補助の方も呼野工区その他たくさんございいますが、重点的に事業を絞ってやっておるということ、まんべんなくやっておるわけではございませんので、なおかつ地元の皆さんの御協力という意味では、直轄の方では国庫債務負担行為による用地買収ということ、これを平成元年と二年につけてまして、県の多分公社だと思ひますが、御協力も得ながら、言ってみれば直轄だけじゃなくて県のお力もかりながら事業を実施しているというような形で事業を進めさせていただいております。

なお、産炭地域の振興は非常に重要なことだと思っておりますので、我々も今後も鋭意力を入れて事業を進めてまいりたいと思っております。で、あわせて申し上げさせていただきます。

○中西(續)委員 ぜひこれから後も、昨年の箇所づけ等においても相当の伸び率を示したことは十分承知の上で申し上げておりますので、継続してやっていただきたいと思います。

そこで、次に鉱害問題に移りたいんですけれども、時間が制約されますので、これはまた法案のときに詳しくは指摘をしながら議論をしてみたいと思ひます。

次に、エネルギー政策としての新石炭政策の展開について、所信表明が出ておりますから、この点についてお聞きをしたいと思います。

産業構造調整政策としての石炭政策というのは、どうもあの石炭審議会の答申等から判断をいたしますと最終段階を迎えるのではないかと、さらにまた、先ほど例にとりました各社の基本的な考え方等からいいたしましてもそうした傾向が見受けられるわけでありまして、この点はどうなんですか、もう最終段階ということになるんですか。

○土居政府委員 石炭産業審議会の答申にもありますように、石炭政策については、エネルギー政策の角度それから産業構造調整政策の角度それから地域振興対策の角度からレビューをされておりました。産業構造調整政策ということでは、これはエネルギー革命が始まりました昭和三十年代以降、石炭産業は構造調整の過程にあるわけでございますが、そういう意味で環境に對しての適応を迫られているという意味での構造調整対策につきましましては、これは石炭企業の経営者、石炭協会の会長が石炭産業審議会の場でも申しましたように、労使一体としてこの九〇年代にこういう環境に對してどう適応するかという最終決着をつけたい、そういうことを申し上げておまして、それを受けた答申になって、いわゆる構造調整という、そういう環境に對する適応対策はこの十年間が最後、そういう位置づけになっておるわけでございます。

ます。

エネルギー政策としての石炭政策が今後とも続くことは当然でございます。

○中西(續)委員 そうしますと、このエネルギー政策の中における石炭政策、特に海外炭確保ということに重点を置いて移行していく、このことを今指したのではないかと思います。したがって、先ほどから申し上げておる各社の基本政策の中にそうしたものが中心に据わっている、従来からのあれも余り変わっておりませんけれども、出てきておる。そこで、安定供給確保ということになつてまいりますと、少なくともこの実態等からいたしまして私たちが指摘しなくてはならぬのは、海外炭ということになつてまいりますと、国内における今までの高度の技術なりあるいは保安の問題等を含ましてどのようにこれから生かしていくのか。そして同時に、今度は十年間で微増の傾向ですから、三千万トン増の供給体制をとつていかなくちゃならぬと思ひますけれども、これから後、海外炭、今豪州とかあるいはアメリカとかカナダとか、こういうところを中心にしておるんですけれども、そのほかのところをどこを目標にいくか、こうした点についての考え方はあるんですか。

○土居政府委員 海外炭の安定供給確保につきましては、今御指摘がありましたように豪州、アメリカ、カナダ、南ア、こういったところが現在の輸入国の大宗でございます。これらにつきましては、資源が非常に多く賦存しておりますので、今後とも供給増の中では大きな比重を占めていくというふうな考えておりました、これから伸びる増分についても相当部分はこれらの国から調達できるというふうな考えておりますが、それ以外にも例えば中国あるいはインドネシアその他関係諸国につきましても、現実にも具体的に開発の動きもございますし、これから十年の間に供給源を多元化していく先として供給先がふえていくということも予想しております。

○中西(續)委員 次に、クリーン・コール・テク

ノロジー開発が日本の場合には世界でも最先端を行つておるのじゃないかと言われております。さらに、私は、新技術開発とあわせて地球規模での国際協力をこれから進めていかなくちゃならぬだろう。特に、石炭需給の安定化と地球規模の環境問題解決にどう貢献するかということが今私たちに課せられた大きな課題でないだろうか、こう考えます。今、自衛隊派遣だけが何か貢献だというふうにとられやすいような論議がされていまして、私も、そうでなしに、私はこうした環境というのを考えれば、これはもうまさに国境はないわけですから。

特に感じますのは、私九州ですから、春先になりますと黄砂が飛んでまいります。そうすると、もう一キロ、五百メートルぐらい先になりますと見えなくなつてちやうど。それくらいに真つ黄色く小さな微粉、砂が飛んでまいります。特に去年の場合には多く見受けられました。ですから、例えば隣の中国がこれからますます産業発展いたしますと、持つておる石炭あるいは石油をどんどんたき始め、エネルギー消費量が増大してまいります。そうすると、必ずと言っていいほど、この処理をするだけの財政力はないということ、恐らく日本がその被害を最も受ける立場に立つのじゃないか、こう考えます。今でも、福岡の近くの背振山というのがございますけれども、その七合目ぐら

いにあるモミの木はの群生地、もう既に上部の方が枯れ始めています。そうしたことを考えますと、まさに技術開発、それに基づく貢献、このことは大変な内容を持つておると思ひます。さらに、その他の圧倒的多数である発展途上国を考慮してまいりますと、フロンガスの問題でこの制限をすると言へば途上国から大変なおしかりを受けるように、垂れ流しをしてきておいて後は締めるといふ格好になつておるわけですから、それです。炭の開発はもちろん、こうした問題等についてどうのよう貢献していくのかというのがこれから大きな課題です。

予算を見ましても、七十数億つたりなんかいたしておりますけれども、この程度ではまだまだ不足じゃないか。あるいは開発だけでいいまでも、この計画、調査だけで三億四千万の額でありますから、そうした点で私はもう少しこの点についての熱意を示していただくような施策というもの、将来どうしていくかという決意を含めてお答えいただきたいと思います。

○土居政府委員 石炭の利用につきましては、これは日本の問題というよりも地球全体の問題として、これから石炭の利用が非常にふえていくということ、これが重要な問題であるという御指摘でございます。大臣の所信表明の中でも触れさせていただきました。日本の石炭政策としても、クリーン・コール・テクノロジー対策というのが非常に大きなウエイトをこれから占めていくという御指摘でございます。これも御指摘のように石炭部の関係の予算は小さいわけでございますが、実はここには石炭部の関係の予算しか書いてございませぬ。工業技術院の関係その他政府全体を通じてクリーンコール関係につきましては相当の対策を既に組んでいるわけでございますけれども、さらに一層の拡充をしていかなければいけないというのには御指摘のとおりでございます。そういう方向でこれから努力をしてまいりたいというふう

に考えております。

○中西(續)委員 この前新聞に出ておりましたように、あるいはまたテレビの放映がされておりましたように、メキシコシティあたりにおきましては、高地でも盆地、そのために出てきておる問題は、余りにも排気ガスが激しくて、あるいは工場の排出する煙によつて、もう全く周囲が見えなくなる、そのために学校が全校休校するという状況、あるいは生産工場は七割が生産を停止するという状況だつてあるわけでしょう。ですから、各国が、発展途上国がそうした形ですすますエネルギー消費を増大することは必ずですから、そうした点でこの日本が貢献するということがなれば、世界の経済的な面におきましても、あ

るいは人間の命の関係からいたしますと、すべてにわたつての貢献度合いが目に見えるわけですね。ですから、この点だけはひとつ見落とさないように、さらに規模を増大いたしまして、あるいは金額をさらに拡大いたしまして取り組んでいくべきではないか、こう思ひますので、ぜひお考えいただければと思います。

次が財源問題でありますけれども、財源は、平成三年十二月の関税率審議会におきまして、原油関税の基本税率をゼロにいたしまして、三百五十円というのは廃止されることになり、実行税率を平成四年度から八年度までが三百五十円、平成九年度から十三年度までが二百五十円ということになつておるようであります。

そこで聞きますけれども、石油製品関税というのが平成四年度は二十円から五十円・キロリットル引き下げだということになつております。そして平成五年度から以降は毎年見直しだという、毎年見直しが気になるわけですね。不安定な状況が出てくるのではないかと、こう考えます。そこで質問ですけれども、この二十円から五十円という幅があるのはなぜなのか、これは一定の金額に固定できないかどうか、この点についてお聞かせください。

○山本(眞)政府委員 数字は御指摘のとおりでございます。

石油製品関税というのは実は原油関税と違ひまして、原油関税は御案内のとおり石炭対策の財源を目的とした財政関税という性格を持つておるわけですが、製品関税は、そういう側面もありませんが、さらに石油の円滑な安定供給を図るための国内の供給体制確保を目的とした保護関税、保護関税という言葉は専門的な言葉でございますが、そういう保護関税としての機能も持つておるわけでございます。

国内で精製に使用する原油というのはほぼ全量輸入に依存をしております、その原油は原油関税が課せられておるわけでございます。そうしますと、原料が割高な分だけ、その分石油製品の関

税率水準を高く設定しておるわけです。今回、原油関税の方を第一段階として二十五円下げますが、それに見合った分を、いわば保護関税でない部分です、その分を引き下げないでいいという事で引き下げるわけですが、その三十五円じゃなくて、油種によって二十円ないし五十円と幅がありますが、これはそれぞれの油種が原油をどういうふう負担しているかという計算式がございいます。その計算式に基づいて二十円ないし五十円、平均すれば三十五円になるという勘定でございいます。

それから、先生御指摘いただきました、来年、石油製品関税の税率はさらにまた見直ししていくという事でございいますが、今申し上げました財政関税としての部分は一応今年、十年間あるいは十年以降もきつと方針を決めたわけではございいます。保護関税としての部分は、やはり今後石油情勢に応じて検討していくべき問題でございいます。で、今後毎年見直しはあり得る。ただ、あり得るということではございまして、毎年そういうものを見直すということになるかどうかは今後の問題と考えるわけでございいます。

○中西(續)委員 今お答えいただいた幅のある事柄については、油種によってそうした問題等が出てくるというふうに理解してよろしいと思うのですが、そこで、私がこの点で毎年見直しをするという点にこだわらなければならないけれども、結局、石油の輸入量は微増傾向にあるんですが、そこでも出てくる金額ですね、関税の額、それは、今回で言うならば約一千四百三億ですが、ぐらいたった試算になっていきますよ。そうすると、一千四百三億、それが微増によってふえてくるということになってきた場合に、これは量によって決まるわけでありまして、そうしたときにこれを一つのクッション材料に使って、この点を、二十円から五十円の枠というものを少し変更すること、見直すことによって、ことと同じぐらいたった千四から千四十五億ぐらいたったところをずっと継続をしていくという、固定化しないのはそういう

クッションの役割を果たさせるようなことで毎年見直しをしていく、こういうことじゃないかと私はとったんです。そうじゃないのですか。

○山本(員)政府委員 先ほども申し上げました、財政関税としての部分は、私ども今後の十年間の石油政策の必要額を計算いたしまして、それを五年単位でどの程度必要かという計算をして、それに基づいて税率を決めたわけではございいます。今先生御指摘の、製品関税の二十円ないし五十円、その分は財政関税としての部分でございいます。この分については、そういう意味で決定というか決めたわけではございいます。

そのほかの保護関税の部分は、保護の必要性とあり得るわけではございいますが、私どもとしては、今申し上げました財政関税の収入は、平成七年までの石油供給計画、それからそれ以降につきましては長期エネルギー需給見通しの数字を用います。数量はほぼその数字で推移すると考えておりますので、それによって、若干の増がございしますが、安定的な収入が確保できる。それを例えれば五年間で、多少の動きはございしますが、余裕のある年あるいは若干足りない年もあるかもしれないが、平均としては十分財源が確保できるということではございまして、先生御指摘のような、私の申し上げました保護関税の部分をその目的に応じていじるということ、理屈からいってはないと考える次第でございいます。

○中西(續)委員 そういたしますと、今のお話を聞いておきますと、これによって一定の財源を確保するということのクッションの役割でなくて、全体的なそうした見直しの中でということになるわけですね。この微増の傾向というのは続くのですか。

○山本(員)政府委員 先ほども申し上げました石油供給計画、平成七年度までの数字は、年平均〇・三%伸びます。それから、その後のエネルギー需給見通しの八年以降の数字は〇・四九%

と、細かい数字でございいますが若干ずつ伸びる想定になっております。

○中西(續)委員 そうしますと、私たちが一番財源問題で懸念をするのは、あるいは危惧をしておるのは、この点が狂いが生じてまいりますと、その不安定な石油政策そのものが揺らいでくるんじゃないかということをお聞きします。微増の傾向で推移し、安定しておるといふことを私たちは確信をしてよろしいということになるわけですね。

○山本(員)政府委員 まさに今申し上げましたこと、あるいは先生が御質問されたとおりでございまして、私どもとしては心配がないというふうな考えております。

○中西(續)委員 そこで、労働省お見えですから、労働大臣の所信表明、お聞かせ願った中で二、三の点について質問を申し上げたいと存じます。

一つは、石炭審の答申がございまして、石炭鉱業構造調整に対応するために、先ほども申し上げましたけれども、石炭企業の新分野開拓に伴って、炭鉱離職者臨時措置法を炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法とし、改正、延長することになった、ということになっております。そこで、さきの質問でも明らかにように、企業主は現在までなかなか、石炭部長の話によりまして相当の決意をもってこれからやっていくということをおっしゃいますけれども、労働省はやはり一番困ったのではないかと私は思っています。雇用安定のための炭鉱労働者対策、これが今回の場合は可能だということ、あるいは自信が持てるという、こうした点について、特に今まで、離職者だけではないに今働いておられる労働者の皆さん含めて対策を持つということになっていくわけですから、これはもう本当は早く出してもらわなきゃいかんかったですね。しかし今度改めてこうして出しておりますけれども、この点についての考え方は、あるいは自信があるかどうかについてもお答

えただけだと思えます。

○近藤国務大臣 先生の御指摘にもございましたように、石炭審の趣旨を私たちが十分尊重いたしまして、できるだけ多くの炭鉱労働者の方々が、石炭鉱業の合理化による離職を経ることなく石炭企業の経営の多角化等による新たな雇用に円滑に移行できるようにいたしたいと考えております。

そのために、まず第一に、炭鉱労働者の配置転換、職業訓練等の措置を講ずる事業主に対しその対象となる炭鉱労働者の賃金助成等を行う炭鉱労働者雇用安定助成金の創設、そして第二に、職業訓練の積極的な実施等の措置を講じまして、炭鉱労働者の職業の転換を円滑に進めるための実効ある対策を進めてまいります所存でございいます。そのための炭鉱離職者臨時措置法の改正をお願いしているところでございいます。

○中西(續)委員 ですから、新分野への配転とか職業訓練を行う事業主に対してそれぞれ助成をしていくわけでありまして、その部分については雇用安定計画を企業主側がつくって、そしてこれを労働大臣が、これは何と云うのですか、認定をすることになるわけですね。そのときの一番の問題は、こうした計画が立てられて実際にそれが動き出してからこれは出るんですか、それとも計画を提出すればこの部分についての助成措置がされるんですか、この点についてお答えください。

○征矢政府委員 ただいまのお話でございしますが、この炭鉱労働者雇用安定助成金制度で考えておりますのは、御指摘のように、雇用安定計画を事業主の方に出していただきまして、その計画の認定をいたします。それで、その計画に基づいて配置転換あるいは職業訓練、あるいは出向、関連企業への再就職あっせん等を実施した場合に、その結果を確認した上で助成をいたす、こういう考え方でございまして、細部についてはまだ詰めておりませんが、基本的にはそういう考え方でこの対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中西(續)委員 二点目ですが、第八次の石炭政策によりまして炭鉱離職者が多数発生いたしました。今なお求職活動をやっておる人たちが相当数残っております。その数は所信表明によりまして約千四百人と言われております。これは「炭鉱別離職者対策の現状」という集約されて出されておるのを見ますと、やはり依然としてこの第八次政策で閉山をしたところにも多く滞留をしておるというのが現状であります。就職率を見ると、その他の山も含めまして平均が六一・四％になつておるようでありまして、そうなりますと、この未就職の人たちの一番大きな問題は何か、この点についてひとつお答えいただくと、もう一つは、こういう方々に対する職業訓練が実態として現状に合っているかどうか等を含めましてどうなのかということが問題ではないかというのを指摘をしたいと思うのですが、この点についてどうでしょう。

○征矢政府委員 ただいま、第八次の石炭政策のもとにおきます離職者の方の就職状況と、就職していない方についてどういう実態か、あるいは職業訓練の問題について御指摘がございましたが、第八次の期間中に合理化によりまして離職し、公共職業安定所の方に來られた方が約一万二千三百名おられます。それで、現在なお要対策人員として残つておられる方が千四百人というふうになっております。

したがいまして、その差につきましては現在までの間に就職その他で一応の解決を見たという方でございますが、就職率がたまたま御指摘のような実態。その間の差はどうかということでございますが、これは現実には御承知のように雇用保険制度で失業給付を支給いたしまして、なお就職できない場合には炭鉱離職者臨時措置法に基づいて就職促進手当を支給し、あわせて三年間の期間、手帳制度、この生活保障をしております。その間におきまして就職できない場合には、その期限が切れるわけでございますから、求職取り消しという扱いになるわけでございます。そういう方も

この中に含まれておるわけでございます。それではそういう方について現状がどうかという点につきましては、これは現地の各公共職業安定所におきまして、なお引き続き就職したいという場合であれば就職活動が当然できるわけでございますけれども、されておる方もございますが、手帳制度の切れた時点で、一方で年金制度が石炭の場合五十五歳というふうなこともございまして、そういうことで地元で年金制度に移られていの方も相当数いる、そういう方が手帳切れというふうな形になっているというふうな実情でございます。

それから、職業訓練の問題につきましては、これは御指摘のような問題点もございしますが、ただ私もといたしましては、できるだけ機動的に現地の実情に合った形で求職者の方に適した訓練をやるといふ形で実施してきておりまして、これについてはそれなりに一定の効果があるものというふうに考えておるところでございます。

○中西(續)委員 特に年齢的にも高い人が多いわけでありまして、現在の特にサービス業等を中心とした雇用創出をしておる部分においてはなかなか活動できないというのがたまたまあると思うのです。したがって、景気がよくなった時代になおこうして残っているわけですから、この点の職業訓練を含めてどうした対応をすることが今緊急な課題なのかということをもう少し研究していただければと思います。これらについてもさらに追跡をしていただきたいと思います。

それから、就労事業についてお聞かせいただきたいと思ひます。緊急就労事業の対策の中で、ある自治体で現在百五十四人おると仮定をいたしますと、二十三日の出でありますから約四万人を超える雇用創出をしなければならぬ、こういうことになるわけですね。そうなるわけですから、事業場所を得なくちゃならぬわけだし、そのときに必要なのは土地の取得ですね。これは、さつき建設省お答えいただいたように道路の場合の土地取得が非常に問題であ

るのと同様に、相当の面積が必要なんですから、この点、大変困つておられる。ということになつてくると、聞いてみると三年間ぐらいの余裕がないとなかなかその対応ができないというのが現状のようです。そうなるにつれて、この百五十四人というのは年を経るごとに少なくなつていくわけですから、残る数が少なくなる。そうすると、土地の取得との関係、どのようにすればいいかという自治体なりの事業場所のつくりが非常に重荷になつてきておるわけですね。これらについて何か御議論いただいておりますかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○征矢政府委員 就労事業の実施につきましては、今先生御指摘のように土地取得等の問題も含めて実施をしている面があるわけでございます。ただこれにつきましては、従来、就労事業について一定の考え方で予算の積算をしまして実施してきていたわけでございまして、現段階で特に新しいやり方等を考えるということとはなかなか困難でございます。従来の考え方の中で、たまたま御指摘のような問題も含めてこれは対処していかなければならない課題であるというふうな認識をいたしているところでございます。

○中西(續)委員 したがって、これは少数になつていったときに、これから後どのようにやっていくかについてはこれからの検討課題ですか。

○征矢政府委員 ただいま御指摘の点は、特に二つある事業のうちの緊急就労事業の御指摘かと思ひます。

この点につきましては、御承知のように石炭鉱業審議会におきまして、その答申で御指摘がございまして、そのあり方が、非常に人数も少なくなつてくる等の現状を踏まえて見直しをする必要がある、特に緊急就労事業についてはその終息に係る検討を行う必要があるという御指摘がされておるところでございます。ただし、その検討に際しては、就労者の方の生活実態等についての検討を十分した上で考えるべきだ、こういう御指摘がございまして、この審議会の答申を踏まえ

まして私ども今後適切に対処してまいりたい。その際に、たまたま御指摘にございましたような規模が非常に小さくなつておるような問題も含めて検討してまいりたいというふうな考えております。

○中西(續)委員 終わりますが、通産大臣、先ほどから申し上げましたように、産炭地問題というのは依然として、北海道言うならば空知を中心とした内陸部、それから九州で言うならば筑豊を中心とした内陸部、そのほか佐賀、長崎等々挙げましても過疎地域になつておるわけですね。ですから、これをどう再生をさせていくかということが極めて重要な課題になつてまいりました。したがって、先ほどから申し上げておるように、無理を申し上げましても、大体今まで三十年ないし四十年かかってやつてきた、その総仕上げの時期にかかるとしておるわけですから、やはり思い切つた施策を講じていただかないと、第八次で大変な被害を受けたところだけではない、従前から三十年かかってなおかつそういう状況に置かれておるわけですから、何としても強力な推進をしていかないと、これは困難だと言わざるを得ないわけですね。したがって、その点についての御決意であればお答えをいただければと思ひます。

○渡部国務大臣 先ほどから北村先生また中西先生の産炭地に対する強い熱意をお聞きいたしておりました。私、エネルギー政策を長い間やつてまいりましたけれども、いわば戦後の日本経済復興の、石炭は精糖の妻とも言ふべき産炭地の皆さんの御協力によつて今日の日本の繁栄でございますから、北海道に行き、あるいは九州に行つて産炭地域が過疎地域で寂しい状態になつておると大変胸が痛みます。産炭地に再びにぎわいを取り戻すような地域振興政策を積極的に進めていかなければならない。私の郷里の常磐炭鉱地域みたいにインフラ整備や企業進出が成功して、活力のある、あるいは過疎にならない地域もあるわけですから、

今後、この産炭地域振興実施計画が実効性を確保して、かつての日本の戦後復興の原動力であった産炭地に新しい未来をつくっていくように力いっぱい努力をさせていただきたいと思ひます。

○中西(續)委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時二分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中沢健次君。

○中沢委員 一時間の質問時間をいただいておりますので、両大臣にいろいろとお尋ねを申し上げます。

その前に、石炭の委員長に、地元でもございまして一言お礼を申し上げます。

石炭の委員長就任後、直ちに、私の選挙区でもございまして、北海道の四区にもわざわざお越しをいただきまして、たまたま夕張地方が季節外れの大雪でありましたけれども、豪雪の中を夕張、三笠あるいは北空知、関係各産炭地をお回りいただきまして、石炭部長も同行されましていただいても、まず心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、きょうは両大臣に対する質疑であります。最初の部分は主として通産大臣を中心にした通産省にお尋ねをして、後段の部分で労働大臣以下労働省にお尋ねをしたい、このように考えております。

実は私、北海道の夕張の出身でございまして、昭和六十一年の七月の選挙で初当選させていただきました。社会党ではもう党派を超えて有名でありました岡田春夫代議士の後継ということで、おかげさまで二期目、それなりに石炭問題も含めて頑張っている人間でございまして、たまたまきょう私の所属をしております地方行政委員会が午前

中にございまして、そこで一時間半、塩川自治大臣といろいろ地方の行政問題で議論をしてまいりましたので、不本意でありましたが、午前中、この委員会におりませんでした。お許しをいただきたいと思ひます。

さて、通産大臣、大臣に就任されて、私も何回か地元問題あるいは政策問題でお会いしておりますけれども、きょうは委員会としては初めてのお手合わせでございまして、よろしくお願い申し上げます。

大臣も御承知のように、第八次政策というのは昭和六十二年の四月から来月まで五年間、いろいろありましたが、五年前の政策が續いてまいりました。私は冒頭申し上げましたように産炭地の夕張に現在でも住んでおまして、正直言ひまして、約五年有余にわたる国会議員としての体験を通じて、非常に残念ですけれども、同じ選挙区で、夕張で二つ、三笠市で一つ、上砂川町で一つ、四つの大変深刻な閉山を体験することになりました。空知管内にはまだ三つの山が残っておりますけれども、しかし、五年間三つの山はそれぞれ大変な縮小を余儀なくされて、ここでも深刻な問題が発生をしております。いつもそうであります。ほかの石炭のメンバーの方もそれぞれ同じだと思います。石炭の政策論議をするあるいは予算を論議するというのは非常に身につまされる思いを率直にするわけでござい

ます。

まず、そのことを前提にいたしまして第一にお尋ねをしたいことは、結論から言つと、この五年間の第八次の石炭政策というのは一体何であったか。確かに通産大臣歴代にわたって、あるいは歴代の石炭部長、関係者それぞれ大変な努力をされてきたということは私もよく認識をするし、理解もして、一緒になってやつたこともたくさんあるわけでありまして、しかしながら、非常に残念でありますけれども、この五年間で全国的にも九州ブロック、北海道ブロックに分けましても閉山が

る。もっと言えば、産炭地の人口が本当に急速に減少している。長年住みなれたふるさとを離れざるを得ない人方がたくさん出る。私は、政治的には大変な被害を受けた石炭産地であり、産炭地の地域であり、そこに働いていた多くの関係者、つまり産業と地域と人間に対して大変な被害が結果的には出ています。これは客観的な事実でありますから否定しようがないと思ひます。

新政策について議論をする際に、第八次政策についてやはりしっかり総括をしてこれからの新政策について、どういう反省をしてその補完をする新政策をどうするか、非常に大事なことだと思うのです。ですから、あるいは午前中の議論であつたかもしれないが、この際ですからまず事実関係について、これは石炭部長で結構でありますけれども、この五年間で全国レベル、北海道、九州を分けて、閉山あるいは生産体制の縮小、そして各論ではまた労働省といろいろやりとりがありまして、炭鉱労働者がどういう離職の状況になって、再就職の状況がどうなっているか、人口がどの程度減っているか、関係者の努力で企業が張りつておられるか、これがどの程度で、その企業の受け皿としての雇用の新しい雇用が足り出されているか等々につきまして、非常に特徴点だと思ひますが、改めて五年間の事実の推移、明確に示していただきたい。

○土居政府委員 昭和六十二年から平成三年までの五年間、第八次策中の石炭産業あるいは石炭政策の対象の推移でございますが、まず生産につきましては、全国ベースで昭和六十二年度二百五十七万トンの生産であったものが、平成三年度、これは計画ベースでございまして、八百二十万トンというところでございまして、北海道、九州内訳にいたしまして、昭和六十二年度北海道につきましては七百六十八万トンであったものが、三年度四百六十六万トン、九州は四百九十九万トンであったものが三百六十六万トンということで、この間に生産の減少。その背景をいたしましては、大手につきましては五炭鉱の閉山といったことが見られ

るわけでございまして。

これに伴います離職者数につきましては、北海道の場合には八千三百八十七人、九州は四千四百二十一人、全国ベースで一萬二千八百八十八人の離職者があつたわけでございまして、そのうち就職者数につきましては、北海道が四千九百六十八名、九州が二千五百七十名、全国ベースで七千五百三十八名という数字になっております。

この間の第八次策影響地域への新規の企業の進出状況でございますが、地域公団等によりまして把握しておりますところによりますと、北海道で百二十五企業、新規雇用者数は二千四百四十四名、九州で五十四企業一千四十一名、全国ベースで百七十九企業の進出がございまして、三千四百八十五名の雇用が確保されたというふうになっております。

この間の関係市町村の人口の推移でございますが、北海道の六市一町の場合は六十二年三十三万人ということでございまして、平成三年度は三十三万人でございまして、九州の二市四町二十七万人が二十六万人、全国ベースだと六十万人弱が五十六万人ということで、四万人弱の減少になっております。

○中沢委員 これ以外にいろいろ立ち入って議論をするというか、一つの数字なんかを示しながら議論をすればいいのだけれども、きょうは時間がありません。

さて、今具体的な推移についての数字の説明、客観的な事実の説明がありました。そこで、通産大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

大臣の所信表明演説、午前中あつたと思うのでありますが、最初のページにこういうふうに触れておられます。「第八次石炭政策を推進してまいりましたが、関係者の懸命の努力と需要業界の協力などの結果、概ね所期の目標に沿って推移してきたものと考えております。」確かにこういふところからは、私も一〇〇%否定はしません。しかし、その内容といひましようか、具体的な中身で言つと、繰り返しませんけれども、大変いろいろ

な問題を産業、地域、人間に与えてきた、このところは私も大臣に何回かお話をしたことがありますが、私も、しっかりと受けとめていたたいとおかなければ、これからの十年間の政策展開、あるいは必要な制度、予算の確保についてもいささか問題が生じるのではないかと、所信は所信として私も受けとめますけれども、内容的には非常に大きな問題をたくさんはらんでいる。

簡単に言えば、生産体制一つにしても、目標よりも大幅に落ち込んで、通産は、かつて田村大臣の時代なんかずっと続いておりましたが、とにかく縮小についてはやむを得ない、しかしやり方はなだらかなでなければならぬソフトランディングだということではない。そういう具体的な客観的な事実が、たくさんあるわけでありまして、この際、そこにもしっかりと目を開いていただいて、新通産大臣として八次政策については、もう少し政治家として血の通った総括があつてしかるべきではないのか、私はその辺について大臣の基本的な認識、見解を改めてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 たしか、これは昭和五十年だったと記憶いたしますけれども、私が通産省の政務次官をしておつたときに先生の地元、夕張炭鉱の事故が起つて、早速飛んでまいって皆さん方の悲痛な、あの炭鉱で働いてる皆さん方の姿に目にかつた感動は、生涯記憶に残つております。

午前中の審議の際も申し上げたのですけれども、戦後、日本の経済の復興期に、我が国のエネルギーの中で果たした石炭の役割は大変大きいので、また同時に、その当時は石炭景気ということではないんをさわめたものであります。あの深い深い炭坑で働く多くの人たちの力で今日の日本の再建があるのでございまして、経済的な、また国際的な大きな変化の中で、我が国の国内の石炭産業というのが残念ながら、これからは言葉の表

現はどういうことが正確か、これは難しいところでありまして、他産業といわゆるコストの面で太刀打ちできなくなつた、しかし、そのためにそこで働いておる人たちが犠牲になつてはならない、その地域が疲弊してしまつてはならないということ、産業の国際的な大きな変化の中で、産炭地は新しい時代の流れの中に未来に希望を持つていく方向に進んでいかなければならない。

そういう、今非常に困難で難しいプロセスを歩んでおるわけで、八次石炭政策はそれなりの、私も意図した方向で進んでおるわけでありまして、今までの政策を反省しますと、今政府委員から答弁がありまして、残念ながらその地域における人口も減つております。また働く人たちの場も減つておるわけでありまして、今後、やはり地域振興ということに大きな目標を置いて、私は先般まで地方自治体をお預かりしておりました、今、先生、地方行政委員会に行つておられたということでありまして、地元の市町村に對する財政援助あるいは、これはさつきも道路の問題、真剣に質問等がありました、石炭の大きな役割、しかし残念ながらこれからの将来ということを考えて、経済ベースということも無視してなりませんから、そういう中で産炭地域が新しい未来に向かつてどう希望を持つて生きていくのか、また再び若者たちが定住できるような魅力をその地域に取り戻すことができるか、そういう地域振興に大きな力を入れて、いわば前向きの石炭地域振興政策に私は取り組んでまいりたいと思つております。

○中沢委員 今、大臣の方からお話がございました。いろいろ問題がある中で、これから前向きに、しかも地域振興にも重点を置いてやりたい、そのことはしっかりと受けとめておきたいと思ひます。それで、今のやりとりにも関連するのでありますけれども、新政策あるいは関係する予算なん

かをずっと見ますと、八次政策の反省点が具体的な政策にはやや少しは生かされている、私はそれは認めたと思ひます。しかし、一番大事なこれから向こう十年間の今残つておる山の存続の問題、それから非常に小さくなつた生産体制を、均衡点云々という議論は別にいたしまして、これをどうやって安定的に維持をして、結果的には緩やかにスローダウンをしていくか。私は、それに対する政策のウェイトの置き方というのが少し弱いと思ひます。もっと言うと、少しどころかなり弱いんじゃないか。

今、大臣おっしゃつたように日本経済の復興のために石炭の果たした役割は大きい、同感です。しかしこれは、自由競争社会でありますから、価格競争ではハンディを背負つてなかなか厳しいのだ、私もそれは同感です。しかしそれにしても、大事な国内のエネルギーであります石炭資源、この程度の生産の規模は最低限、一定程度安定操業も含めて政策的にてこ入れをして底支えをしていく。もっと言えば、これは十年間の新政策の中では、十年間すべてそういうことにはなかなかならない。では、せめて前半の五年ぐらいはそういう石炭政策の基本であります山の維持存続、最低限と私思つておりますが、今の生産体制の維持、このところにもう少し政策的なあるいは制度、予算的な重点が置けないのか。これは議論としては何回も石炭部長やエネルギーの長官などもやつておりますから同じような答弁しかないと思ひますけれども、私はそこそこは改めて主張をしたいと思ひます。

問題は、今度の新政策の一つの特徴として、地域振興ということの後でまたやりますけれども、企業の新分野開拓、多角経営、制度としても三百億の無利子融資、これは画期的なことでありまして、新分野開拓、多角経営ということが、私はかねてから言つてまいりました、閉山後の後始末のその種の企業起こしとか地域振興ではもうだめです。ですから今度は、新政策でどんどん出てきた

ことは評価をしたいと思ひます。しかし、恐らくほかの委員の方も地元でいろいろ御苦労されておると思いますが、例えば私の夕張で一昨年の三月に三菱の南大夕張が閉山になりました。三菱というのは企業的にも力があつたから、山が残つておるときに受け皿の企業の立地について、非常に現実的な対処でありましたけれども、我々もお手伝いをして、今夕張にもあるいは美唄にもそれなりの新しい企業が操業している。しかし、こういう競争社会でありますから、新分野だとか多角経営という言葉、私もよく使ひますけれども、実際新しい企業を起すにしても操業をやるにしても、正直言つて競争相手がたくさんいるわけでありまして、これは当たり前の話なんかに転がっていない。これは当たり前の話なんかに転

しかし、そういう中で、今度の新分野あるいは多角経営ということについては私は歓迎をするのでありますけれども、せっかくこういう政策を出して必要な予算をそんなにつけるのであれば、私はもっと予算についても、三百億なんというのを言わないで、石炭グループが希望しております例えば一千億程度、直ちに平成四年度からそれをやれとは言ひません、しかし将来的な問題としてそういう課題が一つあるということ、せっかく企業が操業をやつてみたけれども半分ぐらいは操業を中止してつておるような状態は想定してはならない。これからだつてそういう状況は想定しておかなければいけないと思ひます。そうならないために私は、石炭部ということだけではなく、この際、通産省、場合によっては労働省も、国の省庁が挙げてそういう石炭企業の大変な努力に對して、きめの細かいといひましようか、本当にかゆいところに手の届くような、経営についてなかなか一言言えないでしようけれども、きめの細かい、いい意味での行政指導があつていいと思ひます。

ですから単年度六十億、五年間の三百億という枠について、これはやはり必要であればどんとお

やしていく、ぜひこれは大臣として決意を聞かしてもらいたい、同時に、きめの細かい新分野開拓についての国全体としての後押しもぜひやりたい。私はそのところは歯切れよく、できれば大臣の方からお答えをいただいていたと思うので、いかがでしょう。

○渡部国務大臣 先ほども、産炭地振興という意味で、せっかくお金を使うのでありますから、そのお金をそのまま使っただけで終わってしまうということではなくて、将来の金の卵を産む鶏になるような使い方であればならない、そういう意味で、金額の問題もありますけれども、そのお金を、前向きで、将来の地域振興、また働く人たちに安定をもたらさるようなことに使っていくという、使い方の質の問題もあるかと思えます。

いずれにしても、産炭地振興の問題は、通産省のみならず関係省庁挙げて、国の政策として取り組まなければならない問題として、各省庁十分な連絡をとりながら地域振興に努めてまいりたいと思えます。

○中沢委員 きょうは時間がありませんから、また法案審議等の中でも議論もしてみたいと思えます。

さて、産炭地振興問題について少し具体的に指摘をしておきたいと思うのですが、今申し上げましたように、産炭地振興についてはそれなりの努力の跡が見られると私は思うのです。二つ取り上げたいと思うのです。

一つは、四億五千万でありますから予算規模としてはそれほど大きな金額ではないかもしれませんが、しかし、新しい制度として導入したわけでありまして、これに関連してお尋ねしたいと思いますが、上砂川町にかつては工業技術院のプロジェクト、石炭部がいろいろ橋渡しをして、私も地元でありますからいろいろお願いをし、結果的には国際的にも非常に評価を受けております炭鉱の立て坑を利用した無重力地下実験センター、既に建設が終わって操業が始まっております。

す。

昨日も地元の町長以下関係者が参りまして、石炭部長にも会っていただきましたけれども、問題は、無重力実験センターという実験機関あるいは研究機関という本体のことは、それは一つの組織があつてやっているのでありますけれども、それに対する周辺地域、あるいは無重力実験センターをもつともつと内容的にも充実させる意味で、実は地元の構想でありますが無重力プラザという、例えば炭鉱館とか見学館とか、こういう構想が持ち上がったところであります。これは恐らく今度導入されました四億五千万のプロジェクト施設整備等の支援調整額、これは補助対象になつてくるかと思うのです。

ただ、これは全国的にはその種の受け皿みたいなものがこれから出てきますから、競争が相当激しくなると思ふのでありますけれども、工業技術院の国家プロジェクトで無重力地下実験センターというものを上砂川でやっていたら、当時の大臣も石炭部も大変な努力をされた。せっかくここまで来ているわけでありまして、これをもう少しいろいろな意味でファクターをつけるといふことも含めて、地元の構想についてはぜひ積極的に受けとめていただいて、まだ法案や予算が決まっておりますけれども、ちよつと気が早いかもしれませんが、こういう問題についても石炭部を中心にひとつ積極的に受けとめて、地元の期待にこたえるようにしていただきたいというのが一つ。

それからもう一つは、私の夕張は、実は午前中塩川自治大臣ともいろいろ話をしておりました。が、国際映画祭というものをやっております。大臣、映画が好きかどうか、私はそこまで聞いておりませんが、夕張市長が大の映画ファンで、そんなところがあるようであります。そこで国際的な映画祭、ことしでも二十年やつております。それを一つの参考例にして、炭鉱というのは非常に暗いイメージで、町づくりもなかなか思ふ

ようにいかない、イメージチェンジのためにも地域振興のためにも、この際国際映画祭を夕張でやりたい。ことしで三回目です。資料も夕張から改めて取り寄せましたけれども、大体一億七千万ぐらいでやっているので、国際という名前がついてのイベントでこの程度の金額でやるのは非常に大変だと思ふのです。聞いてみましたら、外国から来る監督とか俳優さんというのは、飛行機の出発は出さずともあとも全部サービスでやつてもらう。つまり、ギャラとかそういうのは一切ない。半ば国際的なボランティア活動で支えられている。来年もやりますからぜひまた夕張にもお越しいただきたいと思ひますけれども。

私の言いたいことは、そういう非常に地域振興の目玉として頑張っている、財政が大変だということでも頑張っている、もつと言へば、通産として、別なセクションから一千五百万の補助金はもたらしているんです、しかし今度つくる四億五千万というのは、そういうソフトの事業についても当然補助対象にすべきである、私は基本的にはそのように押さえておりまして、非常に大事なポイントだと思ひますので、あえて上砂川問題と夕張の例を引き合いに出しました。具体的に直ちにやりますという返事はなかなか言えないと思ひますけれども、そういうこともしつかり受けとめて、大臣以下関係のところで、これからの問題もありませんのでぜひ配慮をお願いしたいと思ふのです、いかがでしょう。

○土居政府委員 産炭地振興対策費につきまして、地方自治体が行いますソフトな事業については、支援措置、これは従来からあるものでございまして、今回それに加えてプロジェクト施設整備等支援調整額というハード事業に対する新政策を予算要求させていただいた、これが御指摘がございました四億五千万ほどなわけでござい

しての新施設についての対応ということでございますけれども、いずれにしても今度の新事業につきましては、やはり先ほど来議論がありましたような稼行炭鉱地域の先行的な地域対策という観点がございますので、そういう稼行炭鉱地域を優先するという要素がどうしても出てくるわけでございますが、ただ上砂川町近辺にも稼行炭鉱地域はございますし、それ自身八次策影響地域でもございまして、今後予算が成立しました後、他地域の状況等も含めて検討させていただくということにさせていただきますと思ひます。ただ、この地下無重力実験センター自体は工業技術院の政策で実施しているわけでございまして、この周辺サービス提供施設の無重力プラザの事業計画も非常に多額の金額にわたる大規模なものでございまして、したがって、工業技術院の政策の延長線上でこれを実施するという可能性も含めまして、今の御指摘の点を検討させていただきたいというふうに考えております。

夕張の国際映画祭につきましても、今御指摘がありましたようなことでございまして、ソフト事業については産炭地対策の石炭勘定直接の予算でございせんけれども、千五百万程度の支援をさせていただきますというわけでございまして、これにつきましても、今の御指摘を踏まえまして、来年度以降につきましてもさらに検討を続けさせていただきますと思ひます。

○中沢委員 それで、今部長から話がありました。まあ大体そういう御答弁だとは思ふんですが、いずれにしても北海道あるいは空知を中心とした課題としては大きな課題でありますから、今後ともよろしくお願ひしたいと思ふのです。

特に、無重力の関係で言いますと、ついこの間もNASAの実験部長が現地に参りまして、大体これは国際的には初めてなんですね、約八百メートルぐらいの立て坑で十秒間の無重力の実験ができるわけでありまして、NASAの実験部長としてもこれは非常に興味のある実験装置でもある、NASAと共同実験もしたいという話もありまし

て、これから恐らく石炭部だけの問題ではないと思いますが、通産全体として、そういう国際的な新しい実験装置でもありますので、注目もしていただいて、ぜひまたこ入れも改めてお願いをしておきたいと思ひます。

さて、もう一つの地域振興の目玉として出されておりますことにも関連をしますのでありますが、もともと八次政策の最大の影響地域、私から言えれば被害地域は北海道の空知管内である、これはもうだれが見ても否定のしようがない事実だと思ひます。したがって、空知地域全体の広域的な地域振興を図るためには、やはり北海道あるいは関係市町村でいうと五市一町ありますが、これが中心になって、相当中長期にわたる地域振興の計画をつくって、そして広域的な地域振興をやろう、そういう作業は予備的にずっと進んでいて、まして、今度の予算や新政策に関連をすると、初めて通産としては基金に対して三分の二の助成をする、私は大変結構なことだと思ひます。

地元的には今、道議会をやっている最中で、恐らく市町村議会もやっている最中なんでありまして、四十五億円の基金構想ということですが、始まっておるわけですね。ですから、単年度で通産の三分の二の補助が、ほかに持つていくところがありますけれども、総額で十七億五千万、十七億五千万はとも三分の二にならない。私は前にも聞きました。これは二年度にまたがっていいの、か、三年度にまたがっていいの、か、余り歯切れのいいお答えがありません。しかし、もう四年度の石炭予算の骨格が決まっている、出ているわけでありまして、地元としては通産は信頼していただきますけれども、この際四十五億のそういう総体的な基金の受け皿を用意しているということについて十分把握をされていると思ひし、それに必要な基金に対する補助についても単年度では到底十分ではありませんから、これは平成五年も引き続きいくんだ、この辺はもう答弁もしていただいていたのではないかと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○土居政府委員 御指摘がありましたように、産炭地域のうち特に移行炭鉱地域等重点対象地域につきましては、来年度の予算要求におきまして初めて産炭地域活性化基金の要求をさせていただいておるところでございます。初年度十七億五千万の予算につきましては、現在、北海道庁と相談し、かつ地元と相談しながら、空知五市一町の産炭地域の基盤整備のための事業主体を設立するというところで作業を始めておるところでございます。この予算が成立した後に、平成四年度の春でできるだけ早い時期に設立を目指して作業を始めておるところでございます。

基金の規模につきましては、国と道庁と合わせまして二十五億円弱ということでございますが、これに民間、地元等の拠出を仰ぎました形でスタートを始めたと思っております。

この基金につきましては、現在のとこ道庁としては、二年計画でさらにその拡充を図っていくということになっておりますけれども、最終的な規模につきましては、これは来年度の予算要求の段階で最終的に具体的に決めるということになっておりますが、いづれにしても、発足させてとりあえず二十五億円プラスアルファの基金で事業を始めるといふことに最大の焦点を当てて今作業を進めておるところでございます。

○中沢委員 わかりました。今後まだ課題がありますので、またよろしく願ひしたいと思ひます。

そこで、一つ具体的なことも含めて、発想をかねて問題を投げかけておきたいと思ひますが、今度、企業として新分野開拓をやるときには無利子融資の制度が初めて入ってくる。先ほど言ったように単年度六十億、五年間で三百億、その金額は、必要があればもっとふやせと私は言いました。問題は、今、空知を中心にした一つの広域的な地域振興のための組織をつくって、そこでいろいろやるということのドッキングを考えるべきだと私は思ひます。

非常に具体的な例であるいはまだなじまないか

もしませんが、例えば炭鉱閉山になって跡地が、会社が借金して抵当に入っていますけれども、固有な名詞は避けませんが、例えばある市の大抵中心の相当程度の炭鉱跡地が全然手がついていない。市の方で買い上げたとしても、簡単に言えばなかなか金がない。あるいは会社が仮に売ろうとしても、抵当に入っていますからそう簡単に売買の話が進まないという問題がある。しかし一方では土地は非常に貴重でありまして、その土地に仮に企業を呼ぶにしても、今言ったような問題を幾つかクリアしなければいけない。やりたくても、なかなか行政サイドも金がない。

三百億というのは言うまでもなく石炭会社あるいは石炭グループが新分野開拓をするときの国のてこ入れ、この政策、それはよく私もわきまえているつもりです。一方で行政を中心にしたそういうことで、基金について今言ったようなことがあろう。そうすると、土地を買う、あるいは土地を中心にした開発をやるといふ場合は、行政と石炭関係者が仮に第三セクターをつくる、そういうふうになった場合に、やはり三百億の無利子融資を、いろいろ条件はあるんでしょうけれども、地域振興のためには大変な目玉でありますから、思いついてこの際無利子融資の道を開いていく。そうすると、行政と企業が一体になってその莫大な土地に対する再開発の青写真がつけられて、これは理想であります。そこにとんと大きな企業を呼ぶ、あるいは小さな企業をたくさん呼んで雇用の受け皿、地域振興につないでいく。

私はそういうことを非常に途方もないとは思ひません。やろうと思ひばできる。あるいはもっと言えば、通産大臣が決意すれば、片方はNED Oの予算であるけれども、片方は本省石炭部の予算でありますから、そのところは今直ちにそうするといふ答弁はいたさないでありますけれども、大臣としてひとつ積極的に受けとめていただいて、関係のところと十分相談をしていただいで、せっかくでありますから新政策の中にそういう新しいメニューと言つていいと思ひます。

ども、それをぜひひとつ出すように、特にお願いをしておきたいと思ひます。大臣の決意のほどをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 先ほどから申し上げているように、地域振興、前向きな政策をできるだけ進めるようにしたいという考え方でありますから、そういう基本的な姿勢の中で、今先生御指摘の問題も検討をしてみたいと思ひます。

○中沢委員 通産大臣あるいは関係者に最後にお尋ねをしたいと思います。

午前中に自治大臣といろいろ話をしましてまいりましたが、実は通産大臣もかつて自治大臣をされていた、私もよく承知をしております。実は、全国的に閉山が集中した時期、したがって関係自治体の財政が極端に窮乏になる、それに対する交付税措置として産炭地補正という制度を昭和五十一年に導入して、今でも続いているんです。ただ性格的には、どちらかというと閉山になってもその地域に滞留をする炭鉱型の自治体に産炭地補正がかなり効いておりました。きょうも改めて資料をいただきましたが、この十六年間で実に七百億程度産炭地補正がされて交付税でいっているわけですね。もつといえは石炭予算の産炭地振興予算よりも規模は大きいんですよ。しかし、もうここまですべておきますから、僕は、産炭地補正という制度そのものは来年度で終わるわけでありまして、この際やはり北海道あるいは九州の優先の市町村のいろいろな意見も聞いて、新しい産炭地補正をやるべきだ。大臣も積極的に受けとめて、内部的にも研究会をやつて、関係の市町村も含めて合同で研究会もやつて、ひとつ早急に結論を出したいという前向きなお答えもいただいています。ただ、これはやはり石炭関係の政策、産業政策としては通産大臣が責任を持っていますので、特に通産大臣の方からも、関係その他で自治大臣とお会いをすると思ひますが、産炭地の自治体財政のてこ入れのために産炭地補正をひとつ何とかよろしく頼むと、こんなことも大臣同士の関係でお声をかけていただいて、働きかけをぜひお願いをしたいと思ひます。

うのでありますが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 早速相談させていただきたいと思ひます。

○中沢委員 それでは、もう時間がありませんから、これから先は労働大臣、労働省関係者にお尋ねをしたいと思ひます。

質問の冒頭に、八次政策五年間の雇用情勢について若干お答えがありました。私はもう少し細かく、炭鉱労働者が八次政策の冒頭に何人いて、閉山・合理化で何人職を失つて、いろいろ労働省も努力をしたけれども、結果的に依然としていわれる要対策者が何人残っている——私は各地域別の数字は資料でいただいていますからそれは要りませんが、少なくとも全国ベースと北海道・九州ブロックベースで、改めてそのことを客観的な事実として確認したいものですから、これは大臣でなくて結構でありますけれども、お答えをまずお願いしたいと思ひます。

○征矢政府委員 お答えいたします。

昭和六十一年の第八次石炭政策の実施以来、閉山・合理化に伴い北海道におきましては約八千人、九州におきましては約四千三百人、したがって全道では約一万二千三百人の離職者が公共職業安定所に求職申し込みを行つてきたところでございます。これに對しまして、労働省といたしましては炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして、手帳制度を基本として各種援護措置を講じながら、これまでの間に北海道におきまして約七千二百名、九州におきましては約三千八百名の方が再就職等を行つてきているところでございます。したがって、現在なお求職活動中の方が北海道で約八百人、九州で約五百人となっている現状でございます。

○中沢委員 それで、こういうことは余り指摘をしたくないのでありますが、八次政策が始まる以前の六十一年の十一月に長崎の三菱の高島で閉山がまず始まりました。これは八次政策以前の問題が一つある。そして八次政策が始まって、先ほど来言つておりますように、非常に残念ですけれども

四つの山の閉山と各山の大規模な合理化。一昨年の三月からは閉山はありませんが、毎年毎年閉山があつて離職者が出る、合理化があつて離職者が出る。地元の職安も含めて労働省全体でもいろいろ努力をしている、私はよく知つています。しかし結果的には、いろいろ努力を積み重ねても、この数字は、今おっしゃつたのは去年の十一月の数字でありまして、依然として要対策者が離職者全体の約一割いる。何もやらなくていいという意味ではなくて、一生懸命やつたけれどもまだいいという意味です。

全国的には雇用情勢は非常に好転をしている。一般論としては私もわかるし、北海道の札幌周辺はそういう状態であることもよくわかるのです。しかし、私の住んでいる夕張を含めて産炭地全体は、あるいは北海道の場合は職を探して札幌の方に移転する方もかなりおりますが、そういう方も含めて、職を求めている人あるいは仕事をやる能力がある人がまだたくさんいる。これはやはりゆゆしき問題だと思ふのです。これは特殊事情だということだけで片づけてはならぬ問題だと思ふのです。

そこで、私初めて労働大臣に委員会でお手合わせをするわけでありまして、労働大臣としては、全国的な問題ということととらえて同時に、この種の非常に厳しい雇用不安にさらされている一人の人間の立場として、まだ何百人もいるわけでありまして、これは本当に大変な労働行政の課題であると、私はそれを単に観念的に言ふのではなくて、現実としてしっかり受けとめていた。今までも歴代の労働大臣や労働省の関係者は随分苦労されておりますけれども、これから新政策につなげていくわけでありまして、八次政策の一つのけじめとして、この残された要対策者に対する雇用不安の解消に向けて、決意と、少しく具体的な構想があればぜひひとつ大臣の方から直接お聞きをしておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○近藤国務大臣 今先生からのお話でございます

ました。私も真剣に承つておつたわけでございます。炭鉱離職者再就職という問題は、特殊性というところは先生おっしゃいましたけれども、まさに炭鉱労働という特殊性、それから高年齢ということも加つて非常に厳しい状況でございます。労働省としても努力をしまつたわけではあります。今説明をいたしましたように、北海道で八百名、九州で五百名、こういう数字の方々が依然として失業している、こういうことでござい

ます。労働省としては、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて炭鉱離職者求職手帳を発給し、再就職援助施策を実施しているわけですが、なかなか問題の解決が、やつてはきておりますが、残つております。私、実は残念ながらこういう石炭、炭鉱問題は全く経験がございませんので、実は労働大臣になりましたから事務局に言ひまして、何とか行かせていただいで、そして、通産大臣はもうエネルギイ問題は専門家でありますから、私は全く初めての経験でありますので、私みずから炭鉱に入りまして現場を見て、またその現場でどういふふうな職業安定業務を行っているか、また再就職のための職業訓練をやっているか、私みずから確かめて十分にいろいろなことを考えさせていた。さういふ、こう思つております。

○中沢委員 大臣の方からかなり、私の方としては歓迎すべきと思ひます。七の際から現場に行つて炭鉱にも入つて、百は一見にしかず、こういうお話がございました。これはぜひひとつ機会をつくつていただいで、北海道も太平洋を入れましたあと四つしか山が残つておりませんので、ぜひ早い機会に来て大臣の目でよく見て確かめて、新政策に具体的に反映をさせていただくうにお願ひをしたいと思います。

そこで具体的な内容になりますが、今言ひましたように、九州はもちろん山が二つ残つていて、北海道は四つ残つております。その四つ残つて

います。別に具体的な答弁は大臣からは要りませんが、特にその中で新政策では、先ほど産業政策の中で企業の新分野開拓という一つの新しいものが出てきた。それに裏打ちをする意味で労働行政、労働省側としては、新分野でもって新しい企業をつくつたときには、恐らく新分野開拓に伴う企業からの出向とか派遣とか出てくると思うのですが、それには賃金助成という制度が出てきた。

中身はまた後で聞きますが、いずれにしても、空知管内を考えたとしても、例えば空知にはまだ八百八十四人、下請を含めて炭鉱労働者が働いている。住友の赤平では七百八十四人働いている。三井芦別では四百二十八人が働いている。八次政策で離職をしたという方の対策ももちろん言うまでもなく大事です。同時に、今山が存続をして、その山の山下請を含めてまだ約二千人近い人が北海道の私の選挙区でも働いている。正直言つて、この人方は本当にうちの山が何年間存続できるのだろうか、そこで何年間働けるのだろうか、毎日毎日そういう不安が繰り返されているのが事実です。私も繰り返さなければならぬ。一番方とか二番方だとかに行つて、石炭政策だとか予算だとか新政策の話をして、とにかく難しいけれども山の存続のために雇用の安定のために頑張る、こういうことしか言ひようがないのです。

さて、一般論はそのぐらいにしますが、新政策の労働省側の目玉として、今言つたように新分野開拓に合わせてそこに出向、派遣する関係者に賃金助成をする、そういう発想については私は大賛成です。問題は、賃金助成のパーセンテージが三分の二、かつては四分の三という、特定不況業種だと特定不況地域にはその種の賃金助成をやつたケースがあり、労働省は制度として既に持っているわけですが、私は、せっかくやるのであれば、この際若干金額がさんでも四分の三ぐらいの助成にして、それを原案として我々が議論をしていく、やはりこれがあつてしかるべきでないかな、率直にそのように考えます。

そして、もう一つ言いますと、これは一年限りというところになっておりまして、新分野だとか多角経営が本場に一年間の出向ぐらいいで全体としてうまくいくのだろうか、私は非常に疑問に思っています。ですから、そこをどうも別に我々が議論をして上積みをするということも必要ではないでしょうか。この際、労働行政に責任を持って出される労働者ですから思い切った、産業政策として出されてきた新分野開拓に労働政策としてそれにこたえるような、もっと大胆な予算制度を出していいのではないかと、私はそこそこのお答えをぜひ聞いておきたいと思うのです。

○征矢政府委員 たいはいお話がございましたが、具体的には来年度予算で炭鉱労働者雇用安定助成金制度という形で、石炭関係の事業主の方が新分野開拓を行った場合、それに合わせて炭鉱労働者の方が職業転換をする、その場合の支援する対策として考えておるわけでございます。

これは雇用安定計画に基づきましてそれを認定し、その計画に基づいて配置転換、職業訓練あるいは出向、関連企業への再就職あっせん等の措置を講じた場合に、それに対して一定期間賃金の助成を行う、こういうことでございますが、ただいま御指摘ございました賃金の助成につきましては、私もどなたもいたしましては過去の不況期に実施されました最大限の助成率、これをこの石炭鉱業につきましては適用する、こういう考え方で対処いたしております。

したがって、具体的には職業訓練の場合には賃金の四分の三を職業訓練実施期間中に助成する、こういう考え方でございます。それから配置転換、出向あるいは再就職あっせん等につきましては三分の二、これは過去の最高の額でございますが、そういう割合での賃金助成を一定期間行うという考え方で予算を積算しているところでございまして、ただいま賃金助成の期間が最大限一年間という期間も短いのではないかと御指摘もございしますが、これは現在私ども、今までとてきました対策として最大限の期間がやはり一年間

ということでございます。それを踏み越えて石炭について対策をとるということはなかなか困難な面がございますので、過去の例から最大限の対策をとるという範囲内で予算を積算し、法案をお願いしているところでございます。

○中沢委員 法案審議のときにも改めてやりたいと思いますが、私はやはり三分の二あるいは四分の三問題で言えばまだまだ意見もあるし、一年間というところでは、まあ確かに一年間という一つの時限を切るという意味ではわかりませんが、この種のものというのは、どうしても多角経営というのはそんなに一朝一夕でいかな。そうすると結果的に、単年度措置であっても二年、三年、そういう必要性は特にあるということだけを指摘をしておきたいと思うのです。

さて、最後になりますが、先ほどあえて北海道の山別の従業員の数を言いました。実は下請労働者もかなりいるのです。今度の労働省の説明を聞きますと、そういう新分野に伴う政策の中でそれは下請も含める、私はそれで結構だと思っております。ただ、私の記憶では、山の閉山のときに、当時はたしか田村通産大臣だったと思いますが、下請労働者も大量に解雇される、ところが下請労働者というのは本雇いとは違っていて非常に労働条件が不安定、簡単に言えば退職手当制度もない、これは何とかしなければならぬ、随分議論もしまして、結果的には通産が中心になっている相談をしていただいて、特別委員会をつくってもらった。いろいろな関係者の意見も聞いたりして、制度のなかった下請のそういう退職手当についても一定額を閉山交付金の中に入れて、そういう国としての財政的な投入をした、こういうケースもあります。これは事実だと思ふのです。事実です。何年何月かはちょっと私、議事録を見ればわかります。

ですから、そういうこともこれから避けて通るわけにはいかぬ。僕らは、山の存続ということも前提にしていますけれども、最悪の事態に備えてそういうことも念頭に置いて、両大臣あるいは石

炭部、労働省の担当部を含めて、そういう問題も既に過去にはあるということを変更して指摘しておきますから、そのこともひとつ念頭に置きながらこれからやっていただきたいと思ふます。

もう時間が参りましたからこれで終わりますが、わずか一時間でありまして、本場にさらっとした議論しかできません。言いましたように、自治省にも関係する産地振興策、その辺もまた踏まえていただきたいし、あと残された内容につきましては、また法案審議の中で十分やっていきたいと思ふます。

いずれにしても、政策的にも予算的にも、地元でもございしますので大変お世話になりますが、よろしくお願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次は、細谷治通君。

○細谷委員 私の持ち時間は大変短うございします。端的にお答えをいただきたいと思ふます。

両大臣、私は三池炭鉱が存します大牟田市の出身でございます。したがって、国政にあずかる者の立場は当然でございますけれども、地域の住民の生の声を代表するというところで、これから幾つかの点について御質問申し上げたいと思ふます。

まず、率直に言いますと、地域の声は、もうわがままは言わない、石炭だけで生きていく町、それは望まない、石炭もある町ということと何となくこの地域の再生を願っているという、こういう切なる願いがあるわけでありまして、まずそのことを、両大臣、責任ある立場におられるわけでありまして、どうぞしっかりと受けとめていただきたいというところをお願い申し上げます。

ところで、通産大臣も御就任後、石炭の問題について大分いろいろお話を聞かれ、御研究、お勉強もしていただいたと思うのですけれども、まず就任のときに、日本の石炭産業は極めて厳しい歴史に直面している、名譽ある撤退の方に進まざる

を得ないのではないかと発言も、新聞のインタビューに答えておっしゃっているようにございします。この新しい石炭政策のもとで構造調整を推し進めていく、そして、何かわかりませんけれども均衡点の達成を目指すというねらいでございしますが、この均衡点というのがもし海外炭との炭価差という、まさに経済原則だけの物差しではあるという、まさに経済原則だけの物差しではあるという、まことに経済原則だけでは現在の状況その他を考慮してみても、国内炭は総撤退せざるを得ないということじゃないかと私は思ふのです。

しかしながら、石炭は御承知のように国内唯一のエネルギー資源であるわけでありまして、かけがえのないエネルギー資源であるわけでありまして、そうした総合的なエネルギー政策の中で、この石炭の位置づけというのはそれなりになされておりますけれども、石炭の中で国内炭の位置づけというものを一体どういうふうにしていくのか、そして、この石炭産業というものが地域に果たしてきた役割を考えたとしても、今後のことを考えますと、撤退というふうな事態が出てまいりますと地域経済に大変深刻な影響を与えることになるわけでありまして、極めて重大だと言わなければならぬと思ふのです。

率直に言いますと、十年後に三池炭鉱というのは一体あるのか、ないのかということをお聞きしたい。私は本心に真剣に心配しているのです。もう日本の炭鉱は全部閉山になってしまふのではないだろうか、どうも今の政府、通産省のお考えでは十年後には総撤退するのだということが腹のうちにあります。じゃあ、事務方の御説明なんかを聞いてみるとどう受けとめられても仕方がないような感じがするわけですね。ニュアンスがあります。こういうことでは私も政治の責めは果たせないと考えるわけでありまして、こういう立場から通産大臣としての国内炭の位置づけというものについての認識をいま一度お聞かせいただければと思ふます。

○渡部国務大臣 私の言ったと言われる撤退とい

う言葉は若干誤解があったかと思ひます。

たしか、今思ひ出して見ますと、太平洋戦争のときのあのアツツ島の玉砕、それからキスカの撤退というのがあったかと思ひますが、つまり、石炭産業は国際経済の中で非常に厳しい状態にある、しかし、その厳しい状態の中で、そこで働く人たちが、またその地域社会、この人たちに迷惑をかけないようなこれからの石炭政策、もっと積極的に言えば、今やもう国際経済ですから産業というものが全くコストを無視して繁栄するというのではなかなか望めませんけれども、そういう厳しい中で過去に我が国のエネルギーに果たしてきた石炭産業の役割、また将来のエネルギーの多面的な安全性といった中に存在する石炭の役割、もろもろのことを考えながら、まずはやはりその地域振興、そして働く人たちの安定というものを大事にしたい、こういう意味に御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷委員 先ほど私が言いましたような地域の生の声を政治の立場で思ひをいたしていただきまして、そうした切なる願ひがかなえられるような温かい政治というものをぜひやっていただきたいというところをお願い申し上げたいと思ひます。少し具体的な話に入らせていただきたいと思ひますけれども、新石炭政策下における国内炭の需給計画というものは一体どういふふうにつくられていくのかということ、これまでの計画との比較でお尋ね申し上げたいと思ひます。

これまでの国内炭の需給計画というのは、もちろん法律に基づきまして、石炭審判のもとに置かれております需給部会の審議を経て毎年初に決定されてきたわけでございます。第一義的には石炭企業とユーザーとの間の当事者間の契約に基づくとはいひましても、最終的には通産省の行政の仲介、調整というものを経ていたわけでありまして、ある意味では公的に担保されたものであったと私は考えるわけでありまして。

さて、今度の新石炭政策下においては、どのようにして需給計画というものがつくられるのか、

すなわち生産計画というものがどういふふうにして担保されていくのであろうかということが大変気になるわけでございます。国内炭の安定操業のためにも何としても一定量の生産量を確保していくということが必要になるわけでありまして、けれども、そのためにはユーザー側の安定取引というものが必要であります。それがどういふふうにして担保されるのか、需給計画というものは一体どういふふうにして今度の新しい計画では策定されることになるのか、これまでの需給計画とは違った性格になるのかどうか、その辺について承りたいと思ひます。

○山本員 政府委員 毎年の生産あるいは需給につきまして、確かにつくるプロセスは八次策とボスト八次策はちよつと違うことになると思ひますが、従来のやり方は、御案内のとおりでございますが、まず需要を想定いたしまして、需要ありきというか、そのもとで生産計画を定める、これは石炭鉱業審議会、今おっしゃいました需給部会で通産省も関与して決めておるといふことだと思ひます。今後、基本的には同じといふか、同じ場でやるわけでございますが、今申し上げましたような需要減先にあつたという考え方がなくて、石炭業界が自主的な構造調整計画に沿つた生産計画をまずつくりまして、これに対して需要業界、主として電力ですが、需要業界が弾力的に引き取り協力を行う、こういう、今申し上げました生産の計画あるいは需要の引き取りといふか見通しにつきましては引き続き石炭鉱業審議会の場で審議してお話をしてやっていく、その過程では当然私も資源エネルギー庁、通産省も関与していくといふことになつております。

○細谷委員 ユーザーの自由裁量ということでは生産が立ち行かないわけでございますので、その面につきましては通産省の立場での、何といひましようか、調整というものを、ぜひ今後とも強力な調整というものををお願いを申し上げたいといふふうに思ひます。

次に、いよいよ八次の石炭政策は終わろうとし

ているわけでございますけれども、三池炭鉱における貯炭残高の現状と見通しということをお伺ひしたいと思ひます。

第八次策の最終年度であります今年度末には過剰貯炭はゼロになるというのが第八次の石炭政策であつたと私は存じ上げております。まず、過剰貯炭というものが現在年度末を見通してどのくらいになるのかということからお尋ねをしたいと思ひます。

○土居政府委員 過剰貯炭につきましては、需要業界の協力のもとでこれまで減少をしてきたところでございますけれども、ミクロ的には、三池炭の場合になかなか電力業界のかまでたきにくいという問題がございます、全体としては減少傾向にあるわけでございますが、三池炭等を中心といひました過剰貯炭が残つておる状況でございます。まして、平成二年度末には前年度に比べて百万トン以上減少しまして百五十八万トンまできたわけでございますが、平成三年度末におきましても残念ながら百四十一万トンの過剰貯炭が残るものといふふうになつて見込んでおります。

○細谷委員 先ほどおっしゃいましたけれども、八次策の最終年度においては過剰貯炭はゼロにするというのが計画だつたはずであります。今お伺ひいたしますと、今年度末の見通しとしてまだ百四十一万トンの過剰貯炭が残るということでございます。そうしますと、これから残された期間、企業はもろんでございまして、国のレベルといたしまして具体的に一体どんな解消努力をなさつていくつもりであるのか、それをまず一点お伺ひしたいといふふうに思ひます。

これは当然、過剰貯炭を抱えるということになりますと企業負担といふものは大変なものがあるわけでありまして、もちろん今は過剰貯炭に対する企業負担の軽減のために無利子融資というのが行われていくわけでありまして、しかしながら貯炭管理の経費そのものは企業負担ということになっております。ちなみに平成元年度で見ますと十五億円の負担ということになっております。

これは非常に石炭企業の経営を圧迫しております。

私は過剰の当委員会が質問したことがございまして、けれども、これが企業の経営を圧迫し、そのことが働く労働者の労働条件にはね返つてゐる。大臣御承知かどうかわかりませんが、今炭鉱労働者というのは民間の労働者に比べてボーナスは半分でございます。例年のペアも大体半分、こういう形になつてゐるわけですね。それはもちろん経営が苦しいわけでありまして、何らかの我慢はしなければいかぬといふことであります。この十五億円の負担というものは決して無視できないものであるといふふうに私は思ひます。

特にお尋ねしたいのは、国の計画で今年度末には過剰貯炭はゼロにしますよといふ計画をつくつた。これがさらに先に延びていくといふことになるならば、その経費の負担については私は何らかの助成措置といふものがあつてしかるべきじゃないか。これはもちろん企業の責任でありまして、けれども、国の責任といふふうには申し上げなければならぬと思ひます。この辺についての御見解を賜りたいといふふうに思ひます。

○土居政府委員 八次策の最終年度の平成三年度末に過剰貯炭がなくなるかといふことにつきましては、実は昨年六月の答申の作成の段階から、これはやはり三池炭の特性からいってなかなか難しい問題があつて、ある程度の過剰貯炭は残らざるを得ないといふ前提で、さきの答申におきましても、「八次策の終了時点でお残る過剰貯炭については、引き続き適切な対策を講じていく必要がある。」という答申をいただいております。石炭企業のコスト面での問題点はいろいろなところがございます。それで、今度のボスト八次策におきましても、炭価の引き下げとかあるいはこういう過剰貯炭についての特別な負担の問題、こういったマイナスイ面はございます。

ども、それらを全部勘案しまして総合的にどういう対策を講じていくかがということが昨年の答申にかけて議論をされてきたわけでございまして、先ほど来御説明がありましたような新分野開拓に対します無利子融資あるいは補助金あるいは今度の予算措置の大幅な拡充といったことも、そういった石炭企業、親子を含めた新しい構造調整に向かう企業に対する対策として、パッケージとして検討されてきたわけでございます。

今御指摘の問題についても、我々は石炭協会あるいは石炭業界各社とも十分打ち合わせをした上で、こういった問題があるけれどもこういう対策によって総合的に乗り切っていくというところで検討してきたものでございまして、もちろんこの問題だけ取り上げて見ますれば、おっしゃる通りに、実は今申しましたように過剰貯炭につきましましては無利子融資制度をさらに継続するわけでございまして、かなりこの貯炭についての一般的な金融コストは国が対応していくということになるわけでございまして、御指摘のようにそれ以外のいろいろな管理費用がございまして、こういった管理費用について企業の負担が残るという点につきましても、ただいままでここで申しましたような全体の対策のパッケージの中で、関係者がコンセンサスを得てこまに進んできたものということで御理解をいただきたいと思っております。

○細谷委員 大臣、お聞きのように年度末で、八次策は百四十一万トンという大量の過剰貯炭が残るわけですね。ある意味では八次策は完了しないじゃないですか。トータルとして、パッケージで面倒見ているからいいんだとおっしゃるけれども、その結果が、私が言ったように労働者にしわ寄せが行っているのではありませんか。だから、やはりこういうのを節目節目できちっと、ちゃんとした手当てをしていくということが大切ではないのでしょうか。私はそういう意味においてこの問題は、パッケージとして、トータルとして見ていくからいいのではなくて、やはりこういうことについては一つ一つきっちりと細かな対策というものをぜひお願いをしておきたい、お答えは結構でございます。

次に、炭鉱離職者の雇用対策について労働大臣、労働省にお尋ねをいたしたいと思います。先ほど中沢委員からの質問に對しましてお答えがございまして、第八次石炭政策下における炭鉱離職者の発生状況、そして再就職の状況、そして残った要対策者の数の御説明がございましたので、結構でございます。そのうちの三井三池に限って申し上げますならば、一体どうなっているのではありませんか。御承知のように六十二年の六月以来、元年にかけまして、三次にわたるドラスタックな、閉山こそありませんでしたけれども、閉山に等しい生産縮小・合理化というものが行われてきたわけでございまして、全国的に見ましても最も多い離職者が発生をしております。この状況がどうなっていたか、御説明いただきたいと思っております。

○征矢政府委員 三井三池炭鉱におきます八次石炭政策下におきます合理化による離職者の方々、これは約二千五百人の方が公共職業安定所に求職申し込みをされております。現在まで約二千五百人の方が再就職その他を行っております。現在なお求職活動中の方が約四百人という現状になっております。

○細谷委員 これは大臣にお尋ねした方がよろしいかと思っておりますけれども、中央はもろろんのこと、地元自治体そして石炭企業を含めまして、懸命の努力で今お話がございました二千五百名の求職者のうち約半数の再就職先が確保されました。もちろん就職しなかった、就職する必要はなかったという方もおられるわけでありまして、いずれにいたしましても、現在の段階で黒手帳が期限切れになろうとしているのを目の前にいたしまして、いまだ四百人を超える要対策者が残っているというところでございまして、大牟田、荒尾地区の雇用状況というのは、トータルとしてはかなり改善はされておりますけれども、有効求人倍率という形で見ましても他の地区

に比べて大変厳しい状況にあります。特に、これまでの就職者千四百名のうち約五百人というものは県外での就職を強いられ、地元を去らざるを得なかったということですね。本人たちの生活上の犠牲はもろろん大変でございます。それから、地域の人口流出にこれが一層拍車がかかったという結果になりました。かつて大牟田市は二十三万に達しようかという人口が、今はもう十五万を割るところまできておるわけです。これが事態であります。そして、この残された四百人の方々というのは、就職先を探すということでは、今までの方より、より一層厳しい条件だと思います。そういう意味においては、大変これからまた御苦労いただかなければいかぬというふうに思うわけでございまして、これからの新しい石炭政策の成否というものは、やはり炭鉱離職者の再就職の進行いかんにかかっているというふうに私は考えるわけであります。

そして、今般の石炭企業の経営の多角化、他分野への進出等言われておりますけれども、実際はなかなか難しいのです。数字を持てまいりましたけれども、地元での石炭企業及び系列企業による新規企業の設立、そして自前による炭鉱離職者の雇用というのはまさに微々たるものなんです。三井三池で見まして三社でたつた約百人しかできていないのです。だから、多角経営だ、他分野へ進出だと言ってみても、実際は本当に大変な苦勞が要するということだと私は思うのです。

そういう意味において、先ほど言いましたけれども、今度の新しい石炭政策が成功するもしないもやはりこの辺にあるのじゃないかと思っております。そういう意味において労働大臣としての決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○近藤国務大臣 まさに離職者対策こそは私たち労働行政の最大の政策の一つでございまして、最重点政策の一つでございまして、努力をしてまいりましたわけでございまして、御指摘のようになります三井三池においては四百人のいわば仕事につかない方々がいらつしやる、こういうことでござい

まして、これまで以上に労働省としても努力をしてみたい、関係各省、自治体との御協力をやってまいりたいと思っております。その一つの方策としてこのたび炭鉱離職者臨時措置法の改正をお願いをしておるわけでございます。

これによりまして、できるだけ多くの炭鉱離職者の方々が石炭企業経営の合理化による離職ではなしに石炭企業経営の多角化等によって新たな雇用の機会につかるように、炭鉱労働者の配置転換、職業訓練等の措置を講ずる事業主に対して、その対象となる炭鉱労働者の賃金助成等を行う炭鉱労働者雇用安定助成金を創設したり、同時に職業訓練の積極的な実施を従来以上にやりたい等々のことが、何とかこの際より積極的に進めることができるようにいたしたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思っております。

○細谷委員 先ほど質問の中で出ておりましたけれども、炭鉱労働者の雇用安定助成金ということが新しくつくられたということでございますけれども、まだまだこの中身については不十分であるという指摘もなされておりました。私もそう思います。ぜひこれから法案審議の中で、この辺について問題点を詰めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど言いましたけれども、この離職者の雇用問題というのは新たな石炭政策の成否を決めるものであると私は位置づけております。どうか、今の大臣の決意を伺いましたけれども、今後ともよろしく御努力いただきたいというふうにお願ひ申し上げたいと思っております。さて、次に鉱害問題についてお尋ねいたします。

石炭採掘によりまして有明海の海底が陥没をいたしました大きな漁業被害が出ています。この問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

本問題につきまして、私は去年の三月の予算委員会の分科会で取り上げさせていただきました。その後、通産省資源エネルギー庁におかれまして

は、この有明海海底陥没による漁業被害救済のために、産炭地域環境整備調査研究費ということで、まだ通っておりませんけれども、平成四年度予算が成立いたしますれば助成金六千万円の予算措置を講じて陥没対策に本腰を入れていただく、漁業対策でありますけれども、入れていただくということになりました。大変結構なことだと私は感謝を申し上げる次第であります。

もとより、この鉱害復旧事業につきましては、今行っておりますけれども、当事者たる石炭企業の埋め戻し、そして漁業補償にとどまることは私ではできないと思います。私は、さきの予算委員会の分科会で申し上げましたのは、鉱害復旧事業として臨鉱法の対象にすべきではないかということをお願いしたわけでありまして、残念ながら臨鉱法の中にはこれを取り上げてもらうことができませんでした。私はそういう面におきまして大変残念だということに思っております。

そういう意味におきまして、今度は産炭地振興という観点から通産省でこの問題に本腰を入れていただけるようになったということでございます。ぜひ実りあるものにするために、水産庁、県、通産省十分連携をして前進あるものにしていただきたというふうにお願いを申し上げる次第であります。

さて、昨年の十一月に県のレベルにおきまして有明海水産振興対策協議会というのが設置されました、この有明海の漁場保全や生産対策について調査研究が始まっているわけでありまして、そして、これには資源エネルギー庁、水産庁も加わっているということでございます。先ほど申しました六千万円の助成、そして県の独自の予算ということで予算措置がなされて検討が始まったわけではございますけれども、現在の検討状況について、おわかりの範囲で結構でございますので、お教えいただきたいと思います。

○土居政府委員 有明海の水産振興問題につきましては、今先生御指摘がありましたように、福岡県におきまして有明海水産振興対策協議会、これ

が設けられまして、資源エネルギー庁それから水産庁、学識経験者それから地元関係者がメンバーとして参加しているところでございまして、十一月の十八日に第一回の協議会を開催して、現地の状況の視察あるいは今後の調査計画の検討、これに入っております。資源エネルギー庁の方からは炭炭課長、産炭地域振興課長が、担当二課長が現地に行きまして、その後この協議会のメンバーの方々と一緒に検討に入っているところでございまして、今先生から御質問がございました。来年度予算が成立しました場合には、産炭地域振興の環境整備調査研究費、これが六千万計上されておりますが、これに県あるいは他機関の予算等も加えまして、新しい有明海における水産振興のための諸事業の研究調査を行っていく、こういう段取りになっているわけでございます。

○細谷委員 水産庁お見えになっていいますけれども、本年に入りましてから、県を中心にいたしまして有明海の覆土による漁場改善事業というものが計画をされております。新聞でも大々的に報じられておりまして、地元期待は大変大きいわけでございます。有明海のヘドロに海砂でふたをする、そして有明海の水質浄化を図るということでございます。アサリ等のすみかをつくって漁獲量のアップを図る、全国でも異例の海岸環境浄化作戦だということに大変注目されているところでございます。県といたしましては九二年度から年間二億円の事業費をもって、水産庁の協力を得ながら共同で事業をぜひ推進したいということとで計画をしているようでございます。この県の計画に對しまして水産庁としてどういう取り組み、どういう対応をなさろうとしておられるのか、御見解を賜りたいと思います。

○吉崎説明員 福岡県有明海域は、ノリ養殖を初めタイラギ、アサリなどの魚介類の重要な漁場でございます。しかしながら、近年この海域におきまして底質の悪化による漁場の生産力の低下が見られるようになっております。このため、福岡県から大規模漁場保全事業として覆砂、これは土砂

を海底にまく事業でございますが、これによりまして底質改良を実施し、漁場の生産力の向上を図りたいとの要望が水産庁に對してあったところでございます。今後、本事業の実施につきましては、福岡県と十分協議して前向きに検討してまいりたいと考えております。

○細谷委員 地元でも大変期待しておりますので、ぜひ前向きに御検討賜りたいということをお願い申し上げます。

次に、三池炭鉱におきまして現在新たな合理化計画というものが打ち出されております。要員体制の見直しということでございます。これに関連いたしまして、労働者はもちろんでありますけれども、地域におきましても一体現在の二百三十五万トンという体制が維持できるのか、そして鉱山保安は大丈夫なのかという不安があるわけでありまして、この点についてお尋ねをいたしたいというふうに思っています。そして、通産省としていやくも保安の手法、鉱山保安に対する不安というものが発生しないように強力な御指導をいただきたいというふうに思っております。

このねらいは、もちろん新石炭政策に對対応いたしまして構造調整をさらに進める、なお一層効率的な操業体制をつくっていくということでございます。そして、中長期的な展望を開く、こういう目的のもとに、今般会社側から坑内外の操業体制の見直し等の合理化提案がなされたわけでありまして。

今回の計画は勤務の見直しということでありまして、けれども、勤務の見直しに伴う要員体制であります。これまででありました常一歩の勤務を、現行では四百二十名充当しておりましたけれども、それを五十名に減らす。そして、この削減した分を三交代の勤務に振りかえていくという計画でございます。細かい要員配置の問題は、もちろん労使の問題でございますからここでは問いません。しかしながら最近、運搬事故等が軽微とはいえない状況がございまして、状況がございまして。今後

の石炭政策、新石炭政策下の構造調整過程で仮に

重大事故が発生するということになれば炭鉱経営の自己否定につながりかねない、閉山に追い込まれかねない、私はこういうことも十分考えておかなければならぬというふうに思うわけでありまして。

これまでは、生産に直結いたしております三交代要員のほかに、この常一歩という勤務は坑道の維持点検業務を主体とする日勤勤務であったわけですが、まさにこの保安の確保業務というものを最大の使命にしていたわけでありまして。したがって、まずこの常一歩の原則廃止、三交代化というものが保安度の低下を招くものと言わざるを得ないと思うのでありますけれども、それに対する御見解を賜りたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 御指摘の三池炭鉱におきまして常一歩の配置計画の変更の問題でございますけれども、これは、私ども基本的には企業の組織、体制の問題であると考えておまして、労使間で十分話し合っていたらいいと思っております。ただ、けさほど大臣からも申し上げましたように、私どももとより保安の確保は生産の大前提でありまして、構造調整下におきましても、保安要員の確保あるいはその適切な配置ということと十分な保安体制を確立していただくことが大事だと思っております。

そういう観点から、現在、三井三池炭鉱の提案に對しまして、九州の鉱山保安監督局で具体的な人員配置計画も含めまして調査検討をさせておるところでございます。今後、保安面からの問題が発生しませんが、適切に指導してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 もちろん今回の合理化提案というものはこの操業体制の効率化を目指すものというところでありますけれども、これは要員需給の面から大変多くの問題を有しているということでありまして。

特に、この三池炭鉱では、ここ数年、百名前後の従業員が毎年定年退職していくという状況になっている。この傾向は今後とも数年続いていく

ということが言われているわけでありまして、したがって、ある意味では恒常的な要員不足の状況が出ているということでもあります。まだ平成七、八年まではこの要員の状況で二百三十五万トン体制を維持していくことが言われているが、果たしてそういうことが可能であるのかどうか。そういう慢性的な欠員状況の中で可能かどうかということは大変不安なわけでありまして、こういう要員体制の面でも一層監督官庁としての通産省の御指導を賜って、いやしくもこの生産体制にひびが入るようなことがないように、そして保安面で手抜きが行われないようなことについて十分な御指導を賜りたいというふうに思います。

時間が参りましたからこれでやめますけれども、いずれにいたしましても、この合理化策をめぐりまして地元では炭鉱労働者を初めとしたしまして地域も大変心配しておりますので、万全の体制を行政当局にお願ひ申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 これにて細谷君の質問を終わります。

続いて、藤原房雄君。

○藤原委員 同僚委員からいろいろお話がございましたが、若干時間をいただきまして、数点について質問させていただきます。

大臣の所信表明をお伺いいたしました。現在の国内石炭産業の厳しい環境、状況等についてのお話、それから昨年六月の「今後の石炭政策の在り方について」の石炭産業審議会の答申を受けて、所要の政策について一生懸命努力をなさるといふ大臣のお話でございました。

一つは石炭産業構造調整対策、そしてまた産地地域振興対策、諸般の状況についてのお話があったわけですが、後段の方に、「総合的なエネルギー対策の一環として、海外炭の安定供給の確保を図るとともに、地球環境問題を踏まえたクリーン・コール・テクノロジーの開発・国際協力等を図ってまいらる所存であります」といふお話がございました。

私は、国内炭のことについては後ほどまた申し上げるとしまして、長期エネルギー需給見通しによりますと、八八年実績で一億一千四百六十万トン、全体のエネルギーの中の一・八・一％を占めておりますものが、二〇〇〇年にはおよそ一億四千二百万トン予定、構成比率は一七・四％、また二〇一〇年には一億四千二百万トン、一五・五％というように、石炭にエネルギーが依存する比率というものは依然として今後も二〇〇〇年までの間は伸びるといいますか、その需要を見込んでおるといふことですね。こういうことからしまして、石炭の需要というのは、国内炭のことを見ますと非常に厳しい状況の中にありますが、エネルギーの中では石炭というのは非常に大きなウエートを占めて今後推移するだろう、こういうことだろうと思います。それだけに、安定的な供給状況というものが築かれていなければなりませんし、さらにまた、今地球規模で言われております環境問題というのに対しまして十分な配慮がなされていなければならぬことだろうと思うのであります。

こういうことを考えるにつけてまして、この石炭の今後の長期需給見通し、数値的にはこうなっておりますけれども、石炭の全体のエネルギーの中で占める位置というものが今後の重要性というものがなるとまえていられつるのか、概括的なお話をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○山本（貞）政府委員 石炭につきましては、まず大変豊富な埋蔵量がある、それから賦存が世界的にも非常に広い地域にあるということからいまして、供給安定性が非常に高いという特性ということもございまして、また経済的にも安いということもございまして、中核的な石油代替エネルギーと考えている次第でございます。

数字につきましては先ほど先生御指摘のとおりでございます。現在、一九九〇年度の我が国の一次エネルギー供給に占める石炭の比率は一六・六％で、石油に次いで第二のエネルギーでございます。

ます。

今後の見通しにつきましては、一昨年、総合エネルギー調査会のエネルギー需給見通しがございしますが、これによりまして、やはり二〇〇〇年までに着実に増加してまいりまして、一億四千二百万トンに達すると見込まれておるわけでございまして、今後ともますます重要なエネルギー源になっていくと考える次第でございます。

○藤原委員 石炭審議会の答申の中にもこの石炭の重要性についてはいろいろ言われておりますが、さらに国内炭の役割ということにつきましては、それなりの評価といえますか、役割を担わなければならないということも明記されております。一つは供給地域多角化に資するものでなければならぬということや、緊急時におけるエネルギーセキュリティとして有効であることとか、国内石炭資源技術の保持、涵養が必要であるということなども「エネルギーセキュリティ」として記されておるわけであります。

確かに為替ということからいまして、内外価格差の大きな中であります。今日まで関係者の最大の努力にもかかわらず、今日こういう現状の中にあるわけでありまして、しかしながら、この石炭審議の中にもございまして国内石炭資源技術の保持、涵養という、こういうことについては現在におきまして非常に大事なことでありまして、現在にすることができず、ソフトといいますが、こういう技術の涵養につきましては、なかなか目に見えないものに予算をつけてそれを保持するということとは非常に難しいことではあります。今日まで先人が築いてまいりましたこの技術を保持、涵養するということは非常に大事なことでありまして、わけでありまして。

既に当局におきましては御存じのことだろうとは思いますが、過日太平洋炭礦におきまして、石炭協会が設立いたしましたJATBC、財団法人石炭開発技術協力センターの創設の研修というのがございまして、去年の暮れであります。

けれども、インドネシアの方々をお呼びしまして、日本人とともに共同生活をするということの中で炭鉱技術の指導のノウハウ等いろいろ研修をしたというお話を私も聞いていたわけでありまして。これは通産省が直接関係することじゃないのかもしませんけれども、日本の、今日まで先人の築きました炭鉱の技術というものは、国際貢献の上におきましてやはり生かされることが大事なことでありまして、あるいは生かされることが大事なことだと思ひます。そういう場合が開かれて、それなりの成果をおさめたということでございますけれども、こういう形で今後いろいろな日本の持つ技術というものを海外に生かすことができるチャンスというものはあるだろうし、またこういう形のものが持たれるだろうと思うわけであります。

地元としてはこの成果を非常に高く評価しまして、こういうことが今後も継続的にできるような仕組みをひとつ考えてもらいたいとか、ぜひまた深い理解を、バックアップをしてもらいたいということが言われておるわけでありまして、この海外に対しまして国際貢献の技術研修のための、研修センターとでもいいますか、こういうものに対しては積極的なバックアップということについてはぜひ御検討いただいて、ひとつ積極的な対応をしていただきたいのですね、すべきだ、こんなことを私は考えておるわけでございます。当局としましては、この問題については中身は十分に御理解いただいておりますと思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いしておきます。

○山本（貞）政府委員 今先生御指摘の国内炭技術の維持あるいはその国際的展開という点につきまして、石炭産業審議会の答申でもやはり評価しております。文章で言いますと、「石炭の生産関連技術の基盤を国内に維持することは、国際協力等を通じて今後の我が国による海外炭の安定供給確保にとって一助になるとも考えられる。」というふうに述べております。

私どももこうした同じ考えでございまして、そ

のために平成四年度において、新たに発展途上国における石炭開発のための総合的なマスタープランの策定と我が国における技術協力のあり方について調査検討を行うということ、それと同時に我が国石炭鉱業の構造調整の一環として海外炭開発や国際協力における国内炭技術の活用があり方を検討するため、国内炭技術活用の可能性やあるいは国内研修事業等に係る調査を行う、そういう予定をしております。

今先生御指摘の、あるいは地元での御要望につきましては、今申し上げましたようなそういう調査の結果を踏まえて勉強して、今後我が国石炭技術の海外展開を図ることにまいりたいと思っております。

○藤原委員 大臣、ぜひひとつまた御検討を積極的に進めていただきたい。できることでありますし、また大事なことだと思っております。

時間がありませんから次に進みます。

先ほどの大臣の所信の中にもございますが、個々の問題につきましては私も今日までのこの八次策の経緯の中でいろいろ申し上げてきたところでございまして、また今後法案の審議もございまして、そういうところでもまた石炭鉱業構造調整対策、これらのことについてはいろいろ申し上げさせていただきますか、一点だけ、先ほど同僚委員からお話があったんですが、今度の対策としていろいろお考えになっていらっしゃる問題の中で、石炭会社の新分野開拓を支援する融資制度を創設するとか施策の拡充を図るということでありまして、非常に大事なことで閉山になってしまった元も子もないわけで、その前にいろいろな施策を講じようということは過去のいろいろな経験の中から生まれてきたことだろうと思っておりますし、そうあつていただきたと思うのであります。北海道の炭鉱を見ますと、いずれも都市から離れた山間地といえますが、そういうところに石炭があるということで、町ができて、そこに人が集まって都市ができておる、こういうことでありますから、そこで新しい分野の開拓という、

会社が何かをするということも、相当なバックアップといえますか、施策がございせんか、新分野に進出するということは、先ほど同僚委員からもあるお話がございましたように、非常に難しいことだ。

しかしながら、それは先ほど来労働大臣それから通産大臣もお話をしておりまして、地域の雇用とか地域の産業のあり方とかというのは、その石炭産業が何とかな分野でいろいろな形でそこに存続するというのが最大の雇用の場の創出ということでありまして、閉山になってしまつて、そしてその後の対策をどうするかということ、今日見ましても非常に困難なことであるということ、これを痛感するわけでありまして、そういう点では、これらの施策をどうか実行あるものにするために最大の御努力をいただきたいと思ひますし、また個々の問題については後日の委員会でも申し上げさせていただきますかと思ひます。

次は産炭地域振興対策のことでありまして、この産炭地域の振興は、今日までの数多くの地域としてまた八次策で閉山になりましたところ、現在稼行しているところ、いずれも、現在炭鉱があるとはいひながら、合理化で相当従業員も減つておりまして、ひとりの人口構成とか市町村の持つ財政力とか、こういうことから見ますと相当な落ち込みになっていることは、現状としましては非常に厳しい状況にあることは御理解いただけることと思ひます。

そういうことからいいますと、私は八次策に焦点を合わせてみましたが、このたびつくりました産炭地域振興実施計画、これは各市町村のいろいろな意見を取り入れてきめ細かにおつくりになつていらっしゃる。ぜひこれはこのように推進をしていただきたいものだと思います。振興すべき産業とか産業基盤の整備とか、生活環境の整備とか、これらのことにつきまして、それぞれの地域ごとの計画を立てておられる。

ただ、現地へ参りまして地元の方々とお話しするときにいつも出てまいりまして、また当然だと

思ふのでありますが、例えば中空知の産炭地域経済生活圏、この計画を見ますと、六条市町村の平均財政力指数というのは平成二年度においては〇・二二、全国平均は〇・七五でありますから非常に低い財政力の中にあるということでありまして、さらにまた南空知につきましても、六条市町村の平均財政力指数というのは〇・二九という現状でございます。釧路地域は比較的安定しているかと思ひますが、やはりそうじやございせんか、六条市町村の平均財政力指数は〇・二六という、全国の〇・七五から見ますと相当落ち込んでおる、こういうことでありますから、通産省としましてエネルギー庁としまして、この産炭地域のためのいろいろな施策をお考えいただく、ソフトの面、またそれに対する財政援助、こういうことでございまして、これは財政力指数ということからいいますと、地域振興のことにつきましても非常に財政的な制約の中での取り組みということになるわけでありまして、住民からのいろいろな要望や、また先を見通しての施策というのはなかなか進まない。

こういうことからいいますと、財政的な面につきましても配慮、これは地域振興というのは単に資源エネルギー庁でまとめたとはいひながら、各省庁で協力し合つて、支援体制を組んで地域振興に資するということだろうと思ひますけれども、この財政ということを中心として、これらのものが行き詰まることのないような強力な各省庁間の協力体制、こういうことを一義的にひとつ私は要望申し上げたいと思ひますのであります、この辺のことについて大臣の御所見、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 先生御指摘のとおり、地域振興という幅広い仕事になりますと、これは通産省だけでございせんか、これは関係省庁と密接な連携を保ちながら、また地元の町村に対する財政援助等、各般にわたつて行われなければならぬものと思ひます。

○藤原委員 この計画を立てるに当たりまして

は、産炭地域振興関係各省庁等連絡会議、こういうところで通産省がつくりました案を提示しまして、いろいろ検討なさつた。今後の計画を進めるに当たりまして、やはり各省庁間の連絡会議というのは必要なのだろうと思ひますけれども、これはどういう形で、どういふふうにお進めになるのでしょうか。

○土居政府委員 この実施計画のフォロー段階におきまして、これは毎年度の予算、これは各原案をつくりました道県とも協議いたしながら、関係各省で具体的な箇所づけの問題をしていくわけでございますので、そういうフォローアップをしていくということで、実施段階でやりました関係各省連絡会議も、そういう形で毎年の予算要求等、連携をとりながら今後開催されていくし、かつ、そういう各省庁連絡会議という形式上の会議を離れて個別具体的に関係各省と協議、フォローをしていくということになっております。

○藤原委員 各省庁間の連携をということですが、さつとも申し上げましたように自治省の交付税という問題で、渡部大臣は前自治大臣もやつていらつして専門家でございまして、交付税等におきましてもいろいろな施策はあるのですが、全くこれだけの急激な人口減、それを支えて町を運営するということになりますと、人口急増も大変ですけれども、急減という、一つの会社、千人からの会社が閉山になりますと、家族四人、三千、四千という方が急に減少になる。こういうことは普通の町村にはございせん。何年間の間はいいのですけれども、わずかの期間でありますから。そういうことで、交付税のあり方もいろいろ補正の仕組みがあるわけですが、現実的には非常に厳しい状況にあるということでございます。ぜひそれらのことにつきましてもひとつ御検討いただきたいものだ。過去の自治大臣の御経験を生かして御配慮を賜りたい。

それから、こういう財政力ということから、どうしてもこういう時代ですからその町の特性を生

かした発展計画、そういうことを計画なさるわけ
で、何人も人がそうだから自分もそうでなければならぬということじゃないのでありますが、私どもも過日鋼路へ行っているいろいろお話を聞きますと、鋼路は六条の地域指定には入っていないのです。かつてはそれなりの条件、入らない条件はあったのかも知れませんが、鋼路もかつての漁業を中心にしての地域から、最近では公海の漁業関係の漁法というのにも随分締め出されておりました。それに伴います加工業ということでは、ひとりの様子から随分変わってまいりました。

また、太平洋も確かに現在残っております。炭鉱の中の一つでありますけれども、合理化といいますが、そういうことの中では、ある時点で決めたその物差しではあるということからしますと、そういう状況であったのかも知れませんが、最近ではやはり鋼路だけがどうして六条指定を受けられないのだろうか、こういうことが言われる。そういう経済状況の中にあるということでもあります。地域指定というのはいつでもできることじゃないだろうと思うのでありますけれども、いろいろな社会変動の中で見直さなければならぬ時点というのはあるのだらうと思います。そういう時点にはぜひこれはまた御検討いただく必要があるかというふうに思うわけでございますが、この点についてはどうでしょうか。

○土居政府委員 御指摘の鋼路市は現在十条地域ということでございます。産炭地域対策の最も対策が講じられます六条地域に指定されていないわけでございますけれども、移行炭鉱地域ということで、新しい石炭政策のもとでは移行炭鉱地域に対する地域対策の強化ということがうたわれておりまして、昨年来、予算要求の一端といたしまして、鋼路市の六条指定については関係各省と調整を進めてきたところでございまして、この年度末までにかけて結論を出して、予算が成立をいたしました際にはその指定を実行すべく、現在各省庁と調整を続けているところでございます。

○藤原委員 ぜひまた御検討いただきたいものと
思っています。
時間がわずかになってまいりましたのであれですが、私も閉山になった市町村の実態をどうしても画一的に見がちですが、あれも閉山になった会社によって随分差異がある。地元からのいろいろな陳情の中には、地域環境整備といいますが、廃棄したとき、閉山になりますときには、それなりの後始末をしておるところと、それだけの財政力がないためにそこまで後をちゃんとするという手段もとる余裕もないというところもいろいろありまして、これはやはり町の一歩いいところが会社の所有する土地ということでもありますから、企業誘致をするとか何をするにしましても、その整備がちゃんとしておりませんと町の発展が期し得ない、こういう状況にありまして、これはいつまでも申し上げていることでありますが、閉山後の地域の環境整備、これらについてもぜひひとつまた御配慮いただきたいと思うんです。結局は、会社のしないことは地方自治体が後始末をなさなければならないことになって、財政力の弱い市町村にさらにまた追い打ちをかけることに現在はおなっているわけであります。

それから、上砂川の無重力のことについても先ほどお話ございました。上砂川には八百メートルからの立て坑を利用して無重力の実験センターがNEDOの融資を受けてつくられたわけでありますが、さらにまたこの立て坑を利用して圧搾空気の貯蔵ガスタービン・パイロットプラントもつくられる。また、物理学者によりまして、地下気象実験室の構築にかかわる技術の研究開発、雲物理現象研究会という、これまでの坑道がこういう実験をするのに大変にすばらしいところであるという学者のお話もあり、炭鉱の跡地は一体どうなるのかということがありましたが、一面からいいますと、こういうことで有効な利用の道が出てきたということは非常にいいことだと思っております。

これをどういうふうに生かすかということになりますと、お金のかかることであり、さらにまた無重力の実験にしましても、これを利用して新素材を初めていたしまして新しいものをつくる企業の張りつけといえますが、研究機関の理解なくして、また利用なくしてこれは無用の長物になってしまうわけでありまして、過日も委員会のときに申し上げましたが、通産省はどうかというところと企業にいろいろな面で、行政とかいろいろなこととかかわり合いが深いわけでありまして、せつかくこういう立派なものができた、これを生かす、そういう一つの側面から協力する、応援する、こういうことについて少しくまた御努力をいただいてはどうでしょうか。

また、研究施設につきましても、工業技術院を初めとしまして、大学でも乏しい予算の中でこの実験がどのぐらいできるのか、いろいろ私も聞いておりますけれども、なかなかすばらしいと思ってもそうたびたびは使えないというようなこと等もございまして、これはまた文部省とか各研究機関等につきましてもいろいろなお話し合いの中で利用の度合いを重ねる、こういう御努力もいただかなきゃならないのじゃないか。それは、他省庁ならいざ知らず、通産省はそういう点では非常に企業とのつながりも強い、深いわけでございますので、そういう環境をひとつぜひ生かして、せつかくつくられたものが、ちょっと距離的には遠いのかも知れませんが、しかし今高速道路でそんな僻地ということじゃございませんし、大いに利用できるような、そしてまた近くには、空知の中核地帯とかいろいろな広大な土地もあるわけでありまして、これらのことについてぜひひとつお力を賜りまして、これらのものが生かされて一つの炭鉱跡地に新しい産業といえますか、それこそ多角的なそういう活動の分野が開けていく一つのモデルをつくっていただきたいものだと思っております。

これは皆さん方も当然同様なお考えであろうと思っておりますが、これは市町村に任せて、やれと言っていることじゃございませんで、ぜひひとつ、また通産省、特に実力大臣であります渡部大臣には一つも二つもお骨折りをいただきたいものだ、こう思うのでありますが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 産炭地域の振興、極めて重要な我々の果たさなければならぬ責任と感じておりますので、できる限りこれから努めてまいりたいと存じます。

○藤原委員 さらに、各地域ごとに詳細なプランが出ております。そしてまた、地域でも全力を尽くしてこれらのことが成功できるようにということと、先ほど夕張の話もございましたが、赤平も芦別も三笠につきましても、それぞれの地域でこの計画にありますが、成功するようにということとで進められておりますが、やはり役所としましては、単年度だけで見るといって、やばいのかもしませんが、予算は単年度主義ですけれども、それがどういう効果があるのかということ、景気のいいときも悪いときもあつたり、いろいろ社会変動があるわけでありまして、何年計画でどうなるということですが、初年度は、二年度はということ、長い目で見ていただきたいと思います。全体的な経済効果とか、全体的な人集めを初めとしますいろいろな手段を必要とするわけでありまして、そういう点ではいろいろな面でアドバイスをし、そしてまた物事が進む、そういう中にありますけれども、行政的な指導はもちろんとしまして、やはり一生懸命やっている市町村の事業が成功するような方向に見ていただきたい。

まあ単年度でそれだけの効果を見込んでも、すぐ当初の計画どおりいくとは限りませんが、そういう点ではどこに問題があるのかということについてのアドバイスはもちろんとしまして、それは当然だと思っております。その計画達成とともに、社会変動とかいろいろなことを勘案しながら、ひとつ温かく見守っていただきたい。今まで炭鉱で生きておった町が今度は新しい分野に乗り出すということでありまして、未経験の中、一生懸命知恵を絞ってやっております。これは一年一年、この計画どおりいったとかがいかないとかいつてぎゅう

ぎゅうやられますと、なかなか窮屈な思いの中で成果の上がない苦しさの中でもだえなきやならぬということもあるのだらうと思います。

とにかく産炭地も何とかそこから新しい分野に生まれ変わらうという御努力をしていられつしやることは御存じのことと思いますが、ぜひひとつそういう点では、いろいろな計画の推進に当たりましては、財政的な裏づけとともに通産省としてできる最大の御努力を要望いたしまして、私の質問にかえさせていただきます次第であります。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 これにて藤原君の質問は終わりました。

続いて、東順治君。

○東(順)委員 大臣、朝から長時間の審議でございまして、質問も重なるような点もございすかと思ひますが、大変お疲れのところを恐縮でございすますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

初めに、私はいつもこの産炭地振興ということに思ひがけでございすますが、時代の流れとともに産業構造が変化するということは当然のこととございす。しかし、その産業構造の変化のもとに、常に光の当たる地域産業、そしてまたその裏側で陰となつてしまふ地域産業がある。その地域産業のもとで暮らしを営む人が常にいる。したがつて、この陰になつていく地域産業、そしてそこで暮らしを営む人々のために、政治というものが一段と力を注ぎ光を当てていく、そういう役割があるのではないかと、常々このように思ひがけでございす。大臣もこの所信表明の演説の中で申されておりますけれども、細かい話になつて恐縮なんですけれども、特に実施計画につきまして幾つかお尋ねをさせていただきたいというふうに私は思ひがけでございす。

この所信表明の中で、「関係各省庁・地方公共団体との連絡・協調を従来にも増して密接なものとし、産炭地域振興実施計画の実効性を確保するよう努力してまいる所存であります。」このよう

に演説をなさいました。「関係各省庁・地方公共団体との連絡・協調を従来にも増して密接なもの」としたい、このように強調なさつておるわけでございます。そして、「実施計画の実効性を確保」したい。私もまさにそこが大きな急所であらうと思ひがけでございす。

この実施計画の実効性を確保するために、大きな要素として、今のこの各省庁間の連携強化ということと財源の確保、この二つが大きな柱であらう、このように思ひがけでございす。従来、この各省庁間の連携強化ということはいつもいつも言われておりました、先ほども出ておりましたけれども、さまざまに連絡会議等、いろいろな形でやつてこられた思ひがけでございす。特段この所信表明で「従来にも増して密接なもの」と、このようにうたつておられますが、この辺のところ、大臣といたしましてどのような御決意と申しますか、具体的にどうすれば本当に連携というものが従来にも増して密接なものになるのであらうか、この辺に私は大変な関心を持っているわけでございます。この点と財源の確保ということに對しまして、御決意のほどを伺ひたいと思ひます。

〔委員長退席、中西(續)委員長代理着席〕

○渡部国務大臣 今後の石炭対策、これは、前向きに地域振興ということに力を入れて、かつて産炭地として栄えた地域でありますけれども、今日国際経済の中で国内炭というものが非常に難しい情勢の中にあるわけですから、そういう中で産炭地として大きな役割を果たしてきた地域また人、これが新しい時代のニーズの中で将来に夢を持って、希望を持って生きていく、その地域にも可能性を与えていかなければならない。そういうためには、これは通産省だけの持つての力には限界がございすから、地域を進展させるということになりますと、道路交通網の問題あるいは鉄道の問題、また言うまでもありませんが、その地域の地方自治体の積極的な努力というのがまず必要とされまふし、関係する各省庁とさらなる協力をお願いしながら、またそれを財政的にもバックアップして産炭地域の振興に努力してまいりたいとい

う私の気持ちでございす。

○東(順)委員 非常に大切な、ソフトランディングとよく使われますが、決着の十年というが、そういう段階に、大変力を持つておられる大臣が御就任なさいますと、ぜひ大臣のお力をもちまして、各省庁間の連携というところをひとつ一歩も二歩も深く、そして強く、そういう形の中で実りある今後の政策を実行していただきたい、このように思ひがけでございす。

さて、今図らずも道路や鉄道と、このようなお話がございしました。そこで、私は福岡県の二区というところから選出をされておられるわけでございます。筑豊というところが主舞台でございますが、ここで二つの鉄道の問題がいつもこれまでも問題にされてきて、また、地元の要望としても大変強いものがございす。

その一つは、小倉と博多の間に山陽新幹線の新しい駅をぜひつくつてもらいたいという声と運動がもう随分昔から地元でございす。それで、今回の実施計画の中でもこの山陽新幹線新駅の実現促進ということがうたわれております。ところが、地元から上がつてきました原案と若干異なる点がございす。

それは、この実施計画におきましては、地元においてその実現を促進してもらいたい、こういう、地元においてという文言がつけ加えられておるわけでございます。地元としては、なかなか地元では手に負えないから何とか国にという形で原案を出しておるわけでございます。それを通産、国側としては、地元においてという非常に短いフレーズですけれども、極めて重たいフレーズ、言葉をつけ加えておるわけでございます。つまり、平たく言えば、ボールを投げ返したということだと思ひます。ここで非常に私は思ひがけでありますけれども、こういうときに国としてのバックアップができる具体的な施策というのはいくら何だろ、そしてまた、地元がどこまで促進できればそれじゃあとは国がしつかりバックアップしようとい

う実現可能な線が出てくるのであらうか、この辺はしかとぜひ伺ひたいと思ひがけでございす。この点をよろしくお願ひいたします。

〔中西(續)委員長代理退席、委員長着席〕

○土居政府委員 筑豊東・中地区あるいは西地区の産炭地域実施計画におきまして、原案の調整の過程で、今先生から御指摘がございましたように、最終的には、山陽新幹線の新駅問題につきましましては、「地元においてその実現を促進する。」という表現になつたわけでございますけれども、これにつきましては、福岡県等地元の関係者の方々とそれから運輸省その他の関係者の方々ととの協議を通じて最終的にこういう表現になつたというところでございまして、新駅の設置については、基本的には鉄道事業者の判断に属する問題でございますけれども、ただ一般論としては、鉄道事業者が判断するに際して、設置費用の負担の問題あるいは新駅周辺の整備の問題等についての地元の取り組み方ということが非常に大きく判断の比重を占めるといふようなこともございまして、そういった点がポイントであるということからこういう表現になつたものというふうに理解しております。

○東(順)委員 今、地元の取り組み方ということでございますが、要するに、こういうのはせんじ詰めれば費用の問題なんですね。莫大な費用がかかる。地元としても、皆さんの声というものは、新駅ができればその沿線に人口がふえてくる、そうすると地元の財政力も上がつてくる、また、すぐ近くに日本一のトヨタという自動車会社も進出してきて利便性も非常に高まる。そういうことで、もう地元の思ひはぜひつくつてもらいたいという共通の思ひがある。ところが、ではどこからお金が出るのかという問題になつてきますと、びたつとそこで、はたと困つてしまふわけですね。そういう意味で、地元の努力云々と言つたつて、結局そこに来てすべてがストップしてしまふ。そして何とか財源をどこかがJRだからというようになつてとで、行きつ戻りつそこで来ると常にとまつて

しまう。こういうことなので、ひとつその辺で、すげなくボールを投げ返さないで何とかできないのだろうか。

これはもう単に鉄道の駅をつくるという問題ではなくて、もう私も何度もこれまでに申し上げておりますが、やはり旧産炭地という陰となった地域の人たちを救済していく、その地域をまた浮揚させていくという大きな政治的な事業でもあるわけですから、その辺のところ、今後どのような道筋でどのような地元の頑張りをすればいいのか、どこまで地元が頑張ればよいのか、その辺のところを石炭部長、もう少し具体的にお示しをいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○土居政府委員 鉄道の駅の整備の問題につきましては、ほかの地域の実施計画におきましても例があるように、地元の当該駅についての費用負担の問題等々で、地元の努力に応じて鉄道事業者が判断してそれを進めるということがあるようにございます。

いずれにしても、産炭地域対策といたしましては、これは地元の自治体等に対する財政支援対策も講じておりますので、この実施計画にのりましてこの山陽新幹線の駅の重要性に応じまして今後の対策の中で御支援を申し上げていきたいというふうに考えております。

○東(順)委員 大臣、鉄道ですから運輸省あるいは建設省、この辺との省庁間の連携というようになるところでぜひこの問題を心にとめていただきたいと思います。これが実は筑豊という旧産炭地の、先ほども大臣おっしゃっていましたが、長い間日本というこの国の経済を浮揚させていくために頑張ってきた機関車的な働きをした、そして今はもう過去のものになつていく、そういう地域を浮揚させていく大変大きな力になる、その象徴的なものがこの新駅というふうに私はとらえております。どうかその辺をしっかりとめていただまして御努力をいただきたい、このように思うわけでございます。

ます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同じく鉄道のことでございますが、今JR篠栗線及びJR筑豊本線の電化・複線化の早期事業化ということにつきまして、これも実施計画でうたわれております。地元とともに検討を進める、こうございますけれども、この問題につきましての検討といたしまして現在の進捗状況、これをお教え願いたいと思います。

○土居政府委員 JR篠栗線の電化・複線化問題につきましては、これも産炭地域振興実施計画の中では極めて重要な事項であるというふうに受けとめておりまして、現在地元におきましては五者会議というものが開催されております。九州通産局、九州運輸局、それから福岡県、それからJR九州、飯塚市、この五者によりまして会議が設置されてこの検討が進められているという状況でございます。

通産省におきましても、来年度の産炭地予算において、この電化・複線化あるいはそれを通じた地域振興の事業主体となる第三セクターに対する出資率を要求しているところでございまして、我々もいたしましては、具体的にそういう第三セクターが平成四年度中に設立されるということも期待して、この検討を進めていただいております。

○東(順)委員 沿線の人口が約三十万人、それからこれは電化・複線化が実現しますれば、もちろん電化・複線化ということも、全面的に電化・複線化あるいは部分電化・複線化、いろいろなケースがあるわけですが、いずれにしても列車の本数がふえてくる。そしてまたスピードアップされてくる。それからまた、旧炭鉱地域というところからくる中で電車が走るということではやはりイメージアップみたいなものにもつながる。あるいはまた電車ということで低公害である。いろいろなメリットがここにあるわけでございます。

そこで、今第三セクターという動きが出てくる。あるいはまた資金提供みたいなところも実現するということのような方向が出ているというお話でござい

いたしましたけれども、例えば第三セクターという形で会社ができて、いよいよこの電化・複線化をやっていくぞ、こうなつたときに、それから先の最大の大きなポイントといえますか、それはやはり先行して用地を買収していくことだということふうに思っています。これはやはり莫大なお金がかかるわけでございます。

例えば、今そのいろいろな試算がなされておりますけれども、仮に部分電化・複線化というようになことで見積もつたときにしても、用地を先行して取得するための事業費はどのくらいかかるか、約二百十五億、このように言われております。この三分の一程度をぜひ国として支援していただきたい、そういうことであれば、あとは県、自治体それからJR協力してやっていくというわけですね、こういうような高まりまで来ておるわけでございます。これがこの事業実現の実は大きなかぎである。こうなつたときに、この財源確保というものを国が担保できるのか否か、そういうところを率直にちよつとお伺いしたい、こういうふうに思うわけでございます。

○土居政府委員 篠栗線の電化・複線化につきましては、先ほど申しましたように全体の事業内容についてまだ地元において確定した方針が固まつていない状況でございます。お話がございました用地の先行取得の必要性、妥当性の問題、あるいはその事業内容の問題等も含めて現在検討が続いておるといふふうに承っております。その財源の確保の方法につきましては今後の検討課題というふうに承知しております。したがって、もう少し地元の検討状況を見ながら国としても検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○東(順)委員 その検討が、極めて妥当なものである、はじき出した数字も妥当であるというようにあることであれば、国としてもこの財源のそういう担保にやぶさかではない、こういう方向でとらえておつてよいのでしょうか。いかがでしょうか。

○土居政府委員 基本的には篠栗線の電化・複線化という鉄道事業の問題でございますので、鉄道事業の収支の問題として基本的に回るような形になつていく必要があるというふうに判断しております。これは運輸省の判断もそうだと思います。そういう中で、先行的にいろいろな対策、費用が必要であるところをどこまで御支援できるのか。これは現在御審議いただいております来年度の産炭地の予算、あるいは今後の長期的な財源対策の中で最大限の協力をして、本件の成功に対しては御支援をしていきたいというふうに考えております。

○東(順)委員 最大限の協力で支援をしていきたいという力強い話でございます。どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

大臣、大臣はこれまでこのエネルギー対策につきまして大変な意欲を持って取り組んでこられたというふうに伺いました。また、産炭地の視察等も、北海道なんかも行かれて大変積極的に取り組んでおられたというふうに伺いましたけれども、筑豊というところにはこれまでも一度おいでになられたでしょうか。

○渡部国務大臣 何度か行かせていただいております。

○東(順)委員 よくおわかりだというふうに思いますが、どうぞ、その御理解の中で、やはり単に鉄道という問題ではなくて、旧産炭地の地域浮揚という大きな大きな問題でございますので、今後ともしっかりと、この大きな政治的命題に対して取り組みんでいただきますよう心より切望したいと思います。

それから、先ほども少し出ておりましたけれども、この筑後圏の石炭鉱業についてでございます。

実施計画の原案におきましては、石炭鉱業の維持存続を図り、こうあつたのですが、実施計画では維持存続という言葉が削除されております。これにつきましては先ほども、地元の大半田の厳しい状況、人口やあるいは離職者、さまざまござい

まして、数字的なことは重なりますので省きますが、いずれにしても、地元としてはこれからどうなっていくんだらう、大変大きな不安の中にあるわけでございます。

例えばドイツでコールペニヒ制度というのは、国内炭を活用して国内消費エネルギーの約三割を国内炭で賄っている、こういう制度があるというふうには知ったのですけれども、つまり、経済効率だけを求めるのではなくてエネルギーの安定供給、国内資源の有効利用をこうやって促進していく、こういうやり方なんかもあるんだというふうには思っています。これからのベクトルとして、落ちつき方として、最終的には海外炭に全面的に移行するというような政策にどうしても私たちは見えてくるわけではございません、それで本当によいのかという疑問が実は残っているわけではございます。地元の住民に対する影響の大きさと、国内のエネルギーの長期見通し、こういったところを考慮して、まだまだ再検討していく余地があるのではないかと、このように思っています。

この維持存続という言葉を削ってしまったところに、短い言葉ですけれども、やはり非常に重大さを私は思うわけで、この辺につきましましてはいかがでしょうか。

○土居政府委員 産炭地域振興実施計画につきましては、これは原案は道県がつくるわけでございますけれども、最終的には国の計画ということになりますけれども、関係各省、それからもちろん、当然原案をつくりました道県、市町村、皆さんのコンセンサスの中でこれをつくっていくことになるわけでございます。その中で、特定地域の石炭鉱業の位置づけの問題も、実は全体として、国、地方ともに石炭鉱業審議会の答申に基づきます今後の石炭政策の枠組みの中でこれを進めていくということでございますので、昨年の六月に出しました「九〇年代を構造調整の最終段階と位置付け」、「均衡点までは経営の多角化・新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要である

る」という答申の一般論、あるいはそれを受けてまして昨年の十月に石炭鉱業各社がいろいろと構造調整についての各社の基本的な方向を発表しております。今話題になりました三池炭鉱地区につきまして、三井鉱山、三井石炭連名で長期的な方針を出しておりますけれども、そういった各社の方針といったものを集大成した表現になっておるわけではございません、決して、一義的に道県が出してきた原案を単純に削ったというふうな性格のものではなくて、そういう関係者のコンセンサスの中で決まった方向について、最終的な実施計画の案の中で石炭鉱業についての表現を示させていたのだというところでございます。

○東(順)委員 大臣、ここに大牟田の「NOW」という、こういう雑誌があるのです。これを見ますと、一ページ目に「会心のレース 大牟田」、全国高校駅伝で優勝したのでしょ、こういう記事が出ておるわけですね。そして、一番最後に今度は「ありあけレディースロードレース」、女性のマラソンの話が出ておるわけではございません。私は思います。この高校生マラソンそれから女子マラソンのページに挟まれて、この中にいろいろと今大牟田が手がけているプロジェクト、そして必死になって何とか地域を浮揚させていきたいというふうなさまざまな地元の意気込み、そういったものがずっと紹介されておるわけではございません。こういう中に、何とか明るい地域を取り戻していく切なる思いが本当にこの中からにじみ出てくるわけですね。それだけに、この十年が勝負だなどという言葉を切実に思っているということを私は感じるわけではございません。

地元でワールド・コール・テクノセンター構想というのが今浮かび上がってきております。これは、大臣は後に伺わせていただきたいと思いますが、この構想についての概要と今後の方向性といえますか、取り組み、そういったものの説明を願います。

ター構想の概要につきましては、地元の自治体からお聞きしたところによりますと、海外炭の安定供給の確保あるいは国際協力の推進、産炭地域の振興等に資するため、国内の稼行炭鉱において生産、流通、加工機能あるいは研究開発機能、研修機能等を有します多機能センターとしての構想を検討しているというところでございます。

こうした検討につきましては、先ほどの説明にもありましたように、六月の答申におきまして、今後の石炭政策の中で国内炭技術の海外展開といった構想の一端として検討されていくことが望ましいと考えておまして、現在、産炭地振興対策の予算におきまして、このビジョン策定についての支援を行っているところでございます。

○東(順)委員 このように、地元が主体的にさまざまなこういうプロジェクトで意欲的に取り組んでおるわけではございません。

そこで大臣、この所信の中にも、「石炭鉱業の構造調整に即応した先行的な対策を、特に現行稼行炭鉱地域に対して集中的に実施していくことが必要であります。」このようにお述べになっておられます。こういうふうな、地元が壊滅的な打撃を与えられてしまう前に、今でも非常に厳しい状況に陥っているわけですが、何とか浮揚したい、いろいろなプロジェクトも考えていきたい、考えられるものを必死になって自分たちで知恵を絞って地域を浮上させていきたい、こういうふうに取り組んでおる。こういう先行対策みたいなことに對して大変意欲を持ってやっていらつしやる。全国どこもそうだと思います。産炭地は。こういうことに対して、やはり国としての力強いサポートといものが私はこの十年間の政策の最大の決め手にならう、こういうふうに思うわけではございませんが、この石炭産業、先ほどもお話がありました石炭もある町、石炭のある町から石炭もある町、この「の」と「も」の違い、これは大変大きな意味があると私は思うのです。

構造、そういった町づくり、都市づくり、こういったものを目指して懸命に頑張っているという自治体に対する国のサポートということに對しまして、大臣、どのように思われますか。一言お願いいたします。

○渡部国務大臣 今あるとある産炭地域の将来を真剣に御心配されておる東委員のお話を感銘を持って聞いておりました。しかも今、石炭のある町ということだけでなく石炭もある町という表現の中には、過去にこの国のエネルギー源として活躍した石炭に対する限りない愛着、また現実には国際経済の変化の中で採算がとれない状態になってしまつておる国内炭の現状を率直に認識しておられる、過去に對するノスタルジア、また未来に對して力強く生きていくという先生のお気持ち、私も心を打たれて聞いておりましたので、重点地域として今後ふるさとを豊かに発展させていくために力強く御支援をしてまいりたいと思っております。

○東(順)委員 力強いお言葉ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、鉱害問題について一点お伺いさせていただきます。今、筑豊の飯塚市の上三緒地区というところの一般家屋及び農地の鉱害復旧地域、これは実は昭和三十七年以来約三十年間にわたります、旧三菱鉱業等の有資力鉱区が隣接した地域ということ、鉱害復旧交渉ということで折衝をしてきたんですけれども、現実には遅々として進展してない状況であるやに伺っております。この鉱区線上あるいは隣接線外上の家屋等の残存鉱害の認定、復旧の要望というものは、実は該当する地元の地域の人たちから切なるものが寄せられているわけではございます。この問題につきまして、簡単に現在の状況と、それからまた今後の国としての取り組み、これをお願いしたいと思います。

○土居政府委員 昨年八月だったと思いますが、先生から国会で御指摘を受けて以来、浅所探掘地域における家屋につきましては昨年十月に現地調

査がなされておりました、これにつきましては四月ごろには結論が出される見込みになっております。

それから、四炭鉱の採掘の影響線外にあります農地、家屋につきましては、再度ボーリング調査を実施することにいたしております、そのボーリング調査結果についての学識経験者等の鑑定等の検討を経まして、九月ごろに結論が出される見込みでございます。

○東(順)委員 そのボーリング調査というのは、いつから手がけられるんでしょうか。

○土居政府委員 近々ボーリング調査を実施するというふうにいたしております。

○東(順)委員 その結果が九月に結論が出る、こういうことですね。非常に地元としてもこの問題は長い間悩み続けてきて、また大変注目をされているところでございますので、ひとつこのボーリング調査というものを、そしてまた学識経験者の方々に依頼して最終結論を出す、大変ナイーブな問題でございますので、どうか公平かつ精査というか、しっかりとした調査をしていただきまして、そしてだれもが納得するという結論をぜひ出していただきたい。このように要望して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 これにて東君の質問を終わります。

続いて、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 まず、大臣にお尋ねをいたします。

昨年末新しい産炭地域振興実施計画が決定されました。今までの計画が国主導でつくられたため計画倒れに終わったという反省から、今度はまず原案を自治体につくらせ、国はそれに基いて計画を決定する、そうすれば地元の実情や意見をよく反映した計画になるということでありました。しかし、私が関係者に聞いたところでは、県が市町村からの要求をまとめて原案をつくる段階で国の出先からいろいろ注文をつけられ、随分控え目な案にされた、それがさらに国が決定する段階

でまた押さえ込まれて、もう一段後退したというふう聞いております。そういうことでは地元の要求は随分薄められてしまったのではないかと。この計画を確実にやれば十年で本当に産炭地が自立できるようになるのか、大臣、どうお考えでしょうか。

○渡部国務大臣 今、先生のお話を聞いておりますと、何か私どもが意欲を持ってやろうとしておる仕事に最初から水を差されるような気もしないわけではございませんけれども、まあ余り期待されておられないようではありますが、私は先ほどから申し上げておるように、産炭地域の振興は極めて重要なものである、また、かつて自治大臣としてふるさと創生事業をやった経験から、まず地元の自治体の意欲というものを大事にしなければならぬという考えでこれから進めてまいりたいと思います。

○小沢和委員 私は、地元がどれほど熱意を持っているか、その熱意の方があなたの方のそういう態度でブレーキをかけられていると思うから言っておるわけなんです。

以下、若干の点について具体的に申し上げてみたいと思います。

先ほどから出ておりますように、地元の最大の要求というのは、何といつても道路や鉄道など交通体系を整備してもらいたいということであります。

まず、道路といえは二百号、二百一、三百一十二号などを今度こそ完全に整備してほしいというところであります。特に、二百一、二百二号線は横断し福岡市と行橋市を結ぶ幹線道路であります。今、庄内―田川間、田川―行橋間はいまだに路線の決定も行われておりません。この路線を一日も早く決定して整備を進めない限り、田川地区を浮揚させることはできません。福岡県の方では、こういう事情から、両区間について「路線を決定し、その整備促進を図る」と明記されているのでありますが、計画では「計画の具体化を図る」と後退しておるわけでありますが、これは

なぜなのか。路線決定さえ創られたのではこの十年間にできるはずがないように思いますが、一体いつまでにこの大動脈を完成させるつもりなのか、お尋ねをいたします。

○土居政府委員 産炭地域振興実施計画の計画自体は十年間の計画ということでございますが、そこですべての個別具体的な事業が全部プラン化されるということはいしよせん無理なわけなんです。こゝろは、その中で、今ございました二百一、二百二号線等の具体的な路線決定等の問題につきましては、この福岡県の方案に基づきまして関係各省と協議をして、最終的に今先生御指摘のあったような表現になったわけでございます。

この道路の問題につきましては、何通も申し上げていきますけれども、この地域の振興の一番基礎になりますインフラ整備の問題でございますので、現在、この実施計画で示された方向に即しまして、その具体化の問題として今後関係各省、福岡県と十分協議をしながらこの問題についてフォローをしてまいりたい、このように考えております。

○小沢(和)委員 私も個別具体的なものを全部この十年間で片づけるなどと言っているわけではなく、私がかさつき挙げたあの三つの道路というのはいまはまさにかなめの中のかなめの話なんです。これが完成しなければ、筑豊の浮揚といつてもこれは絵にかいたもちになるのではないかと私は言っておるわけです。

建設省にもお越しいただいておりますけれども、私が今指摘いたしました特に二百一、二百二号線の全線開通、これは筑豊の振興のためには極めて重要な意義を持つておると思っております。今第一次の道路計画の原案が練られているところではないかとありますが、その中に庄内―田川間、田川―行橋間をぜひ取り入れるべきではないかと私は考えます。産炭地域振興を道路計画の決定に当たってどれだけ重視するのか、今の道路についてどういうお考えをお持ちか、お尋ねをします。

○藤田説明員 御説明いたします。

二百一、二百二の庄内―田川間、田川―行橋間につきましては、お尋ねでございますが、この区間は先生おっしゃるとおりまだ計画が固まっていないういいますか、というふうな状況でございます。ただ現地の状況を申し上げますと、飯塚バイパスと田川バイパスが両側にありまして、その間の区間の峠の区間の路線がまだ決まっていないうこととでございます。地元から両バイパスを結んでくれという大変強い要望があるわけでございます。我々も十分承知しております、現在鋭意調査を進めておるところでございます。

この路線を決めるに当たりましては、都市計画決定という手続を踏みたいと思っております。ただ、周辺の土地利用計画、これは用途地域とかそういうものでございますが、これと調整して一緒に決めようというところで現在県の方と御相談を続けておるところでございます。したがって、今後できるだけ早く調整をまとめて都市計画決定の手続に入りたいというふうに思っております。

それから、もう一つの田川から行橋の間でございますが、こちらの方は現在、田川市と勝山町の市町境に仲哀トンネルというのがございまして、その部分につきましては四車化するという前提で、仲哀局改というところで既に平成二年からトンネルに着手しております、これは実施計画の方で整備を促進するというところで記述されておるところでございます。

そのほかのところにつきましては、部分的に現道拡幅もございまして、それからバイパスにした方がよからうかというところもございまして、これも現在調査を進めているところでございまして、周辺の路線計画と他の路線計画、関連道路等の計画と調整いたしまして、調整が終わりました、やはりこれも部分的には都市計画というふうな形で計画を固めていくというふうな必要があるんじゃないかなと思うところ次第でございます。それで、先ほどからこの計画期間内に整備完了

というようなお話でございますが、この道路はどちらにもまだ調査の段階、都市計画決定にも至っていないということでございますので、現在のところ、可能な限り早く都市計画できるようにいろいろ県の方とも折衝してまいりたいと思っております。

事業の方はその後ということになるわけですが、仮に事業にかかりましたとしても、その後、測量等、設計それから地元の協議、用地買収、こんなものがございます、すぐ一挙に道路というのはできません、全国この道路をとっていても、十年間で国道のバイパスがほとんどできていくというような状況ではなかなかございませんので、そこところは十分御理解をいただきたいと思っております、いずれにしても産炭地域の振興のために私どもも一生懸命やるつもりで頑張っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○小沢(和)委員 建設省はそれで結構です。

次に、鉄道では、JR篠栗線の電化・複線化が重要だと思っております。最近、沿線のベッドタウン化が進み、筑豊から福岡市への通勤通学が増加しております。JR九州も乗客の増加にこたえて、博多駅に篠栗線ホームをつくったり新車両を投入してスピードアップ、増発などを図っておりますが、これ以上の篠栗線の改善は、電化・複線化を抜きには進みません。ところが、この問題でも計画の表現が原案より後退していることを私は大変残念に思っております。しかし、失望するのはちょっと早過ぎるようにも最近思っておりますのは、地元の動き、それから国の動きもこれに対応して起こっております。

どういふことかという、さつきもちょっと話が出ましたけれども、全線の複線・電化では費用が四百三十六億円とかかり過ぎるというので、県が部分複線・電化案をまとめた、これは百六十五億円。だから、私はこれは極めて現実的な案だといふふうに思っております。そこへもってきて平成四年度の予算で、地元が計画している第三セク

ターに地域振興公団が三億円出資するということ

が盛り込まれているという話も伺っております。これは、通産省が地元と一緒に篠栗線の電化・複線化に本腰を入れて取り組む姿勢を示したもののいふに理解をしております。これなら大いに期待が持てるわけですが。

○土居政府委員 先ほど来御答弁いたしておりますように、筑豊地域の産炭地域振興実施計画の中で、篠栗線の電化・複線化の問題あるいは二百一十号の問題、三百二十二号の問題というのは非常に基盤的な事業であるという位置づけになっておりまして、これは通産省としても産炭地域振興実施計画の中でのそういう位置づけをしておりますことは事実でございます。

したがって、この電化・複線化につきましても、今先生御指摘がありましたように平成四年度の予算で三億円の出資金の枠を用意しているところでございますが、ただ現在、地元におきましては五者会議で具体的なプロジェクトの中身を検討しておりますので、最終的な出資決定という意思決定をしたわけではございませんけれども、そういう準備をしておるということでございます。

○小沢(和)委員 運輸省、お見えになっていいます。

このJR九州を監督する立場にある運輸省としても、九州における数少ない将来有望な路線である篠栗線の電化・複線化を積極的に支持し、推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○岩村説明員 ただいま先生から御指摘がございましたように、篠栗線の複線・電化は地元に変

強い御要望があることは十分承知しております。ただ、先生のお話の中にもございましたように多額の投資が必要である、地上施設のみで約百二十億ということもございます。また、この線区について見ますと、長期的に大幅に需要増が見込めるといふようなこともなかなかないということもございまして、それから、国鉄が昭和六十二年に民営化をいたしました、そのときの趣旨に照らしま

すと、こういった投資についてはJRがまず第一義的に判断をなさなければいけません。ただ、先ほど来出ておられるわけではございません。ただ、先ほど来出ておりますように、産炭地域の振興ということで、事業費の大半について地元の福岡県なり通産省なり、そういう公的な助成が十分に行われるのであれば、我々はJRに所要の指導を行って、この事業の推進に努めるように指導はしてまいりたいと思っております。

ただ、今も申し上げましたようにJR九州、その体力があるわけではございません、企業体力もそうございせん。そういう意味で、投資の多くは公的な助成がございせん、JRを指導して経営を悪化させてまでこういう整備をせよということとはなかなか言いにくいように思っております。そういう意味で、昨今、三億円の出資がございまして第三セクターをつくるという話も承っておりますが、第三セクターをつくるだけではなくて、その後の公的助成をどうするか、ここら辺が十分に固まりませんとなかなか事業には手がつかないんじゃないだろうか、このように運輸省は思っているわけでございます。

○小沢(和)委員 私が聞いていたところでは、山形新幹線を建設するに当たっては、第三セクターに対して国もかなりの補助を行ったというようにも聞いております。そういうようなことも含めて、地元としてはぜひこれを推進したいという強い気持ちを持っておりまして、運輸省としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

運輸省、これで結構です。

もう一つお尋ねをしたいのは、現在稼働しております炭鉱の、この実施計画の中での位置づけについてであります。福岡県の原案は、石炭産の縮小均衡の方向を踏まえながらも、「石炭鉱業の維持存続は本圏域の重要な課題」としておりました。私どもの党の立場からはこれでは極めて不十分だと思いますけれども、国はこの程度の表現さえ認めず、計画では、今後、石炭企業の経営多角化・新分野開

拓等により石炭鉱業の構造調整を円滑に進めるとだけ記されております。なぜ維持存続という表現をもう認めないという態度をとったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○土居政府委員 これは国の表現ということではございません、福岡県等も含めました、地元も含めた関係者のコンセンサスとして、さらに産炭地域振興審議会に諮ってこういう表現になったというところでございまして、当該地域における石炭の位置づけは、最終的に実施計画で書いてある表現をもつてこれから関係者が合意して進めていくという合意の結果でございます。そういう表現になったということでは御理解をいただきたいと思っております。

○小沢(和)委員 今の話は了解できませんけれども、時間もありませんので、先に進みたいと思

次にお尋ねしたいのは、三池炭鉱の新たな合理化の問題であります。

国内炭の各社が新たな合理化を計画しておりますけれども、いわばその第一陣として、二月十一日に三井石炭が新勤務体制を提案してまいりました。これは先ほど来問題になっておりますように、常一の人々の大部分を三交代に配転するということでもあります。定年退職者の不補充などです。深刻化する要員不足を、保安部門の要員を大幅に削って直接生産部門に集中する案であることは先ほど指摘されたとおりであります。こういう体制を実施すれば、今でも十分な保安がますます犠牲にされることにならないのか、いかがでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 お尋ねの常一の問題でございますけれども、現在三池炭鉱から労組に示されております提案内容は、常一制度を三交代制度との間で人員の配置がえをするといいますが、一部の者につきましては引き続き常一制度を存続するようございまして、配置がえをしない、こういう内容だと承知しております。この常一でございまして、私のささや

かな経験では、そもそも北海道の炭鉱にはござい
ませんで、九州の炭鉱だけにある制度だというふ
うに認識しております。したがって、この常
一番を廃止するあるいは縮小することそのものが
保安確保に直接関係するという、基本的にはそう
いう性質のものではないというふうに認識をいた
しております。

ただ、保安の確保は非常に重要でございます
で、基本的にはこの配置計画、企業の組織、体制
の問題でございますので、労使の話し合いを十分
していただきたい、あるいは場合によりまして保
安法で決められております保安委員会、これには
炭鉱労働者の方も入ります保安委員会がございま
すけれども、もし保安上重大な問題があるという
ことであればそういうところで御議論をいただく
というような制度も備わっておりますので、自主
保安体制の確立という観点からも企業内で十分打
ち合わせ、相談をしていただきたいと思いますという
考えている次第でございます。

○小沢(和)委員 さっきのお話では、九州鉱山保
安監督局でも、このことについては大きな関心を
持って今内容を調査し、検討しているというお話
があったように思うのですが、もう一遍確認して
ください。

○鈴木(英)政府委員 監督部は基本的には法令に
基づく指導監督をする立場にございまして、本
件についても調査検討しているものと了解してお
ります。

○小沢(和)委員 私は先日大牟田に参りまして三
池炭鉱の労働者たちから直接話を聞き、既にこれ
までの合理化で坑内保安が極めて危険な状況に
なっていることを確信いたしました。

一例を挙げると、坑口から採炭現場までの主要
坑道、人車や貨車が走る坑内の目抜き通り約十キ
ロの維持に、数年前までは百人ぐらいいたが、今
はおよそ二十名程度。これがもともと減らされるこ
とになる。だから、この一年くらいの間にこの主
要坑道の荒廃が進んできて、炭車、人車などの脱
線事故が六、七回は起こっている。中には一交

代、つまり八時間以上、その復旧のため生産がと
まったというような深刻な事故もある、こういう
状況だと聞いておりますが、間違いないですね
か。これについてどう指導しておりますか。

○鈴木(英)政府委員 主要坑道が荒れているので
はないかと先生の御指摘でございまして、それ
も、私も保安を監督する立場といたしまして
は、九州鉱山保安監督局におきまして月一回程度
の巡回検査を実施しております。保安確保上問題
があればその都度監督指示書を交付いたしまして
改善させておまして、特に主要坑道について大
きな問題があるというふうには報告を受けており
ませんで、その都度この巡回検査の監督指導で改
善をさせておるといふ状況にあるかと思いま
す。

○小沢(和)委員 そうすると、労働者の人たちが
自分たちの体験から、そういう脱線事故が何回も
起こっているというふうに言っているのは事実
じゃないでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 私、先生の御指摘に対して
事実かどうかというのを断定できる立場にはご
ざいせんけれども、いずれにいたしましてもこ
の監督局の巡回検査、先ほど申し上げましたよう
に月一回程度やっております、その巡回検査の
結果を会社側に伝えるわけですが、そのとき
に労働組合の方にも参加をさせていただきまして
いろいろな御意見を伺っているというふうに認識
をしております。特に強い御意見がございましたら、
当然のことながら巡回検査のときにも十分注
意して検査を実施するというところであろうと思
いますので、特にそのようなお話が出たというこ
とを今のところ聞いておらないということござい
ます。

○小沢(和)委員 労働災害の方も随分ふえている
というふうに聞いておるのです。会社自身も去年
の秋には労働者にわざわざそのことで警告を出し
たというふうに聞きましたけれども、その状況を
どう把握しているのか、最近の災害発生状況を示
していただきたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 三池炭鉱の災害でございま
すけれども、軽傷以上の罹災者につきましては、
昭和六十二年四十六名、六十三年が三十六名、平
成年二十一、平成二年十二名、平成三年十三
名というところでございまして、二年から三年にか
けて一人残念なことになっておるわけではござ
いませけれども、全体として見ますれば軽傷以上
の罹災者数は減ってきておるといふふうに認識を
しております。

また、死亡者事故でございまして、昭和
六十三年、平成年、二年と各一名の死亡災害が
ございましたけれども、平成三年はゼロとなつて
おります、この限りではトータルといたしまし
て災害の発生は年々減少傾向にあるのかなとい
うふうに考えております。なお引き続き、保安の確
保には万全を期するように指導監督に努めてまい
りたいと考えております。

○小沢(和)委員 ここにびつくりするような数字
があるのです。これは昨年十二月十七日、会社と
新労、あの労使協同組合として有名な三池新労
です。その第二十六回生産性向上委員会の資料
があります。この中に「公私傷病人員」という表
が載っております。そこには十二月十四日現在、
公傷で休んでいる者四十一名と記載されておるま
す。

身内だと思つて出した資料なのかもしれませんが
けれども、労働災害で休業しなければならぬとい
う状態の人が四十一名もいるというのは、これ
はあなたの方が今出されたような数字とおおよそ
違うんじゃないでしょうか。これはけがが隠しが行
われているというこの重大な疑いを生じさせる
資料だと思ひますが、これは調査をする必要があ
るのじゃないでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 私ども、先ほど申し上げま
した軽傷以上の罹災者のほかに微傷の罹災者も含
めまして報告を受けておりますけれども、この数
でまいりますと六十三年百八十三名、元年七十六
名、二年二十三名、三年二十二名ということにな
っております。

○小沢(和)委員 微傷というのはかすり傷という
意味だと思ふのですよね。かすり傷だったら休ま
ないのじゃないですか。ところが、組合の資料
に「公私傷病人員」ということで、公傷が四十一
名。これは労使の協議の資料に載っているの
です。私も今言う、かすり傷の人も含めてという意
味かなと思つて、きのうこの資料をくれた人にも
う一遍電話で問い合せたら、いや、これは休ん
でいる人の数字ですとよというふうに言うのです
ね。だから私、ここで持ち出すわけですから、
も、労働者などは今けがが隠しについて徹底して摘
発をしるというのを強調しておる。こういう重
大な数字が一方で出されてきているとすれば、当
然通産省としても同じようにきつぱりした決意で
もう一度調査をしてみよう必要があるのじゃないで
すか。いかがですか。

○鈴木(英)政府委員 調査させていただきます。
○小沢(和)委員 労働者の皆さんから話を聞いて
きたと言いましたけれども、ほとんど毎日のよう
に、だれかがけがをしたということがミートイ
ングのときに報告をされているという現状だそう
ですね。だから、いつ大災害が起こるか心配をし
ている。

話は少く古いのですけれども、一昨年十月三十
日、ガス爆発寸前の事故があったというように聞
きましたが、御存じでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 承知いたしております。
○小沢(和)委員 ここに三池労組の一分会の「き
ずな」という機関紙をいただいて持ってきました。
これを見ますと、一昨年の十月三十日午前十
一時半ごろ、西八〇〇御排気卸掘進切羽でメコフ
ランが五分ぐらい停止をした、その間もロードヘッ
ダーを運転して作業しておったところ、火花が出
てメタンガスに引火し、ガスが一瞬にして燃えた
というのです。

大体ガスの多いところですから、ファンがと
まったら即時機械電源を停止して労働者を退避さ
せるのが当たり前だと思うのです。そういうところ
でロードヘッダーを運転しておったことも非常

に重大だと思ふのです。たまたまガスが濃過ぎたために爆発には至らなかったというふうなこの新聞には書いてあるのです。まさかこれだけ配布をして公式に発表されていることに私は偽りがあるはずないと思ふのです。こういう危険な状態があるということについて御存じないと思ふれば、これは非常に重大じゃないかと思ふのです。

私は、北炭夕張の事故もちょうど石炭特別委員として経験をしました。あのときにも私は直前に非常に重大な事態になるのじゃないかということを実はここで質問して警告したことがあるのですけれども、本当にそういうことをまたここで警告せざるを得ないような状況が今の三池の状況じやなからうかというふうに、私、その労働者諸君の話を聞いて大変憂慮したわけでありました。

時間も大体参りましたから、私きょうはこういうことで問題提起しておきますので、ぜひ徹底した調査と改善をお願いをいたしたい。

○佐藤委員長 これにて小沢君の質問は終わりました。

続いて、高木義明君。

○高木委員 両大臣におかれましては、連日の御審議で敬意を表しております。私も両大臣にお尋ねするのは初めてでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

新しい石炭政策に向けての幾つかのお尋ねをいたします。

実は、このようなところに立ちますと、やはり何といつても私は、我が国がこれまで歩んできた戦前戦後の歴史、その中で石炭産業が果たした役割ということはどうしても忘れるわけにはまいりません。私たちの暮らしの中におきまして、鉄だあるいはセメントだ、電気だ、暮らしにおいても町づくりにおいても、衣食住とともに切っても切り離せないそれぞれの分野を支えてきたのが、言うまでもない、石炭でございます。エネルギー革命がありましたし、多くの歴史がありましたし、その中で私は大切にされなければ

ならないのは、国民のためにあるいは企業とともにその存続を願って一生懸命生産性に対し協力をし、合理化にもその克服に向けて努力をした方々、通常の職場でありますと、生産性を上げ働けば働くほどその産業の夢は開け、そして分配が出てくる、こういうことでありますけれども、石炭産業におきましては、海外炭との価格差等、どうしてもその限りにおいて克服できない問題がある、大変私は厳しい現実だと思っております。しかし、そういった方々が報われるためには、新しい石炭政策の中でこのことを忘れずに、そして雇用の確保が図られ、健康が取り戻される、そういう政策を国として責任を持つことが大切ではないかというふうに私は思っております。

我が国の石炭需要につきましては、御案内のとおり平成二年で一億一千八百五十万トン、その中で国内炭につきましては一千五百八十八万トンでございました。しかし、昭和三十五年、当時の生産量は五千二百六十万トンでございましたけれども、平成二年度には七百九十八万トン、こういう流れになってきました。今、八次策を終わって、新しい政策へと進んでおるわけでありまして、できるだけこういう歴史を、その心のぬくもりを政策の中に反映できる政治であつてほしい、こういうことをまず私は思っております。

そういう中で、石炭の需要につきましては今後どういったことになっていくんであるかということとは私はぜひともこの際お伺いをしておきたい。まあ、長い審議でありましたので一部重複はありますが、お許しをいただきまして、総合エネルギー調査会がつかつて出しておりますエネルギーの需給見通しについて、いわゆる石炭需要が着実に増加すること、石炭は供給安定性及び経済性にすぐれたエネルギーであり、今後とも石油代替エネルギーの柱として引き続き利用の円滑化を図ることが適当である、もちろんこれは海外炭を含めてのことでありまして、そういうことが一つのスタンスになっております。しかし、今日のように地球的規模の環境問題がクロー

ズアップされ、そして我が国におきましてはバブル経済がはじけ、景気の陰り現象が出てきておるといふ今日の現状において、今我が国において石炭需要の見通しは一体どうなるのかということにはぜひお聞きをしておきたいわけでございますが、その点についてまず御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本(真)政府委員 石炭については、今先生が言われたとおり見通しを今のエネルギー需給見通しでは述べております。すなわち、豊富な埋蔵量、賦存の広さという点から供給安定性が非常に高いということ、それから経済性の優位があるということから、中核的な石油代替エネルギーと考えておるわけでございます。

二〇〇〇年の見通しでございますが、現在の先ほどの数字から三千万トン程度ふえまして、一億四千二百万トンの想定をしております。

先生今需要の伸びにつきまして最近の景気等を御指摘されましたが、実は一九八七年以降日本のエネルギー需要は大変高い伸びを示しております。私どもの需要想定、今申し上げましたエネルギー需給見通しでは今後二十年間ぐらいは年率一・二％の需要の伸びしか想定していないわけですが、この数年年率三％あるいは五％を超える伸びを示しております。ここ最近の景気の陰りで若干産業用の伸びは落ちておりますが、家庭用とか運輸用とか、そういうようなところはやはり依然として高い伸びを示して、それでもやはり三％前後の伸びがある、むしろ高い伸びを心配しているという状況でございます。

そういう中で、今後石炭に対する依存度とか期待も高まるという状況でございます。もちろんCO₂の問題あるいはNO_x、SO_xの問題については十分配慮して、技術開発を進めながら使っていくことだと思ひます。

○高木委員 そのような中におきまして、国内炭の需要について基本的な一体どう考えておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○土居政府委員 今山本長官からお話し申し上げました今後十年間の日本の石炭の需要の見通しでございますが、一億四千二百万トンまで三千万トン近く増加が見込まれておるわけでございますが、これにつきましては、具体的に国内炭、海外炭というこの内訳で見ているわけではございません。したがって、御指摘がありました国内炭の今後の需給見通しについてどうかというお話でございますので、これにつきましては石炭産業審議会の答申にありますように、まず石炭の生産のサイドにつきまして、「九〇年代を構造調整の最終段階と位置付け」、「均衡点までは経営の多角化・新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要」、これは石炭の経営者の方針に基づきましてそういう方向性が出てくるわけでございます。したがって、要するにこれから十年間ふえます需要の大部分は海外炭の確保によつて調達されるというふうな考えをしております。

○高木委員 この点につきまして、ちょっとくどくなるようで恐縮なんですけれども、この問題はいわゆる法律の延長というものが前提でございますが、軽々にお答えできない問題はあるかと思ひますが、やはり一番関心を持たれておるところは、当面する平成四年度、来年度の具体的な需要についてどうなるのかということでありまして、その点いかがでしょうか。

○土居政府委員 国内炭に対する需要につきましては、平成四年度から始まります新石炭政策のもとでは、需要が先に決まるのではなくて、石炭各社の生産計画、これは具体的には現在これから審議をお願いいたします法律に基づきまして石炭産業審議会が石炭産業の合理化の実施計画を取りまとめることになっておりますけれども、そこで具体的に石炭各社の平成四年度の生産計画が決まってくるわけでございます。そういう形で決まりました生産計画について需要業界の引き取り協力を得られる、そういう形になっております。

○高木委員 では、この問題はこの程度にいたしますけれども、構造調整についてお尋ねをいたします。

いたいと思います。

昨年十月十五日に石炭各社から構造調整についての基本的な考え方というのが提出されております。まあ各社の内容を見てみますといろいろ出ているわけでありまして、非常に厳しいところとか、あるいは胸をなでおろすところとか、地域の反応はさまざまでございます。

そういうことで、実際、これについて当局としてはどういう評価をしているのか、この点についてその評価のぐあいをお示しをいただきたいと思うのであります。

○土居政府委員 石炭鉱業の構造調整につきましては、もちろん答申で指摘された方向でございますが、その答申の作成段階において既に石炭業界から自主的な構造調整の方向が明示されておりましたので、それを受けて各社が検討した結果ということでございまして、中身につきましてもまだなかなか具体的に難しい問題が残っておりますけれども、基本的な方向といたしましては、今後石炭鉱業の各社が親子一体となって構造調整を積極的に進めていくという意思が非常に強くあらわれているものというふうに評価をいたしております。

○高木委員 そういふ評価に立ちまして一体国はどうしていくのか。もちろん石炭各社の企業努力、これが前提でございますが、その支援を一体いかなるように取り立てていくのかというのがまさに今重要な問題であろうかと私は思っておりますが、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○土居政府委員 この構造調整に対する支援策がまさに今、国会に審議をお願いいたしております平成四年度の予算案になるわけでございまして、先ほど来御説明いたしておりますような、石炭企業各社、これは石炭の子会社だけじゃなしに親会社も含め、さらには関連会社も含めた各社の新分野開拓、経営多角化事業について新しい融資制度を創設してこれを支援していく、あるいはそれに対する補助金制度を創設していく、こういうこと

たこととございまして、そういうことで、予算というだけではなしに、具体的なソフトの面のいろいろな御支援も含めて最大限の支援をしてみたいというふうに考えております。

○高木委員 よろしく御対応いただきたいと強く御要望しておきたいと思っております。

次に、環境問題に関連するのでありますけれども、この石炭需要の増大に当たっては、何といても環境問題に配慮することは言うまでもありません。しかし、石炭は石油あるいは天然ガスに比べて燃焼時の単位発生エネルギー当たりのCO₂排出量が多くて、あるいはSO_x、NO_x、こういう排出による影響もあるという、いわば弱い点もあるわけでありまして、したがって、こういうことを克服しなければなりませんので、そのために今取り組まれている石炭を有効利用することのためにも、いわゆるクリーン・コール・テクノロジー、この開発にますます積極的に取り組まなければならないと私は思っておりますけれども、この技術の開発状況につきましてお示しをいただきたいと思っております。

○横田政府委員 御指摘のとおり、石炭の利用をより効率的に行うといえます観点からは、クリーン・コール・テクノロジーの開発というのが今世界的にも一番大きな課題でございまして、特に石炭を固体のままではなくて、これを液化して使用する、あるいはガス化して使用する、これによりまして、より効率的かつクリーンなエネルギーに変えていくことができるわけでございます。

具体的には、例えば石炭液化につきましては、新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOと申しておりますが、ここを通して、今大きな二つのプロジェクトがございまして、

まず、歴青炭の液化プロジェクトでございますが、これは、一日にまず百五十トン程度の歴青炭を液化処理しようという実験プラントを、現在、茨城県の鹿嶋町の方で建設を開始いたしました。それから、これより先でございますが、豪州との国際共同プロジェクトということで、豪州のビク

トリア州におきまして、そこに多量に賦存いたします褐炭を液化する。これは、一日処理量五十トンの実験プラントでございまして、ほぼ成功裏に運転を終了いたしました。現在、解体研究に入っております、こういう国際プロジェクトでございます。

それからもう一つ、石炭をガス化したしましてこれを活用する面では、石炭ガスから例えばクリーンな水素をつくりまして、これを活用するといえますプロジェクト、これを現在千葉県の袖ヶ浦で運転研究中でございますし、また発電の面では、ガス化したしまして石炭、これによりましてガスタービンと蒸気タービンを併用いたしますといういわゆる噴流床方式の石炭ガス化複合発電パイロットプラント、これを福島県のいわき市で現在運転研究中、こういった状況でございます。

今後とも、工業技術院といたしましては、資源エネルギー庁と一体となりまして、賦存量の豊富な石炭の効率的、よりクリーンな利用という観点から、来世紀の初頭の実用化あたりを念頭に置きながら、また国際的な情報交換、共同研究などを踏まえまして鋭意推進してまいりたい、こう考えております。

○高木委員 ぜひ実用化が一日も早くできまして、地球にやさしいとよく言われておりますけれども、環境対策あるいは石炭の需要拡大といったことにも寄与していくべきだと思っておりますので、鋭意取り組みを進めていただきたいと思っております。

次に、産炭地問題に入ります。昨年の秋から地域振興実施計画が都道府県によりましてそれぞれ提出されております。こういった実施計画の具体的な手立てについてどのようなことになっているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○土居政府委員 産炭地域振興実施計画は今後十年間の各地域の振興の方向を具体的に示したものでございまして、これに基づきまして、平成四年度予算におきましては、石炭鉱業審議会の答申あ

るいはその前の産炭地域振興審議会の答申を受けてまして、特に八次策影響地域あるいは現在の稼行炭鉱地域に対する重点的な対策を講ずるということで、傾斜的な産炭地域振興対策の予算を編成させていただいているわけでございます。

具体的には、午前中議論がございましたような新しい制度といたしまして、地域振興の中核的な事業主体の設立のための補助制度を設けるといったこと、あるいはプロジェクト施設整備等支援調整額ということで、各自治体が行いますいろいろなハード事業の支援事業を創設するといったこと、あるいは地域振興整備公団の出資金、特別低利融資制度の充実、さらには地域振興整備公団によりまして新規工業団地、これはまた三カ所を予算では予定しておりますけれども、この造成といったことを予算の中で現在お願いしているところでございます。

○高木委員 この実施計画が十二分に生かされまして実行できるためには、ただいま御答弁ありました施策が必要だ条件だろうと私は思っております。この点につきましても、万全なものとしてさらに御努力をお願いしたいと思います。

そこで、それぞれの産炭地におきましては、もう言うまでもありませんけれども、自治体財政はかなり脆弱なところがほとんどと云っているほどでございます。そういう意味で、自治体サイドからの支援も大切な大きな柱だろうと私は思っております。したがって、自治体サイドとして自治体支援についてどのようにお考えになっておられるのか、その点についてお答えをいただきます。

○森元説明員 産炭地におきましては、労働力人口の流出あるいは基幹産業の衰退というようなことで地域の産業経済が非常に疲弊しております。地方団体といたしまして、地域住民の生活あるいは福祉というものを確保していく上で非常に苦勞しておるわけでございますが、このような産炭地域の特殊性を考慮いたしまして、かねて私ども自治省の方におきまして、地方財政に対して格別の配慮、特別の措置を講じておるところでござ

います。

一つは、関係地方団体の一般財源を充実する、確保するという観点から、交付税におきまして特別のかさ上げ措置を講じております。産炭地補正あるいは数値急減補正等を講じております。

それからまた、地方団体がいろいろな事業を実施いたします場合に、特に財政負担が重い、そのために事業がはかどらないというようなことがあつてはいけないということから起債の充当率を引き上げる。それと、これは私どもではございせんが、関係省庁の方におきまして利子補給あるいは補助率のかさ上げ等を講じておられるということでございます。

また、地域そのものを将来に向けて発展させていく必要から企業誘致等に力を入れておるわけでございしますが、その企業誘致の誘引策として、事業税、不動産取得税、固定資産税等の軽減を行い、また場合には交付税で減少補てんをするというような措置を講じておるところでございます。

○高木委員 ありがとうございます。

雇用問題についてお尋ねをいたします。

大臣は所信表明の中におきまして、求職活動中の早期再就職の促進と生活の安定を図るため各般の援護措置を講じ、万全を期してきており、今後雇用問題の解決に当たりさらなる努力を行うというふうに力強く述べておられます。大変心強いのであります。新しい政策下での雇用問題解決に当たりまして、再度大臣の決意を、どのようなものを持つておられるのか、具体的内容もしありましたらあわせてお教えいただきたいと思ひます。

○近藤国務大臣 炭鉱労働者の雇用対策は、私たち労働省の最重要課題の一つでございまして、従来も炭鉱離職者求職手帳に基づく各種の再就職援助措置をやつてまいつたわけでございますが、今後さらにこの措置を強化してまいりたい。

特に、今後、多くの炭鉱労働者の方々が石炭鉱業の合理化による離職をしないで石炭企業の経営の多角化等によつて新たな雇用に円滑に移行でき

るように、実は新しい炭鉱離職者臨時措置法の改正をお願いをいたしたいと思つておるわけであります。その中で、炭鉱労働者の配置転換、職業訓練等の措置を講じる事業主に対して、その対象となる炭鉱労働者の賃金助成等を行う炭鉱労働者雇用安定助成金の新たな創設、そして従来もやつておりますが職業訓練の積極的な実施等を通じて、先ほど申しましたように離職を経ないで円滑に新しい仕事についていただくような措置をこれから積極的に進めてまいりたいと考えております。

○高木委員 ありがとうございます。

時間も残りわずかになってまいりました。せっかくの機会でございますので、通産大臣、私が先ほどから述べてまいりましたが、新しい石炭政策を進めるに当たりましての御決意をお伺いしてみたいと思ひます。

○渡部国務大臣 先ほどから高木先生の御質問に政府委員から具体的な施策それぞれについて答弁をしてまいりましたが、基本的に、かつて我が国のエネルギーに大きな貢献を果たしてきた国内炭、国際経済の大きな変化の中で、コストの面で、残念ながら将来、これによつて働く人たちがいるのは地域の振興というのが困難になつてきた。そういう時代の趨勢の中で、従来まで石炭産業で働いてきた人々、またその地域の人々が将来にわたつて新しい希望を持つて暮らしていけるような、また発展していけるような地域振興というものを、これから私どもの及ぶ限りの力で実現をしてまいりたいと思ひます。

○高木委員 ひとつよろしくお願いいたします。時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

あります。

第三点は、石炭鉱業の構造調整の円滑な推進のため、同法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することでありまして、

第二に、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に変更するとともに、同法の目的を改めることとあります。

第二点は、炭鉱離職者等の新分野開拓に伴う炭鉱労働者の雇用安定施策を新たに講ずることとあります。

第三点は、石炭鉱業の構造調整に即応した雇用対策の推進のため、同法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することとあります。

第三に、石炭鉱業経営規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者に関する中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限を平成十三年度末まで延長することとあります。

第四に、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正であります。

その改正の第一点は、累積鉱害の最終的な解消を図るため、二法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することとあります。

第二点は、累積鉱害解消後の体制の構築であります。

第三点は、鉱害の復旧促進を図るため、臨時石炭鉱害復旧法の手続きを充実させることとあります。

第五に、これら石炭政策に伴う安定的財源を確保するため、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することとあります。

第六に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の廃止であります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る三月四日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次回は、来る三月四日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭鉱業構造調整臨時措置法

目次中「石炭鉱業合理化計画」を「石炭鉱業構造調整基本計画等」に、「第六条」を「第二十四条」に、「合理化等」を「構造調整」に、「第七条」を「第二十五条」に、「販売価格等」を「販売価格」に改め、「第五章の二 未開発炭田の開発」(第六十八條の二・第六十八條の八)及び「第五章の三 鉱区の調整」(第六十八條の九・第六十八條の十五)を削り、「第八十三條の二」を「第八十

三條」に改める。
第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置を講ずるとともに、石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措置を講ずることにより、エネルギー事情その他内外の経済事情に応じた石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律で「石炭会社」とは、石炭鉱業を営む会社をいい、「親会社」とは、石炭会社に対しその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている会社をいい、「関係事業者」とは、次に掲げる事業者であつて石炭会社以外のものをいう。

一 石炭会社又はその親会社がその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

「第二章 石炭鉱業合理化計画」を「第二章 石炭鉱業構造調整基本計画等」に改める。

第三条の見出しを、「(石炭鉱業構造調整基本計画)に改め、同条第一項中「きいて、石炭鉱業合理化基本計画」を「聴いて、石炭鉱業構造調整基本計画(以下「基本計画」という。))に改め、同条第二項を次のように改める。

- 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 石炭鉱業の構造調整の基本的な目標
- 二 石炭鉱業の合理化及び安定の基本となるべき事項
- 三 石炭会社、親会社及び関係事業者の事業

の新分野の開拓(以下単に「新分野の開拓」という。))について基本的な指針となるべき事項

四 鉱山労働者の雇用の安定、産炭地域における鉱工業等の振興その他の石炭鉱業の構造調整に際し配慮すべき重要事項

第三条第三項を削り、同条第四項中「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第一項中「きいて、石炭鉱業合理化基本計画の実施」を「聴いて、基本計画に基づいて石炭鉱業の合理化」に改め、同条第二項第一号中「石炭の生産数量、生産能力、生産費その他」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 石炭の生産数量に関する事項

第四条第二項第四号を次のように改める。

四 石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金(以下「石炭鉱山整理促進交付金等」という。)の交付に係る採掘権又は租

鉱権の基準その他石炭鉱業の整備に関する事項

第四条第三項を削り、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条の二第一項中「きく」を「聴く」に、「きいて、整備計画」を「聴いて、石炭鉱業合理化実施計画のうち前条第二項第四号に掲げる事項に係る部分(以下「整備計画」という。))に改め、同条第二項中「第三条第四項」を「第三条第三項」に改める。

第五条の見出しを、「(基本計画等の変更)」に改め、同条第一項中「きいて、石炭鉱業合理化基本計画」を「聴いて、基本計画」に改め、同条第三項中「第三条第四項」を「第三条第三項」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱業の合理化等の業務」を削り、第七條から第二十四條までを次のように改める。(新分野開拓計画の承認)

第七條 石炭会社は、親会社と共同して、石炭会社、親会社又は関係事業者が実施する新分野の開拓についての計画(以下「新分野開拓計画」という。)を作成して、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 新分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野の開拓の目標

二 新分野の開拓の内容及び実施時期

三 新分野の開拓の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 新分野の開拓に伴う労働に関する事項

五 その他通商産業省令で定める事項

3 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野開拓計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該新分野開拓計画が基本計画に照らして適当なものであること。

二 当該新分野開拓計画が当該石炭会社の営む石炭鉱業の合理化及び安定並びに当該石炭会社に係る鉱山労働者の雇用の安定に資するものであること。

三 当該新分野開拓計画が新分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

(新分野開拓計画の変更等)

第八條 前条第一項の承認を受けた石炭会社及び親会社は、当該承認に係る新分野開拓計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた石炭会社若しくは親会社(以下「承認事業者」という。又は当該承認事業者に係る関係事業者(以下「承認事業者等」という。))が当該承認に係る新分野開拓計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。))に従つて新分野の開拓を実施していないと認めるときは、

その承認を取り消すことができる。
3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

第九條から第二十四條まで 削除
第二十四條の次に次の章名を付する。

第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱業の構造調整の業務

第二十五條の見出し中「合理化等」を「構造調整」に改め、同条第一項中「合理化及び安定を」「構造調整」に改め、同項第一号中「採掘権の買収及び」を「買収した採掘権の」に改め、同項第二号中「鉱業施設の買収及び」を「買収した鉱業施設の」に改め、同項第五号中「採掘権若しくは鉱業施設の買収」を削り、同項第九号の二を削り、同項中第九号の三を第九号の二とし、第十六號の二の次に次の三號を加える。

十六の三 承認事業者等に対する新分野開拓促進補助金の交付

十六の四 承認計画に係る新分野の開拓に必要な資金の貸付け

十六の五 承認計画に係る新分野の開拓のために実施する海外における石炭の採掘若しくは石炭資源の開発又はこれらに必要な資金の供給の事業（以下「海外炭開発事業」という。）に必要な資金の出資
第二十六條第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 買収した鉱業施設の貸付け及び売渡しの方法

二及び三 削除

第二十六條第二項第六号中「採掘権若しくは鉱業施設の買収」を削り、同項第九号の二を削り、同項第九号の三中「前条第一項第九号の二」を「前条第一項第九号の二」に改め、同号を同項第九号の二とし、同項に次の三號を加える。

十六 新分野開拓促進補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法
十七 前条第一項第十六號の四に規定する資

第二類第三号 石炭対策特別委員会議録第二号

金に係る貸付金の利率、償還期間並びに貸付け及び償還の方法

十八 海外炭開発事業に必要な資金（以下「海外炭開発資金」という。）の出資の方法

第二十七條第一項中「事業年度の毎四半期」を「毎事業年度」に改め、「その四半期に係る」及び「及び開発資金」を削り、「並びに同項第十一号」を、「同項第十一号」に改め、「石炭供給安定資金の貸付計画」の下に、「新分野開拓促進補助金の交付計画、同項第十六號の四に規定する資金の貸付計画並びに海外炭開発資金の出資計画」を加え、同条第二項中「及び保証計画」を、「保証計画及び出資計画」に改める。
第二十八條から第三十四條までを次のように改める。

第二十八條から第三十四條まで 削除

第三十五條第二号を次のように改める。

二 その採掘権又は租鉱権が石炭鉱業合理化実施計画に定める整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

第三十五條の三第一項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三十五條の五の二第一号を次のように改める。

一 その採掘権又は租鉱権が石炭鉱業合理化実施計画に定める規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

第三十五條の六第一項中「営む」を「営んでいた」に改める。

第三十五條の十三第一項を次のように改める。

機構は、その交付することとした整理促進交付金に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその整理促進交付金の交付の申請の日以前十五月間に通算して三月以上従事していた鉱山労働者であつて、その整理促進交付金の交付の申請の日以後当該整理促進交付金の交付の決定の日後二月を経過した日まで

進交付金の交付の申請の日以後当該整理促進交付金の交付の決定の日後二月を経過した日まで
に解雇されたもの又は第三十五條の五の三第一項第一号に規定する鉱山労働者に対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條の平均賃金の三十日（通商産業省令で定める場合にあつては、四十五日）分に相当する金額（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額）（政令で定める金額）の範囲内（の）に限る。）を加えて得た金額を支払わなければならない。

第三十六條の二中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

第三十六條の三の見出しを「近代化資金の貸付けの相手方等」に改め、同条第一項中「開発資金の貸付けは、第六十八條の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なう」を「行う」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項を、前三項に、」を「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六條の四第二項を削る。

第三十六條の五中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の六中「又は開発資金」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第三十六條の八及び第三十六條の九第一項中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の十中「又は開発資金」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十六條の十一中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の二十八の次に次の二條を加える。

（新分野開拓資金の貸付け）
第三十六條の二十九 第二十五條第一項第十六號の四に規定する資金の貸付けは、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓に必要な資金について行うものとする。

2 前項に規定する資金のうち設備資金及び海外炭開発資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十年（据置期間を含む。）を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六條の六、第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

（海外炭開発資金の出資）

第三十六條の三十 海外炭開発資金の出資は、海外炭開発事業を行う承認事業者等に対して行うものとする。

第四十條の二中「あてを」を「充てる」に改め、「開発資金」を削り、「又は同項第十三号に規定する資金」を、「同項第十三号に規定する資金又は同項第十六號の四に規定する資金、設備資金及び海外炭開発資金に限る。」に改める。

第五十三條第二号中「第二十五條第一項第九號の三を、」第二項第三項、第二十五條第一項第九號の二に、「第四項まで」を「第三項まで」に改める。

第五十七條第一項ただし書及び第二項を削る。

第五十七條の三中「こえず」を「超えず」に、「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第五章の章名中「販売価格等」を「販売価格」に改める。

第六十一條第一項中「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第六十二條から第六十八條までを次のように改める。

第六十二條から第六十八條まで 削除

第六十二條から第六十八條まで 削除

第六十二條から第六十八條まで 削除

第六十二條から第六十八條まで 削除

第七十條中「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）」を削り、「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第七十九條に次の一項を加える。

平成四年二月二十七日

2 通商産業大臣は、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓の実施状況に関し報告をさせることができる。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十三条とする。

第八十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第六十六条、第六十八条の七第一項又は」を削り、同条第一号の二を削る。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第二号中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第二条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法

目次中「第二章 職業紹介等(第三条―第七條)」を「第二章 雇用の安定のための措置(第二条―第二章の二 職業紹介等(第三条―第七條の二)―第二章の五)」に、「第二章の二 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置」を「第二章の三 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置」に改める。

第一条中「が一定の地域において多数発生している現状」を「の現状、炭鉱労働者の今後の雇用の動向等」に、「炭鉱離職者緊急就労対策事業及び」を「これらの者に關し、職業の転換の援助」に、「その職業」を「これらの者の職業」に改める。

第二章の二を第二章の三とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の見出しを「炭鉱離職者に対する職業訓練」に改める。

第七條中「新エネルギー・産業技術総合開発機構による石炭を目的とする採掘権若しくは

石炭鉱業に使用する施設の買収」を削る。

第二章を第二章の二とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 雇用の安定のための措置
(炭鉱労働者等の雇用安定措置)

第二条の二 炭鉱労働者等(炭鉱労働者及び当該炭業権者から委託を受けて石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の行為を業として行う者をいう。以下この章及び第二十三条において同じ。)は、当該炭業権者等又はその関係事業者が事業の新分野の開拓を実施する場合において、その雇用する炭鉱労働者が当該新分野の事業に従事することにより、その雇用の安定が図られるよう、職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置の実施に努めなければならない。

(炭業権者等の作成する雇用安定計画)

第二条の三 炭業権者等は、前条の場合においては、労働省令で定めるところにより、その実施しようとする職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置に関する計画(以下「雇用安定計画」という。)を作成し、労働大臣に提出して、その認定を受けることができる。

当該雇用安定計画を変更したときも、同様とする。

2 炭業権者等は、前項の規定により雇用安定計画を作成するに当たっては、当該雇用安定計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該雇用安定計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る雇用安定計画で定める措置の内容が円滑な職業の転換を図る上で適当でないとき、当該炭業権者等に対して、その変更を求めることができる。

きる。その変更を求めた場合において、当該炭業権者等がその求めに応じなかつたときは、労働大臣は、同項の認定を行わないことができる。

(雇用の安定のための助成)

第二条の四 国は、前条第一項の規定による認定を受けた雇用安定計画に基づく配置転換、職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置を実施する炭業権者等及びこれらの措置に係るその他の事業主に対して、労働省令で定めるところにより、必要な助成を行うことができる。

(炭鉱労働者に対する職業訓練)

第二条の五 労働大臣は、第二条の三第一項の規定による認定を受けた雇用安定計画に基づく教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。

第二十三条第一項中「当該業務の遂行のみによつては」を「炭鉱労働者の雇用の安定並びに」に、「に關する措置がなお不十分であると認められる現状に対処する」を「を」に改め、同項第八号中「のほか」の下に「炭鉱労働者の雇用の安定並びに」を加え、同号を同項第九号とし、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 炭業権者等に対して、炭鉱労働者の配置転換その他の雇用に關する事項の管理に關し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれらの事項の管理の改善について助言すること。

第二十三條第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第二十四條第三項中「前条第一項第五号」を

「前条第一項第六号」に改める。

第二十五條第二項第三号中「第二十三條第一項第五号」を「第二十三條第一項第六号」に改める。

第三十四條中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改める。

第四十一條中「事業団は」の下に「炭鉱労働者の雇用の安定及び」を加え、「を促進し」を「の促進を図り」に改める。

第四十六條中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第十六條中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「この法律の施行の日から五年を経過した後は、その時まで」を「第一章(炭鉱離職者に係る部分に限る。)、第二章の二及び第二章の三の規定並びに第三章から第五章まで(炭鉱離職者に係る部分に限る。)」の規定は、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第 号)の施行の日(以下「施行日」という。)前に、「その後」を「施行日以降」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第三條 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第二条第三項を削る。

第八條中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四條 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号口中「石炭鉱業合理化

臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に、「石炭鉱業合理化基本計画」を「石炭鉱業構造調整基本計画」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第五條 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十九條の三」を「第七十九條の四」に、「第四章 削除」を「第四章 指定法人(第八十條、第八十九條)」に改める。

第四條第二項中「においては、」の下に「通商産業省令で定める地域」と及び「を加え、」あたつて「を」に改める。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 通商産業大臣は、前條第二項の通商産業省令で定める地域に、当該地域に係る鉱害復旧長期計画が達成されたと認めるとき、又は早期に達成されることが確実であると認めるときは、その旨を公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による公示をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第四十八條の二の次に次の一條を加える。

第四十八條の三 事業団は、通商産業大臣が鉱害の復旧に係る事業であつて政令で定めるもの(以下「特定鉱害復旧事業」という。)を行う法人をその事業を行う地域を定めて指定したときは、当該地域内の区域については、第四十八條第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないものとする。ただし、通商産業大臣が復旧基本計画を作成することが特に必要であると認めて指示をしたとき、又は第八十四條第一項の規定により指定を取り消したときは、この限りでない。

第五十條第一項中「復旧費等又は」を「復旧費等若しくは」に改め、「金額」の下に「又は第七十九條の四の規定により事業団が支払う金額」を加える。

加える。

第五十一條第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第二号中「前号の」を「同号の」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項に次の一号を加える。

九 第一号及び第二号の規定にかかわらず、第七十九條の四に規定する農地、農業用施設、公共施設又は家屋等については、同條の規定により定められる金額

第五十二條の二中「記載された見込納付金額」の下に「(通商産業大臣が第五十六條の二第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧の目的としな

第五十六條第一項中「指示」の下に「(次條第四項の指示を含む。)」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第五十六條の二 前條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、復旧の目的となつてゐる土地物件に関する権利についての争いがあること、その作成した実施計画に被害者の同意を得ることができないことその他の事由により、復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、主務大臣に当該事由を記載した書面を提出することができる。

2 主務大臣は、前項の書面の提出があつた場合においては、当該事由を除去するため、関係者に対し、指導及び助言をし、又は必要に応じ勧告をすることができ、

3 主務大臣は、前項の場合においては、都道府県知事又は関係市町村長に対し、当該事由を除去するため必要な協力を求めることができる。

4 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由によつては復旧工事の施行が困難又は不適当であるとは認められないときは、当該復旧工事の施行者に対し、前條第一項の認可を受けるべき旨の指示をするものとす。当該事由が除去されたと認めるときも、同様とする。

5 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由を除去することが著しく困難であり、かつ、当該事由を除去しなければ復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

6 通商産業大臣は、前項の通知を受けた場合において、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画(以下この条において「復旧基本計画」という。)を変更することにより当該事由を除去することができ、かつ、当該変更をすることが適当であると認めるときは、同條第四項の規定により復旧基本計画を変更するものとする。

7 通商産業大臣は、第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により復旧基本計画を変更して、その通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧の目的としなものとすときは、被害者の意向に十分配慮するよう努めるものとする。

第五十七條第一項及び第四項中「前條第一項前段」を「第五十六條第一項前段」に改める。

第七十九條の前の見出しを「(復旧の目的としない農地等の処理)」に改める。

第三章第四節中第七十九條の三の次に次の一條を加える。

第七十九條の四 事業団は、通商産業大臣が第五十六條の二第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等(以下この条において「農地等」という。)を復旧の目的としないこととしたときは、主務大臣が主務省令、通商産業省令で定

める算定基準に従いその農地等について支払うべき金額として定めた金額を、その農地等に係る被害者に対し、支払わなければならない。

第四章 指定法人

(指定)

第八十條 第四十八條の三の指定は、特定鉱害復旧事業を行うとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第四十八條の三の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特定鉱害復旧事業を適正かつ確実に実施することができものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であること。

三 第四條の二第一項の規定により公示された地域において特定鉱害復旧事業を行うものであること。

四 その指定をすることによつて申請に係る地域の特定鉱害復旧事業の円滑な実施を阻害することとならないこと。

3 通商産業大臣は、第四十八條の三の指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに特定鉱害復旧事業を行う地域を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程)

第八十一條 指定法人は、特定鉱害復旧事業に係る業務に関する規程(以下「業務規程」とい

う。を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定鉱害復旧事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ、

(事業計画等)

第八十二条 指定法人は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第八十三条 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に

関し監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消)

第八十四条 通商産業大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条の三の指定を取り消すことができる。

一 特定鉱害復旧事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第八十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定鉱害復旧事業に係る業務を行つたとき。

四 第八十一条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十八条の三の指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八十五条から第八十九条まで 削除

第九十三条に次の一号を加える。

五 第七十九条の四の規定による被害者に対する支払に要する費用

第九十四条第二項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改め、「費用」の下に「同条第五号に掲げる費用にあつては、農地、農業用施設又は家屋等に係るものに限る。」を加え、同条第七項中「若しくは第七十九条の三第一項」を「第七十九条の三第一項若しくは第七十九条の四」に改め、「規定により事業団が支払う金額」の下に「(同条の規定により支払う金額にあつては、農地、農業用施設又は家屋等に係るものに限る。)」を、「復旧不適農地等」の下に「若しくは第七十九条の四に規定する農地、農業用施設若しくは家屋等」を加える。

第九十八条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人から当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を徴し、又はその職員に指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第一百二条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「第九十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第一百四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第一百六条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年七月三十一日」を

「平成十四年三月三十一日」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第六条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條の二」を「第三十三條の三」に改める。

第十一條の二第二号中「事業団の復旧基本計画(復旧法第四十八條第一項の復旧基本計画をいう。以下同じ)の作成」を「復旧法に基づく鉱害の復旧」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。))」に、「第一号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)」に改め、同条を同条第三号とする。

第十一條の三第二項を削り、同条第三項中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二條中「復旧基本計画」の下に「復旧法第四十八條第一項の復旧基本計画をいう。以下同じ。」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一條第三項を次のように改める。

第三十條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「より行なう」を「より行う」に、「復旧不適農地等」を「復旧の目的としない農地等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 鉱害の復旧等の事業を行う者に対するその経費の補助

第三十條第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三章第三節中第三十三條の二の次に次の一条を加える。

(補助の対象)

第三十三條の三 第三十條第一項第五号の補助は、復旧法第四十八條の三の指定を受けた法人に対し、同条の特定鉱害復旧事業及び鉱害が生じている地域の整備に係る事業について行うものとする。

第三十六條に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十九條の次に次の二條を加える。

(交付金)

第三十九條の二 政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、第三十條第一項第五号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

(資金)

第三十九條の三 事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十條第一項第五号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用により生ずる収益についても、同様とする。

2 事業団は、前項の資金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の資金は、次条の規定により運用する場合のほか、第三十條第一項第五号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第四十一條の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む)は、第三十條第一項第五号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く)中「各省各庁」と

第五條 第八條の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法(以下「旧再建整備法」という。)

第九條 第一項の規定により解除された元利補給契約又は再建交付金交付契約に係る借入金又は債務に係る損失の補償並びにその損失の補償に係る債権の保全及び取立てについては、旧再建整備法第十條、第十一條及び第十七條(旧再建整備法第十條第四項及び第五項並びに第十一條第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧再建整備法第十一條第二項の規定による納付金は、第七條の規定による改正後の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(以下「新特会法」という。)

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第七條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條の見出し中「合理化等」を「構造調整」に改め、同条中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に、「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改める。

附則第十五條の前の見出し中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改め、同条第一項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に、「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に、「合理化

化法」を「構造調整法」に、「及び保証計画」を「保証計画及び出資計画」に改め、同条第二項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改め、同条第三項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に、「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に、「及び保証計画」を「保証計画及び出資計画」に改め、同条第八項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改める。

附則第十六條 第一項、第二項及び第四項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改め、同条第五項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に、「合理化法」を「構造調整法」に改め、同条第六項中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改める。

附則第十七條 中「石炭鉱業合理化業務」を「石炭鉱業構造調整業務」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十二号中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に、「第二十三條第一項第一号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

第八十條第三項中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改める。

第三百四十八條第二項第十九号中「炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第一項第一号」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三條第一項第二号」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第六号中「若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業」を「又は公共事業」に、「失業者又は炭鉱離職者」を「失業者」に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第十條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條 中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第十二條 雇用保険法(昭和四十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第二項中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十三條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十五号を次のように改める。

第四十五 削除

第四條第五十一号中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

第五條第五十七号を次のように改める。

五十七 削除

第十條第一項中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

理由

石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて総合的な石炭対策を講じていくことが必要とされる現状にかんがみ、関係法律が廃止するものとされる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、今後十年間を最終段階として、石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図るため、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置並びに石炭会社等の事業の分野の開拓を促進するための措置を講じ、あわせて炭鉱労働者の雇用の安定のための措置、石炭鉱業を速やかに復旧するための措置等を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年三月十一日印刷

平成四年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局